

令和 2 年 9 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 9 月 8 日 開会

令和 2 年 9 月 17 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和2年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（9月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	13
松田孝司君	13
佐々木勇治君	28
渡邊泰彦君	39
馬場 績君	54
散会の宣告	77

第 2 号（9月9日）

議事日程	79
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
職務のため出席した者の職氏名	82
開議の宣告	84
議事日程の報告	84
認定第1号から報告第7号の一括上程、説明	85
延会について	128
延会の宣告	128

第 3 号（9月16日）

議事日程	1 2 9
出席議員	1 3 1
欠席議員	1 3 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 1
職務のため出席した者の職氏名	1 3 2
開議の宣告	1 3 3
議事日程の報告	1 3 3
認定第2号訂正の件	1 3 3
報告第5号訂正の件	1 3 4
認定第1号の質疑、討論、採決	1 3 4
認定第2号の質疑、討論、採決	1 8 4
議案第104号の質疑、討論、採決	1 8 5
議案第105号の質疑、討論、採決	1 8 5
議案第106号の質疑、討論、採決	1 9 3
議案第107号の質疑、討論、採決	1 9 4
議案第108号の質疑、討論、採決	1 9 5
議案第109号の質疑、討論、採決	1 9 5
議案第110号の質疑、討論、採決	1 9 6
議案第111号の質疑、討論、採決	1 9 6
議案第112号の質疑、討論、採決	1 9 7
議案第113号の質疑、討論、採決	1 9 7
議案第114号の質疑、討論、採決	1 9 8
議案第115号の質疑、討論、採決	1 9 8
議案第116号の質疑、討論、採決	2 0 1
議案第117号の質疑、討論、採決	2 0 1
議案第118号の質疑、討論、採決	2 0 3
議案第119号の質疑、討論、採決	2 0 4
延会の宣告	2 0 5

第 4 号（9月17日）

議事日程	2 0 7
出席議員	2 0 8
欠席議員	2 0 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0 8
職務のため出席した者の職氏名	2 0 9
開議の宣告	2 1 0
議事日程の報告	2 1 0

議案第 1 2 0 号の質疑、討論、採決	2 1 0
議案第 1 2 1 号の質疑、討論、採決	2 2 7
議案第 1 2 2 号の質疑、討論、採決	2 2 7
議案第 1 2 3 号の質疑、討論、採決	2 2 8
議案第 1 2 4 号の質疑、討論、採決	2 2 8
議案第 1 2 5 号の質疑、討論、採決	2 2 9
議案第 1 2 6 号の質疑、討論、採決	2 2 9
同意第 1 号の質疑、採決	2 3 0
同意第 2 号の質疑、採決	2 3 0
同意第 3 号の質疑、採決	2 3 1
報告第 5 号の質疑	2 3 1
報告第 6 号の質疑	2 3 1
報告第 7 号の質疑	2 3 1
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 7
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	2 3 8
町長挨拶	2 3 9
閉会の宣告	2 4 0

浪江町告示第 1 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 2 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 8 月 7 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 2 年 9 月 8 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 2 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 9 月 8 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副町	小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和2年浪江町議会9月定例会に先立ち東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立をください。

〔黙とう〕

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いをいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、令和2年浪江町議会9月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、松田孝司君、12番、山本幸一郎君、13番、泉田重章君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から17日までの10日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの10日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。8日、9日、16日及び17日を本会議とし、10日から15日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。

行政報告は、町長からお願いします。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和2年浪江町議会9月定例会を招集しましたところ、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

東日本大震災発生から9年5か月、一部地域の避難指示解除から3年5か月が経過いたしました。改めて、震災でお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

行政報告に先立ち、まず新型コロナウイルス関連についてご報告申し上げます。

皆様ご承知のとおり、去る8月20日に、町内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されました。感染者は、道の駅なみえの管理運営を委託しているまちづくりなみえの社員であったことから、感染確認直後に道の駅を閉鎖し、8月21日未明にかけて館内の消毒作業を行いました。

感染した社員は現在も入院中であり、治療が続けていると聞いております。1日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、濃厚接触者については14人確認され、PCR検査の結果、

全員陰性であることが確認され、加えて道の駅に勤務する全社員のPCR検査を行ったところ、全員の陰性が確認されました。

さらに、まちづくりなみえの事務所の消毒と事務所内に勤務する社員全員のPCR検査を実施し、陰性が確認されたと報告を受けております。

道の駅につきましては、感染防止対策を強化し、8月31日より物販エリアとフードコートを開いたしました。

町民の皆様、また町に訪れる皆様には、大変なご不安とご心配をおかけしておりますが、引き続き感染防止対策を強化し、徹底して安心安全な施設運営に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、去る9月1日から9月5日にかけて南相馬市内で感染が判明いたしました3名の感染者につきましては、いずれも町内の家屋解体工事に従事する作業員であることが判明いたしました。環境省からの報告によりますと、町内で一般の不特定多数の方々との接触はなかったとのことでした。

この報告を受け、環境省に対しましては、改めて速やかな情報提供と施工業者に対する感染拡大防止策の指導徹底を申し入れたところであります。

次に、令和元年度決算についてご報告いたします。

令和元年度は、浪江町復興計画に位置づける本格復興期の後半を迎える中、平成から令和への改元、消費税率の引上げ、台風第19号を初めとする豪雨災害の発生、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、町を取り巻く情勢が目まぐるしく変化した一年となりました。

このような状況下ではありましたが、これまで進めてきたまちのこしが集大成の時期を迎え、7月には待望であったスーパーマーケット、イオン浪江店がオープンしました。また、整備を進めてきた北産業団地、棚塩産業団地が供用開始となり、棚塩産業団地に世界最大級の水素製造能力を有する福島水素エネルギー研究フィールドが開所しました。さらに、請戸漁港では水産業共同利用施設が完成し、併せて整備を進めてきた水産加工団地では、民間の加工施設が竣工を迎えました。

このほか、継続事業としては、復興のシンボルとして交流・情報発信拠点施設、道の駅なみえの整備や復興関連の道路整備を進めるとともに、新規事業として地場産業の再興を目的とした乾燥調製貯蔵施設の整備に着手いたしました。さらに、JR浪江駅を含む中心市街地再生については、国から事業承認を得ることができましたの

で、今後、全線開通を果たしたＪＲ常磐線と連携を図りつつ、具体的な整備計画を策定してまいります。

一方では、消費税率の引上げに対応するため、子育て世帯等を対象としたプレミアム付商品券の発行、台風第19号を初めとする豪雨災害では、町内避難所の開設や罹災された町民の方々へのお見舞金の支給、災害のあった他自治体への支援活動など、新たに生じた様々な課題にも対応いたしました。

これらの結果、令和元年度の一般会計決算額は、歳入総額386億8,438万7,000円、前年度比10.0%の増、歳出総額364億3,849万5,000円、前年度比9.0%の増となり、引き続き大規模な決算となりました。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は10億7,987万6,000円と黒字となりました。

決算状況を歳入歳出別に見ますと、歳入については35億940万1,000円の増となりました。これは道路整備事業、木材製品生産拠点施設整備事業、農業水利施設等保全事業及び乾燥調製貯蔵施設事業などの財源となっている福島再生加速化交付金が国・県から交付されたことや、町有地に係る原子力損害賠償金の支払いがあったことなどにより増加したものです。

歳出では、福島再生加速化交付金や原子力損害賠償金を基金に積み立てたことや、産業団地、木材製品生産拠点施設、交流・情報発信拠点施設、水産業共同利用施設及び乾燥調製貯蔵施設などの事業実施に伴い30億40万2,000円の増となりました。

財政の健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も健全財政の維持に留意してまいりたいと考えております。

次に、9つの特別会計についてですが、全ての会計において黒字決算となりました。

令和元年度においても引き続き大規模な決算となりましたが、一方で町の財政状況は、財源の多くを国・県等に依存した状態が続くなど厳しいものとなっています。こういった状況を踏まえ、これまでのまちのこしから、将来にわたり生活が続けられる持続可能なまちづくりへと一歩進め、人口増加などに向けた新たな種をまくとともに、引き続き皆様が帰りたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、6月定例会以降の町政の執行状況について、ご報告いたします。

初めに、特別定額給付金支給事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急経済対策として行いました特別定額給付金につきましては、8月17日に申請の受付を締め切り、対象者1万6,941人のうち1万6,920人、99.9%の方々に支給をいたしました。

次に、医療費等一部負担金免除の継続についてご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の一部負担金等の免除措置が、避難指示解除区域の上位所得世帯を除き、令和3年2月28日まで延長され、7月下旬に対象者に対し、免除証明書を送付いたしました。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてご報告いたします。

9月1日より子育て世代包括支援センター、なみえ子ども応援センターを健康保険課内に設置し、運営を開始いたしました。今後は、当センターを中心に、子育て世帯に対し妊娠期から子育て期にわたり、包括的に切れ目のない支援を提供し、育児不安の解消や虐待の防止に努めてまいります。

次に、水産業再生の取組についてご報告いたします。

請戸地区に整備をいたしました水産加工団地において操業している柴栄水産の直売所が、7月23日にオープンいたしました。直売所では、請戸で水揚げされたヒラメなどの鮮魚や自社で加工されたシラス干しが販売されており、町内及び全国から来訪される方々に好評をいただいております。

次に、新規就農者確保の取組についてご報告をいたします。

8月4日、マイナビの主催により仙台市で開催されました新規就農フェストに出展をいたしました。当日は70名ほどの農業に興味のある方々が訪れ、当町の温暖な気候などの魅力を発信し、新規就農者の確保に努めたところであります。農業再生に向け、引き続き新規就農者を含めた担い手の確保に取り組んでまいります。

次に、町内での事業再開状況についてご報告いたします。

8月31日現在で、事業再開、新規開業した事業者は、合わせて168事業所となっております。また、新型コロナウイルスに係る経済対策としましては、既存の町内再開事業者等光熱水費等補助金、町内飲食店食料品調達支援事業補助金の拡充に加えて、事業継続のための感染防止対策を実施する事業者への支援として、浪江町新たな事業スタイル支援事業補助金や新型コロナウイルス対策特別資金信用保証料補助金、地場産品利用促進事業補助金を創設し、事業者の継続支援を行ったところであります。

引き続き、町独自の支援に加え、国・県が実施する経済対策の情

報提供を行うなど、多重な支援を推進し、再開事業者が安心して事業を継続できるよう、併せて新規事業者が参入できるよう、さらなる支援に努めてまいります。

次に、就労支援の取組についてご報告いたします。

震災前にサンシャイン浪江において開設されておりましたハローワーク相双の出先機関である浪江町地域職業相談室が、8月3日に再開を果たしました。同施設において職業相談や求人検索、紹介などができることとなり、帰還促進と居住拡大に大いに寄与するものと期待をしております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取組についてご報告いたします。

棚塩地区におきましては、立地企業の事業運営に必要なエネルギーを再生可能エネルギーで賄う、いわゆるRE100産業団地の整備に向けた基本計画策定業務及び基本設計業務の委託業者を、プロポーザル方式により8月24日に選定いたしました。

企業誘致につきましては、藤橋産業団地に誘致いたしました静光産業株式会社と、株式会社一路がそれぞれ操業を開始いたしました。そのほかの事業者とも立地に向けての打合せを行うなど、さらなる誘致活動を進めてまいります。また、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用して当町に進出したいというご相談を複数件いただいております。

引き続き、しっかりと伴走支援を行いながら、1つでも多くの企業の立地が実現できるよう努めてまいります。

次に、水素エネルギーの利活用の取組についてご報告いたします。

福島水素エネルギー研究フィールドの運用開始に伴い、水素社会実現のさきがけのまちづくりとして、現在、水素利活用促進のための様々な町独自の事業を展開しております。

柱上パイプラインによる水素輸送実証事業については、プロポーザル方式にて事業者を選定し、実証の準備工程に入っております。また、道の駅なみえを始め、公共施設への純水素燃料電池導入の検討を進めております。そのほか、燃料電池自動車の購入計画、事業者と連携した各種実現可能性調査事業等の取組も推進しております。

ゼロカーボンシティの実現に向け核となる水素エネルギーの利活用について、資源エネルギー庁や環境省、福島県等関係機関と連携しながら、今後さらなる利用拡大、促進を図ってまいります。

次に、木材製品生産拠点整備事業の取組についてご報告いたします。

本事業につきましては、第2期建築工事に着手し、現在、町整備

予定の建屋については全ての発注を終え、工事を進めております。管理運営者となる株式会社ウッドコアが整備する建屋についても、秋口に着工する予定となっております。

今後は建築工事の進捗を踏まえながら、敷地内の外構工事の発注等も予定しており、複数の工事を並行して進めていくことから、引き続き工程管理、安全管理を徹底しながら、本事業の目的である福島県の林業振興、地域雇用の創出を達成すべく事業を進めてまいります。

次に、請戸住宅団地の整備状況についてご報告いたします。

請戸地区に整備を進めてまいりました請戸住宅団地につきましては、7月末に建築工事が完了し、9月29日の鍵の引渡式、10月1日の供用開始に向けて準備を進めております。また、分譲地の整備も完了し、8月より募集を開始しております。さらに、団地内の地上デジタル放送の難視聴解消のため進めてきました無線共聴施設の整備事業につきましても8月末に完了し、当該団地内での受信環境が整ったところであります。

次に、町道小熊田宮田線の整備状況についてご報告いたします。

重要幹線である国道6号と棚塩産業団地及び北産業団地を結ぶ町道小熊田宮田線が8月1日に開通いたしました。本線の開通により、産業団地へのアクセスの利便性が向上し、さらなる企業誘致と雇用創出が期待されます。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

6月30日現在、県営及び市町村営合わせ1,471世帯、2,571名の方が、町外の復興公営住宅への入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

7月23日から25日の3日間、浪江小学校、幾世橋小学校、苅野小学校、大堀小学校、浪江中学校の5校において、閉校に伴う学校施設見学会を行いました。3日間で2,611名の方が来校され、一部の学校ではタイムカプセルの引渡しが行われました。また、8月18日から20日にかけて、町立学校及び町内に居住している児童生徒7名が、磐梯高原・猪苗代方面での異文化体験学習において、野外活動や外国人留学生との交流活動などを行いました。

以上、6月定例会以降、現在までの取組について報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件2件、条例の制定及び改正案件8件、字の区域の変更案件1件、契約の締結及び変更案件6件、町道の認定及び廃止案件1件、令和

2年度の補正予算案件が7件、財産区管理委員の選任等同意案件3件、報告案件3件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、慎重かつ円滑なご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

令和2年9月8日、浪江町長。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問本式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。今定例会より、質問終了時刻の3分前に予鈴を鳴らしますので、ご承知おきください。質問は自席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 松 田 孝 司 君

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君の質問を許可します。

11番、松田孝司君。

[11番 松田孝司君登壇]

○11番（松田孝司君） 改めておはようございます。11番、松田孝司といたします。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。質問方式は一問一答方式で、質問事項は通告書に沿って質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、質問事項、町内生活環境について何点かですが、先ほど町長も言いましたとおり、一部地域が浪江町も避難指示解除され3年5か月過ぎました。私もうちに帰って2年2か月過ぎています。その生活している中で起きたこと、そして町民の方に聞いたことなどを主に質問させていただきたいのでよろしくお願いしたいと思います。

まず最初の質問ですが、7月末で町内居住人口が1,449人、居住世帯が909世帯とお聞きしましたが、そのうち後期高齢者、そして高齢者の比率はどれぐらいになるか。そして、単身世帯は何世帯なのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

町内に居住している75歳以上の後期高齢者の人数につきましては272名で、比率は18.8%でございます。また、65歳以上の高齢者の人数につきましては560名で、比率は38.7%でございます。

次に、75歳以上の単身世帯につきましては67世帯で、比率は7.4%でございます。また、65歳以上の単身世帯につきましては149世帯で、比率は16.4%でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 840名ぐらいは高齢者以上が住んでいるということは、大体かなりやっぱり高齢者が目立っているということです。そして208世帯、単身世帯は今、次の質問に入りますけれども、この人たちのやっぱり孤立化、孤独死対策も必要に求められているのかなと思っています。この数字、当初想定していたより、実際、避難指示解除前に想定していた数とどれぐらい誤差あるのでしょうか。やっぱり帰るのはそのぐらいいたと思っていたか。お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 高齢者の比率につきましては、当初と大体同じような数字と思ってございます。

ただ、帰町人口につきましては、若干低調であるというような方向であると考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 先月、南相馬市の小高区でもやっぱり伸び率が低くなったとは聞いています。

ただ、浪江町でも昨年の今頃に比べると、当初は大体月40人から50人ぐらい増えていたのが、今平均でいくと7月末でちょうど避難指示解除から40か月になります。36人、1月当たり36人で、やっぱり少しずつ実は下がっています。ただ、今後これをいかに維持、増やしていくかが課題になると思いますけれども、私の質問事項はいろいろ細かいことが入っていますんで、よろしく願いしたいと思います。

次の質問に入りますけれども、今町内で日中生活されている方は

家屋解体や特定復興再生拠点区域内の除染工事、いろいろな復興に向けた工事関係者、そして町内に戻って生活している町内の方などですが、日中は工事関係の車両などが忙しく走り回っている中を見かける町民の方は、やはり高齢者が多く感じられます。

今、新型コロナウイルス感染症により、各種イベント・催しも中止や縮小になり、後期高齢者や高齢者の方の見守りも大変ではないかと思います。

新型コロナウイルス感染症専門会議からの提言で3密や新しい生活様式に合わせて見守り、訪問活動を行っていると思いますが、後期高齢者や高齢者の方は、難聴の方や弱視の方など体の弱くなっている方がかなり多くなっているのかなと思いますので、本当に訪問活動大変ではないかと思っています。

前に説明を受けたかも、ちょっと記憶にないので、新型コロナウイルス発症後、どのような見守り、訪問活動に変わっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

町内での見守り、訪問活動に関しては、新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、5月下旬まで活動の自粛を行いました。この間は緊急性の場合を除いて、個別の訪問を控え、その代わりに電話やインターホン越しでの対応にとどめ、感染リスクの防止を図りました。その後、緊急事態宣言が解除され、通常の個別訪問活動を再開しております。

なお、活動の再開に当たっては、訪問員は事前に体調チェックを行い、体調が万全であれば身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・消毒の徹底の上、訪問を行っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） こういう状況ですから自粛も分かりますけれども、今新聞で時折、孤独死が結構載っています。私も復興住宅の代表管理人を1年間やっていたけれども、その中でやっぱり4人から5人年間に亡くなっています。ただ、新聞にはなかなか出てきません。ただ、町当局としては具体的に数はつかめていると思うんですけれども、新聞記者の方はやっぱりちょっとあれ全部はつかみ切れないのが実状です。私らも新聞記者が来ても、そんなそんな孤独死あったなんて余計なことを言うことがないから黙っていましたけれども、やはり独り世帯というのは孤独死、これ防ぐことは絶対できません。幾ら訪問活動してもやっぱりその本人が意識して、あ

れやっぱらないと、なかなか難しいのではないかと思います。

ただ、それでもやっぱり独り世帯には重点的に訪問活動が必要かなと、ちょっと相反するかもしれないけれども、ただ現実インターホンとか電話でも、ちょっと耳が遠い方は結構大変なんですよ。そういう方、やっぱり思いやりを持って接してほしいと思います。

次の質問に入りますけれども、先日の全員協議会の説明では、避難指示解除区域内の被災家屋解体が今年の11月末頃で完了するとのことでしたけれども、ちょっと無理な質問かもしれませんが、避難指示解除区域内の家屋解体されなかった建物のうち、居住可能と思われる住宅は何棟残っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

固定資産課税台帳上の家屋棟数となりますけれども、避難指示解除区域内の震災時の全体の棟数が8,884棟、家屋解体の棟数、みなし解体棟数含みますが5,694棟、解体されなかった家屋棟数は3,190棟となり、既存家屋の割合が35.9%となります。そのうち、住宅の棟数につきましては、震災時棟数で5,679棟、解体棟数、みなし解体含みますが3,875棟、解体されなかった棟数が1,804棟となります。既存住宅の割合につきましては31.8%となります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 大変な中、ありがとうございます。

要するに1,804棟は住めるということですね、現実には。現在、1,449人で909世帯です。約1.5倍かなとは思っています。1.5倍に換算すると2,700人が住める可能性があるのかなと単純に計算するとそうなります、2,700、やっぱりこの前後。

今、復興計画第3次が策定始まっているとお伺いしていますけれども、今まではアンケートでいろいろ帰町するかどうかのこうので、帰ってきた人の割合で、帰ってこなかった人の割増しでやって5,000人という大きな数字になったと思うんですね。ただ、現実に残っている居住、住めるところが1,800世帯しかない。今から建てる家だって限りがあります。年間30戸、40戸ではないかと思いますけれども、現実には復興計画、今度今回策定する場合は、その1,804戸、これに沿って策定していくべきかなと私は思っています。町の考えはどうか分かりませんが、現実に住めるところがこれしかないんだ。そこから新たに造るまでは、やっぱり少しずつ増やしていく、それが新たな復興計画ではないかと私は思っています。

今回、よろしくお伺いしたいと思いますけれども、ただ住んでい

ない、これ空き地バンクとか空き家バンク、今登録していない人は結構いると思うんですね。ただ、当初は帰りたくても、帰ろうと思ってうちを残していた人もおられると思います。ただ、家族の関係でやっぱり帰るのよそうかな、そういう人も結構多く出ているかもしれません。

ただ、今後はいかに空き地バンク、空き家バンクで登録していない人の帰るか、帰らないかのやっぱり把握は必要と思うんですけれども、そういう考え、検討していることはありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 今言われたバンクの件数等は管理していますけれども、それに伴っての計画にその数字を使うかということに関しては、今後担当課と検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 現実に即して計画も進めていってほしいと思います。

次の質問に入りますけれども、町内も家屋解体でさっぱりしたのはよいのですが、解体工事が終わって何か月か過ぎた大部分の宅地跡が管理されず雑草で覆われ、見るも悲惨な状態になっているところが多く見られます。せっかく戻って暮らしている我が家の周りは荒れ果てて困っている方も多いのではないかと思います。

本来は、家屋解体完了後の土地の維持管理、土地の所有者が行うのが当たり前ですが、今後多くの町民の方から苦情が出るのではないかと思いますけれども、どう対応検討を考えているのか伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、町内におきましては家屋解体後の土地に雑草が繁茂している状況が見受けられます。帰還された方や避難先から定期的に自宅を訪れて、土地建物の管理されている方がおられる一方で、それぞれの事情がおありとは思いますが、管理がなされていない土地や建物が少なくないと認識してございます。

国や県に対して相談しているところではございますが、補助事業等の明確な対応策がない状況でございます。

本年8月にも再度、町のホームページにおいて土地の管理についてお願いをしているところでございますが、今後も適正な管理にご協力いただけるように広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） これ本当に難しい問題だと思います。手入れし

なきやしないほど、維持、交通費もかからないし、楽なのは楽なんですよ、確かに。ただ、戻った人が暮らしていくのにやっぱり不自由を感じて、迷惑とは思っています。これを何か工夫、やっぱり考えていくべきかなと思います。例えば固定資産で、一生懸命手入れしている人には、最後の4分の1は免除しますよとかそういうのもよいのかなと思っています。手入れした人はそれなりにやっぱり返ってくれば、一生懸命手入れするかもしれません。

こんなことができるかどうか分かりませんが、何かやった人と、一生懸命維持管理した人としらない人のある程度の差は作べきかなと私は思っています。いろいろ検討よろしく、浪江町が住みやすい状況にしていただけようお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきますけれども、1日に町内を散策、徘徊というか散策をしていますけれども、私有地はもちろんながら、県や町の道路など、そして中央公園などが震災前と打って変わって荒れ果てています。以前も何度か質問していますが、年に何度か草刈りをするだけで一向に整備して、共用できる状態にはなっていません。私も若い人から子供連れで日中仕事しにきても遊ぶところがない、そう言っている方もおられます。そして、何で公園あって、手入れしないんだと、私も何遍も苦情されていますので、新町ふれあい広場や中央公園の砂場や遊具などは使用できる状態になっている時期、復興計画（第二次）、中心市街地再生計画となっていて、もう29年4月ですから3年やっぱり5か月近くなっているんですよ。そこで、やっぱり現在全然進んでいないとなると、何考えているのかなと単純に考えています。現在、公共施設の維持管理、復興計画（第二次）、中心市街地再生計画に沿って進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 公共施設の維持管理ということでご質問にお答えします。

公共施設の維持管理に関しましては、それぞれの施設ごとに施設の所管課が除草等を実施しているところでございます。

まず、現時点で利用を休止している施設等に関しましては、定期的な除草等を行っておりますものの、費用負担の面などを踏まえまして、最低限の管理を実施しているのが現状でございます。

一方で、議員おただしの公園等につきましては、町民の皆様にご利用いただくことを前提とした公共施設でございますので、利用できる状態を維持できますよう適切に管理してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 少しは前進したのかなと思います。屋内施設は公共はやっぱり造るのはいいんですけども、現況あるものをきれいに整備することによって、帰りたくなる環境を進めるのも町の仕事だと思います。結局、使えない状態で草刈りしかしないで、そこをやっぱり訪れても何も、あそこにトイレ使えますと書いてあるんですよ、西側に。あんな草ぼうぼうで入って、トイレを使う人はなかなかいないのではないかと思います。トイレ使えるんだったら、使えるなりに、やっぱりきれいに歩いていけるような状況にしてほしいんですよ。実際トイレは使えると思うんですよ。確かに、丈六公園もトイレ使いますから。ただ、トイレの周辺だけでもきれいにしておかないと、本当に使えるのかなと疑問を感じると思うんです。そういうきちんと対応してほしいと思います。

今言った、だから中心市街地のポイントで、やっぱり浪江小学校と公園は様々に活用できるスペースであると考えているんですね。だから、もう3年4か月もたって、何もただ回遊するにしたって何もしないではどうしようもないと思うんです。

それで、復興計画、今度三次ができる、二次と中心市街地再生計画、今度、新たにまた再生計画を作ったと思うんです。先ほど町長言いましたけれども、JRと協議していると言っていました、ただやっぱり公共施設は使える状態にしてほしいと思います。そうすると、町民の人も安心して、ただ放射能に関しても大分は収まってきて、やっぱり前はうちの中に閉じ籠もっていましたが、それで結構、子供いる人も見るようになりました。やはり公共施設はきちんと整備してほしいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきますけれども、タブレット事業も町からちょっと離れ、行政が離れましたけれども、なみえ新聞など続いて楽しませていただいています。多分予定では2年間と聞いたような気がします。

広報なみえにもちょっと載っていたんですけども、ただ、やっぱりタブレット事業の延長についてどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

タブレット事業につきましては、平成31年4月1日からソフトバンクのご協力によりまして、特別料金プランへ移行いたしまして、利用者の通信費負担によってご利用いただいているところでございますが、同プランは当初から2年間の期間限定の運用となっておりまして、

まして、予定どおり令和3年3月31日までに終了することとなっております。

一方で、なみえ新聞やなみえ写真投稿のアプリにつきましては、スマートフォンやパソコン上で引き続きご利用いただけるように、来年度以降も運用を行っていく予定でございます。

それから、タブレットのハードそのものにつきましては、回収の予定はしてございませんで、自宅にWi-Fiの環境がある方や、もしくは町に出て、カフェ等でフリースポットでお使いいただくということも可能でございますので、引き続きご利用いただきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） タブレットは、現実に使えなくなるんですね。今持っているのは、なかなかやっぱり高齢者はスマートフォンに移るに移れない人もいるし、タブレット、結局新しい回線を契約するにしても金が結構高いと思うんですね。スマートフォンに移行させていくのがなかなか難しいと思いますけれども、分かりました、来年3月で終わり。

ただ、今度、そのホームページにそういう投稿何とかを作る考えはないですか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ただいま申し上げましたように、なみえ写真投稿などのアプリにつきましては、そこはソフトバンクで運営しているものではございませんで、町でやってございますので、引き続き継続してやってまいります。

それから、スマートフォンなどへの移行の講習会などもやってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私、専門的なことは分かりませんが、浪江町ホームページと開けば出てきますよね。そこで、その欄にやっぱりそういう投稿欄も入れたら面白いかなと単純に。そうすると、浪江町のいろんなものを見るのも多くなるのかなと単純な考えで質問しました。そういうことも、思っている方もいる。やっぱり町のいろんなことを見る機会も多くなるのではないかなと思っています。いろいろ検討をお願いしたいと思います。

あと次、新型コロナウイルス感染について何点かお伺いしたいと思います。

先日、知人から道の駅なみえの野菜直売所に出品している方から、道の駅なみえが新型コロナウイルスの感染者が出て、営業停止にな

り、補償は出るのか心配だなと話がありました。現実には道の駅なみえで働いている方や農産物を出品している方々には、今回の営業停止が長期間になると、もう10日で一応再開しましたけれども、10日、その分の給与ありません。農産物、特に葉物野菜や花などは本当に周期が短くて、廃棄するものもかなり出てくるのかなと思います。聞くとところによると、農産物出品者の代表者も何か決めていなかったみたいなことも聞きました。こんなとき、対応にも問題があるのかなと思っています。

今後、フードコーナーなどで食中毒などが発生しないとも限りません。そのときなども含め、道の駅なみえが休業のときの対応、賠償や補償などどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今回は、施設の都合での休館でありましたので、出荷や納品された商品で消費期限があるものについては、廃棄処分をさせていただきました。これらの商品等につきましては、買取りとさせていただくと聞いております。

また、パートなどの従業員につきましては、安全の確認がされるまで自宅待機とさせていただきましたけれども、その自宅待機の期間までは当初のシフトどおりの給与補償をするということで聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） やっぱり農産物出品者や働いている人のためにも、こういう新型コロナウイルスに感染、運営会社の人が率先してかかるものではないかと思います。ただ、今回は運営会社ですけれども、ただ、今度はやっぱりそこで働いている人がなったら、かなりきついのではないかなと思います。ただ、今回運営会社だからやっぱりある程度の補償とか出るかもしれませんけれども、個人がなったらちょっと対応がどうなのかなと、同じ対応の考えでいいんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） その辺はケース・バイ・ケースで検討していくものと考えています。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 確かにケース・バイ・ケースですけれども、働いている人たちにやっぱり働きやすい、過ごしやすい空間をつくるのが町の仕事ではないかと思います。こういう同じ症状でケース・バイ・ケースというのは、あってはならないのかなと思っています。やっぱり個人がなっても同じ状況で補償、賠償を全部やってもらい

たいと思います。

次の質問ですけれども、今回の新型コロナウイルス感染についてですけれども、起きたことは仕方ないです。人と接する場合、いつ、どこで、誰に感染されるかも分かりません。PCR検査を全員にすればよいのでしょうかけれども、PCR検査費用もばかになりませんけれども、定期的に検査をする必要があります。

ここにおられる方は大分知っておられると思いますけれども、厚生労働省から新型コロナウイルス接触確認アプリ、COCOAが6月20日よりリリースされています。新型コロナウイルス感染者の陽性者と1メートル以内、15分以上、これ濃厚接触者の基準だと思えますけれども、接触可能性がある場合にアプリより通知が送られてくるそうです。このアプリ利用することで、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かり、検査の受診など保健所、医療機関のサポートを早く受けることができます。

8月20日頃で大体1,480万人がダウンロードしているそうです。マイナンバーは、何年たったか知りませんが、まだ2,600万人ぐらいだと思います。だから、急速にダウンロードしている人が多くなっています。私も7月21日にダウンロードしていますけれども、今のところうんとすんと連絡がないので一安心しています。

本来このアプリは、60%以上はダウンロードしていないと効果がないと言われてはいますが、身近な人が多くダウンロードしていれば効果があるのではないかと思います。町民の方にCOCOAのアプリを推奨・啓蒙すればよいと思いますが、どう考えているのかとの伺いだったんですけれども、この質問通告出したのが8月27日です。8月28日に、なみえ新聞で健康保険課からCOCOAの件で流していただきました。それ以外どういう対応をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 議員おただしのとおり、町ホームページにも掲載しておりますし、役場正面玄関、検温する場所、それから健康保険課の窓口チラシを置いて周知を図っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今回の道の駅なみえもそうですけれども、やっぱり人と接するときが多い人はできるだけあれダウンロードすべきだと思っています。そうすると、町にかかる金も少なくなるんですね。PCR検査何回やっても、やっぱり定期的にやらないと金がかかります。このダウンロードに関しては、あれ金がかかりません。

この日本のCOCO Aに関しては、個人情報は一切関係ありません。中国、韓国などのコロナウイルス確認追跡アプリ、この場合はやっぱりメールアドレスとかパスワード入れないと、もう本人は分かります。この場合は誰からうつったか、ただ日にちだけが来るみたいなんです。

だから、下手にPCR検査をするより、こういうアプリに、やっぱり町長初め、みんな入っていれば安心なのかなと思います。だから、町当局のやっぱり。ただこのアプリのやり方は分からない人も結構いるみたいです。ただ、この新型コロナというのは高齢者がかかる確率が多いと言われています。なかなかスマートフォンを持っていない方もいますけれども、やっぱりここにおられる方が役場職員とか社会福祉協議会とか、やっぱり人と接する方に多く勧めてほしいと思いますが、町でどう考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 町でもさらなるダウンロード数を上げるべく努力を続けたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） あと、言い忘れたんですけども、このCOCO A、最初はある、なかなか感染した通知が来てもPCR検査を受けられませんでした。いろいろ対面で話し合いしたり、電話とかやって通じなかったんですけども、8月21日に厚生労働省からやっぱり保健所とかに通知がいて、PCR検査、もう症状が出なくても速やかに受けるように体制を整えてくださいと来たそうです。これからは症状が出なくても検査が受けられると思うんです。やっぱりここにおられる方だっって入れる方は、みんな入ったほうがいいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、次の質問に入ります。

新聞紙上に新型コロナウイルス感染者の記事が出ると、気になって記事を読んでいますけれども、感染経路や濃厚接触者などが必ずと言ってよいほど載っています。そして、今回の症状・経過について気になったのは、発熱38度台、せき、倦怠感があってから医療機関受診まで9日間があったことです。それで疑問を感じました。最近の感染者を見てみますと、大体3日から長くても5日間の間に大部分の方が医療機関に受診して、結果が出ているようです。本人の意思なのか、勤務先の一般社団法人まちづくりなみえや役場の意向が入っているのかと何か疑念が生じたのは私だけかもしれませんが、どうして発熱などがあってから医療機関の受診まで時間が

かかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） ご質問にお答えします。

福島県から町に対する感染症発生等の情報提供は、感染症の蔓延防止に資するための必要最低限の情報に限られております。

今回の件について、感染された方が発熱から医療機関受診まで時間を要した理由については、特に情報提供がございませんでした。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） だから、普通、会社では、やっぱり会社には連絡が行っていると思うんですね。私らも熱が出てやっぱり具合が悪いときは、会社に言って、こういう事情で休みますと普通来るんですよ。だから、県からないといっても、やっぱりまちづくり会社には行ったのかなと思うんですけれども、そういう事情はまだ町では把握していないですか。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 今回の件について、本人まだ入院中でございます。そういったことを聞けるような状況にございません。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ここには副町長、多分まちづくりの代表理事か何かですね。これ、まちづくり社で全然そういうのが分からなかったんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午前10時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時02分）

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの松田議員の質問は、まちづくり会社への質問でありますので、質問を取消しとさせていただきます。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 申し訳ありませんでした。

ただ、現実にはやっぱりこういう症状があった場合、速やかにまちづくり会社、本人の意思もありますけれども、何かあったら連絡を、急に、密にしないと変な疑念が生じられると思います。だから、今回オープン8月1日オープンですか。10日の症状が出て、19日、あ

とお盆とか、やっぱり結局店が混雑時期、普通の人が感じて、もう疑念を感じるのが当たり前ではないかと思います。やっぱり速やかに報告、連絡、相談、「報・連・相」、よく私らは建設会社で言われましたけれども、何かあったらすぐ報告しろと。やっぱり報告しないと、やっぱり会社としても困ると思うんですよ。町としても対応に逆に追われると思います。やっぱりこういうまちづくり会社もきちんと対応、役場自体も密にして、社協関係もそうだけれども、お互いに連絡を取り合って、速やかに状況を把握しないと思って質問しました。申し訳なかったです。

あと、次に移住・定住について質問させていただきます。

全員協議会の説明で初めて浪江町のホームページで、「なみえに暮らそう！移住・定住特設サイト」を見させていただきました。まず、移住特設相談口、お問合せ先が一般社団法人まちづくりなみえとなっていますが、4月から企画財政課に定住推進係ができています。私、総務委員会でも話聞いたんですけども、素人的質問かもしれないけれども、定住推進係と一般社団法人まちづくりの移住・定住に関しての連携はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

持続可能なまちづくりのためには定住人口の増加が必要でございますので、そのため今年度から企画財政課に定住推進係を設置し、移住・定住施策の検討や情報収集を始めたところです。

一般社団法人まちづくりなみえには、移住相談窓口業務を委託しており、移住を検討されている方からの問合せなどについては、当該窓口で受けることとしております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） やっぱり窓口は連携を取り合って、移住・定住を進めるのは本当に私も賛成です。

次の質問に入りますけれども、「なみえに暮らそう！移住特設サイト」の移住・定住の対象年代はどのような年代を想定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

定住人口の増のためには、あまり対象を絞り過ぎても人口増につながりにくくなってしまうので難しい点がございますが、15歳以上65歳未満、いわゆる生産年齢人口を考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 何かやっぱりこのサイトを見ると、年代的に絞られているのかなとは思いました。昔よく私も本屋さんに行って、田舎の本とか見て、昔はよく定年過ぎてから田舎に行こうとか結構流行みたくなった時期もあります。今もやっぱり年取ってからふるさとへ行く、現状を分らないでいる方も多くおられます。今回の移住・定住もそうですけれども、なかなかこういう厳しい中で来るのは大変だと思いますけれども、その中で次の質問に入りますけれども、移住・定住に際していろいろな支援がありますけれども、浪江町独自の支援がないように感じられますけれども、今後、移住・定住に関して町独自の支援を考えていく考えはあるのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

移住・定住に関しては、一足飛びの施策はございませんで、まずは町を知ってもらう段階から、訪れて体験してもらう段階、職に就いてもらう段階、定住してもらう段階といったように、個人の生活や人生と連動したそれぞれの段階に対して各種施策を提供する必要があると考えてございます。

国におきましても、福島再生特別措置法に移住の促進を新たに位置づけ、令和3年度の予算概算要求に向けて施策を検討中でございますので、当町といたしましても国及び県と一緒に具体策を検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） どこも似たり寄ったりの政策になっちゃうんですよね。ただ、例えば川内村辺りでは、村民の方も新たに移住される方も一戸家を建てると500万の補助があります。町として金が無かったら土地をやっぱり、あと宮城県辺りでは若い層に限られますが、子供のいる層、土地と家の、結局家の設計はその人に任せるそうです、上限はありますけれども。だから、一応そこに住んでもらって、20年間住んだらその家はただになる、あげますよとそういうやっている町村もあります。

だから、町ではそういうのはなかなか難しいと思いますけれども、町営住宅とか今度結構土地が余ってくる可能性も出てくると思うんですね、町有地とか。そういうところにやっぱり土地、そこに20年以上住めばそこはあげますよとかそういう政策もいいんじゃないかと思います。ただ、そうやって住んでもらうことに固定資産とかいろいろ町民税とか結局入ってくると思うんですよね。まず、住んでもらうことが一番大事だと思います。

あと、この「なみえに暮らそう！移住特設サイト」、これ東京とか限定なんですよね。何かよその都道府県は対象外みたいなんですけれども、やっぱり町外の人に全部にそういう対象を広げる考えはないですか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 特設サイトは、浪江町のホームページでございまして、東京都に限ったものではございません。全国区でございします。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私、浪江町のホームページを見て、東京都は入っているんですよ、この対象は。それで質問したんですけれども、さっきの企画財政課長の話だと、やっぱり移住・定住を増やそうというそういう意気込みだったら、町外から、東京都は今1,400万人ですか、6月現在で。そのほかの県がかなり人口は多くなっているんですね、関東圏とか。やっぱりそういうところからも迎え入れる体制を取らないと、厳しいのではないかと思います。何かよく確認してもらえればいいと思うんですけれども、あれ東京都とうたっています。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 移住施策の一つに、東京都23区内からの移住した方に限るような制度はございます。それは、一つそういう制度がございしますが、そのほかの全体のホームページとして東京都だけを対象にしているというものではございません。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私の見間違いかもしれませんが、東京都に限る、やっぱりその補助にしてもそれに準じた形で補助してもらえれば来やすいのかなと思って質問しました。

あと、最後の質問になりますけれども、確かにホームページに「なみえに暮らそう！移住特設サイト」を掲載して、移住したい方を待っているのもよいと思いますけれども、まず身近に浪江で暮らせる方を増やしていくのが基本。先ほども課長は言っていましたけれども、やっぱり住んでもらうのが一番だと思うんですよ。

現在、工業団地を造成して、工場などを誘致していますけれども、この誘致企業は全員地元の人ばかりではないと思います。今、双葉町の中野地区では、東京電力を初めいろんな企業が進出に向け工事が急ピッチで進んでいますけれども、そういう企業にとって浪江町は本当に後背地として寮や社宅を設けるには最適ではないかと私は思っています。町でもそういうところに積極的に、やっぱり強制で

はありませんけれども、どうですかとか進出企業に寮や社宅建設の際は、建設を要望してはと思いますけれども、どう考え行動しているのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えします。

当町への新規立地の際に最も使い勝手のよい補助金として、国の自立帰還支援雇用創出企業立地補助金がございます。これは工場等を新增設に対する補助金でございますが、工場等の新增設と併せて社宅を整備する費用も補助対象となっております。

新規立地をご検討されている企業様からは、産業団地への立地などのご相談をいただきました際には、当該補助金をご案内する中で、寮や社宅にも活用できる旨の説明を行いながら、企業進出の計画に支障のない範囲で居住環境整備へのご協力をお願いしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 分かりました。やっぱり町というのは、人がいないとどうしようもない。先ほど、まちづくりと言ったけれども、やっぱり人づくりが基本ではないかと思います。人が住んで町が残る。町、箱物ばかり造って駄目なんです。やっぱり住める環境づくりをしていかないと駄目ではないかと思います。

これからも大変だと思いますがよろしくお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で11番、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時30分まで休憩します。

（午前10時14分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時30分）

◇ 佐々木 勇 治 君

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君の質問を許可します。

佐々木勇治君。

〔7番 佐々木勇治君登壇〕

○7番（佐々木勇治君） おはようございます。7番、佐々木勇治でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

す。質問方式は一括方式でございます。

今回の質問ですが、1つ目に新型コロナウイルス特別定額給付金について、2つ目に請戸住宅団地について、3つ目に幾世橋住宅団地について、4つ目に放射線について、5つ目に生活支援についての5項目です。

初めの質問に入りますが、新型コロナウイルス感染症の経済対策として1人につき10万円が支給されました。町では、特別定額給付金について5月半ばに始まり、申請期限が令和2年8月17日で締め切りましたが、未申請の方は何名いましたか。また、未申請の方に対してどのような対応をしたのかお伺いします。

次の質問に入りますが、令和2年4月20日に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある、医療現場を初めとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連携して一致団結し、見えざる敵との闘いという困難を克服しなければならないと示され、このため感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことが閣議決定されました。

給付対象者は、基準日、令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者で、給付額は給付対象者1人につき10万円です。令和2年4月28日以降に出生した新生児は対象外です。私の知人は、5月に出生したので対象外なのかと肩を落としていました。

しかし、各市町村で特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降に出生した新生児に対し10万円を給付する県内の市町村が増加してきています。先般の全員協議会で、検討状況の説明がありましたが、その後どのような進捗状況なのかお伺いします。

次に、請戸住宅団地について伺います。

アンケートを基に請戸住宅団地26戸建築すると決めたと思います。しかし、それから月日がたち、家を購入した方もいます。そんな木造平家の請戸住宅団地26戸のうち、入居予定は何世帯ですか。また、建物の完成から1年以内の新築物件が過ぎ、入居予定もなく未入居物件になるような場合は、震災時に町民でなくても入居できるように緩和していく考えはあるのかお伺いします。

次の質問に入りますが、幾世橋住宅団地内には、徐行や一時停止の標識を設置されました。標識があることで、運転者は徐行や一時停止をするので効果はあります。幾世橋住宅団地内で一定の効果があつたので、安全のためにも請戸住宅団地内でも設置するのかお伺

いします。

次に、幾世橋住宅団地についてお伺いします。

幾世橋住宅団地内の一部の土地に雑草が生えています。景観も悪いし、それ以上に動物が隠れており危険です。一番怖いのは、幼児や児童、高齢者などが居住しているので、何かあってからでは遅いということです。

他人の土地なので、町はどうしようもなくとも誰の土地かは把握しているので、少しでも危険があるなら現場調査を持ち主に対して85戸も居住しているので、雑草を処分してもらうとか、現況ぐらいは説明するべきですが、この現況をどのように考えているのかお伺いします。

次に、放射線について伺います。

東京電力福島第一原子力発電所事故の後、県内の子供が集まる幼稚園や小学校を中心にモニタリングポストが約3,000台配備されました。

原子力規制委員会は、福島県内設置のモニタリングポストについて、避難指示が出た12市町村以外にある約2,400台について、2021年3月末までに順次撤去することを決定したと報じられました。

撤去の基準は、国の除染基準である毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点で、撤去の理由として線量に大きな変動がなく安定しているため、継続的な測定の必要性は低いとの判断です。しかし、住民説明会で反対意見が相次いだため、撤去の先送りを判断しました。

福島原発事故の廃炉は、今後数十年かかる見込みであり、その間の事故や天災などにより再び放射性物質が周辺に拡散する可能性は否定できません。現在でも、依然として広い範囲で除染土や除染ごみが仮置き場に仮置きされており、自然災害、火災などで周辺に再拡散する可能性があります。3,000台の維持費が年間約6億円ですが、お金の問題ではありません。モニタリングポストは、誰が見ても一目で数値の確認ができ、安心する意味でも絶対になくしてはいけません。

いまだに避難者が多い県内12市町村以外のモニタリングポスト約2,400台を撤去することについて、どのような考えで、今後どう対応していくかお伺いします。

次の質問ですが、福島県内では34番目になる道の駅なみえの一部施設をオープンしました。震災復興のシンボル施設として、町民同士をつなぐ交流施設機能と生活を支える飲食店や買い物施設を併設し、地域の観光情報や被災地域復興の現状などの地域情報を提供す

る目的で整備を進めて、駐車場台数は小型車103台、大型車22台、身障者・妊婦者3台のとてもすばらしい道の駅です。そんな道の駅には、地産地消が目的で様々な野菜や物が販売されています。

知人が遊びにきた際に、浪江町で食べ物販売はよいけれども、この食べ物は放射能濃度の検査はしているのと聞かれました。私も勉強不足で分かりませんでした。放射能濃度の検査は野菜事なのか、採取場所なのか分かりませんので、どのように行っているのかお伺いします。

次の質問に入りますが、道の駅オープン時に乳児を見かけましたが、モニタリングポスト及び線量の表示も見当たりませんでした。近くの本庁舎にはモニタリングポストはありますが、放射線量の低いことのアピールも含めて、私は何かしらの表示は絶対に必要だと思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

次に、生活支援について伺います。

東日本大震災時、町営住宅は何戸ありましたか。町営住宅は、全て半壊解体の判定でしたが、解体が全て完了する予定はいつ頃になりますか。また、解体後、被災者生活再建支援金の支給をどのように対象者に伝えるのかお伺いします。

次の質問に入りますが、出産祝い金を8町村で比較しますと、贈呈条件・制限等は違いますが、第1子で祝い金が出ない町村が当町と檜葉町、双葉町の3か所。第2子になると出ない町村が当町と檜葉町2か所。最近の3年で比較してみると、祝い金の増減した町村は広野町、川内村、葛尾村の3町村でした。

町のホームページには、第3子以降のお子さんを出産された方に出産祝い金が支給されます。出産祝い金は、町独自の事業であり、新町民の誕生を祝福するとともに、次世代を担う児童の健全な育成を図るために平成18年4月から支給されていますと掲載されています。

逆に考えると、平成18年から変わっていないのではと疑問も出てきます。最近で考えても8町村のうち3町村も祝い金を変更しているので、当町もそろそろの時期なのではないかと思います。

3年前にも同じ質問をしたときの答弁は、財政状況が厳しいとの答弁でしたが、それはどこの市町村でも同じく厳しいです。この3年間の間に何か検討はされましたか。これからの町の未来を考えていくなら、やはり第1子から支給するべきではないかお伺いします。

次の質問に入りますが、令和2年8月1日に道の駅なみえの一部施設がオープンしました。同施設はフードコート、産地直売所、ベ

ーカリーのほかに郷土資料室、大会議室、キッズスペース、談話コーナーなどからなり、生活を支える飲食店や買い物施設と住民同士をつなぐ交流施設機能を併設しているすばらしい施設です。

そんな目玉の道の駅でプレミアム付商品券が使用できる店舗と使用できない店舗がありますが、なぜ全ての店舗で使用できないのかお伺いします。

次の質問に入りますが、有害鳥獣捕獲隊9名が2班体制で、月曜日、木曜日で1班、火曜日、金曜日で1班で捕獲に当たっています。

そんな懸命に働いてくださる捕獲隊のメンバーも59歳から上が77歳までいます。年代的には後期高齢者に当たる方もいるので、健康管理はやり過ぎるぐらいでよいと思います。暑い日も続いているので、体に何かあってからでは遅いのですが、捕獲隊の健康管理はどのような管理をしているのかお伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 質問の1、新型コロナウイルス特別定額給付金について。

（1）未申請者の方に対してどのような対応をしたのかのご質問にお答えいたします。

未申請者への対応といたしましては、町広報紙やホームページで申請期限を周知するとともに、6月下旬から、計3回の申請勧奨通知を送付し、申請を促がしたところでございます。

その後、なお申請のない方につきましては、電話連絡を行ったところでありますが、対象者1万6,941中19名の方が未申請となっております。

次に、令和2年4月28日以降に出生した新生児に対して10万円を給付する市町村が増加しているが当町の考えはのご質問にお答えいたします。

議員おただしの給付金につきましては、国の新型コロナウイルス対応臨時交付金を活用し、実施することとし、本定例会に補正予算の提案を予定してございます。

事業概要といたしましては、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児を対象に1人当たり10万円を保護者に給付するもので、補正予算成立後、速やかに事業に取り組みたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 請戸住宅団地についてのご質問にお答えします。

請戸住宅団地の入居予定者につきましては、9月8日、今日現在で、18世帯となっております。

請戸住宅団地は、浪江町への帰還を希望される方のうち、居住していた住宅を滅失した方や帰還困難区域に居住されていた方を対象に、国の福島再生加速化交付金を活用して整備しております。そのため、申込み資格を、震災時に町内に居住していた町民の方で、町への帰還に際し居住する住宅がないと認められる方とさせていただいております。

今現在も未入居物件につきましては、現状のまま継続して募集を行いまして、空き住戸の解消に努めてまいります。

続いて、幾世橋住宅団地のように徐行や一時停止の標識を設置するのかについてお答えいたします。

徐行や一時停止の標識の設置につきましては、請戸住宅団地はまだ入居が開始されておりましたが、事前に対応できるものは、対応していきたいと考えております。また、今後入居が開始されてから、実際の状況や入居者の方からの要望等により、必要に応じて柔軟に対応させていただきます。

続きまして、幾世橋住宅団地の土地の除草についてのご質問にお答えいたします。

幾世橋住宅団地の除草につきましては、共有緑地やのり面等については町が対応しております。各住戸の敷地については、入居者の方にご対応いただいているところです。議員おただしの私有地部分につきましては、現場の状況を確認しながら対応させていただきたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 質問4の放射線について。

（1）県内12市町村以外のモニタリングポスト撤去についてどう対応していくのかのご質問についてお答え申し上げます。

議員おただしのモニタリングポストにつきましては、原子力規制委員会から、平成30年3月に、線量の低いものから順次撤去するとの方針が示され、その後、住民説明会等で設置継続を求める意見が多く出されたことにより、令和元年5月に、当面存続させると方針が見直しされております。

現在も、方針見直しに至った経緯については変わっていないと認識しており、放射線への不安解消等のためにも、設置継続について適切な対応を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 道の駅なみえの野菜等の放射能濃度検査についての質問でございますが、現在、道の駅なみえで取り扱っている農産物は全て出荷制限が解除されているものばかりでありますけれども、道の駅なみえでは出品していただく浪江産などの農作物について独自に道の駅施設内にある線量測定器によって線量測定をしております。

測定については、出荷する前に畑ごと、品目ごとに線量測定を行い、基準値以下となればシーズンのその後は、その畑から取れる同一品目については出荷できることとしております。

次に、道の駅周辺のモニタリングポスト、それから線量表示についてのご質問でございますが、道の駅の敷地における道の駅の敷地及び道の駅建物周辺における空間放射線量は、竣工後に測定した際には0.07から0.09マイクロシーベルト・パー・アワーで、あることを確認しております。

議員おただしのとおり、空間線量を可視化し、町民や来館者に現状をご認識いただくことはとても重要なことであります。線量表示は、多くお方が訪れる場所が効果的だと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 生活支援の被災者生活再建支援金の支給についてのご質問にお答えします。

東日本大震災時の町営住宅の戸数につきましては、全体で48棟319戸でありまして、うち42棟303戸を本年度に解体する予定となっております。

町営住宅を含む公共施設につきましては、本年度より家屋解体に着手することになっており、町営住宅部分につきましては、被災者生活再建支援金の対象となることから、最優先で家屋解体に着工、完了できるように要望しております。

その後、対象者の方へは、解体のスケジュールが正式に決まり次第、解体のお知らせとともに被災者生活再建支援金制度についてご案内させていただきまして、また、解体が完了した際には、解体証明書の発行に関して改めて申請のご案内等を送付する予定でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 出産祝い金について第1子から支給するべきではというご質問にお答えします。

出産祝い金事業につきましては、町といたしましても次代を担う児童の健全な育成を図るために重要な事業だと考えております。

議員おただしのとおり、本事業につきましては、県内でも多くの市

町村が実施しておりまして、当町と同じく支給対象を第3子以降としている自治体が少ないことは認識しているところでございます。

一方で、これまで当町におきましては、出産以降子育て世代までの継続的な支援が必要との考えから、出産祝い金事業のほかに、町立認定こども園の利用者負担額減免、そして独自に避難先での保育料に対する助成事業、子ども医療費助成事業などを併せて行っているところでございます。

こういった中ではございますけれども、出産期の支援につきましては、今後の浪江町の将来に特に重要になるとの考えを持っておるところでございます。このような考えを持ちながら、支給条件の検討について、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 次に、道の駅なみえにおいてプレミアム付商品券を使用できないところがあるのはなぜかというご質問にお答えいたします。

まず、道の駅なみえには、産地直売所のいなほ、ベーカリーのはのか、そしてフードテラスには、かなで、テナントの麺処ひろ田製麺所、フルーツラボがございまして、レジスターにて会計処理をする産直とベーカリーにつきましては、プレミアム付商品券の取扱店として登録していただいておりますので使用可能でございます。

フードテラスにつきましては、オペレーションを迅速に行うということから、券売機にて会計処理を行っておりますので、その券売機にプレミアム付商品券の取扱いができない現状となっております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 有害鳥獣捕獲隊の健康管理についてお答えいたします。

隊員の体調については、委嘱状交付前に猟友会において確認してもらっているほか、捕獲活動の前には隊員の体調を班長が確認した上で活動をしております。また、特に体調の管理に注意を要するシーズンについては、多めの休憩を設定し、熱中症等が発生しないようにしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

まず初めに、請戸住宅団地について再質問をします。

18戸は理解しました。となると、残りは8戸あるということです。

全て居住するか、もしくはずっと空き家かも不明です。震災時の町民が居住するのがそれが一番の目的だし、ベストだと思います。それでも、未入居物件になるような場合は、別の話になります。1人でも2人でも人口増加のために緩和するべきです。賃貸住宅には、金銭面で住めない方で町営住宅に入居したいという方もいます。根本的な理由として町の人口増加を懸命に頑張っている時期なので、徐々に入居条件を緩和し、人口増加につなげていくべきではありませんか、お伺いします。

次に、放射線の放射能濃度検査について再質問します。

畑ごと等の答弁でしたが、私は食べ物なら全て毎回検査するのが当然だと思います。販売している野菜は、特に浪江産、南相馬市産がほとんどなので、放射能濃度は検査するべきです。浪江広報に放射能濃度が出やすい物品などが分かっているので、万が一にもキログラム、100ベクレル以上の物品は販売しないように、道の駅なみえは、全商品検査しているので大丈夫ですと胸を張って販売できるようにしていくべきではないか、お伺いします。

次に、放射線の道の駅の線量表示について再質問します。

屋外も屋内も心配なので、線量表示をするべきです。当町には放射線を測定する測定器があるので、朝一に放射線量を測定し、表示すればよいだけなのです。それで、放射線量が少ないことが確認できると思います。来年にはキッズスペースもできるので、子育て世帯が安心するためにも測定をするべきですが、いつから測定を開始できるのかお伺いします。

次に、生活支援についての解体後、被災者生活再建支援金を再質問します。

この制度は、半壊解体の判定後に解体して、初めて申請できる制度です。基礎支援金支給額は単身世帯75万円、複数世帯100万円、加算支援金支給額も建設購入で単身世帯150万円、複数世帯200万円とかなり高額です。震災から9年6か月が経過するので、ホームページや広報では気づかない方もいると思いますので、個別に連絡をするのも視野に入れるべきです。ホームページや広報で支援金の申請がない方に対しては、個別に対応するのかお伺いします。

次に、道の駅でプレミアム商品券について再質問します。

家族でフードコートで食事すると、結構な金額になります。自分の町に道の駅ができて、家族や友人と食事をしてもらうことに大きな意味があるのです。わざわざ道の駅に足を運んでもらって、高いから食事するのをやめられたら、何も始まりません。確かに、檜葉町の道の駅も販売機を除いて使用可能なので、実際に行うのは大変

なのかもしれません。

しかし、ほかの町でやっていないことをやることに意味があるのです。道の駅ではありませんが、富岡町にあるヨークベニマル内のフードコートでは、プレミアム付商品券が使用できます。メニューの代金をカウンターで支払うのです。基本的には、商品券での不足分を現金で支払います。多く支払えば、お釣りは出ません。実際は、やり方次第なのです。いつから使用可能にするかお伺いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 請戸住宅の要件の緩和のご質問にお答えします。

まず、今回はまだ入居になっていない時期でございまして、その後、そのような状況が見受けられましたらの検討のこととっております。実際に、幾世橋住宅団地につきましては、今回の最後の8月の募集でゼロになっております。今後も一応今のところはこの状態で募集を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、再質問の中で、道の駅の作物の線量検査をすべきだということでございますけれども、近隣の産地直売所でもそのシーズンに出品する品目を出荷する前に一度検査をするといった運用をしたことから、これらを参考に生産者と協議させていただき、このような運営を考えたところであります。

しかしながら、この作物が基準値以下ということを周知することが大切でありますので、この作物は基準値以下なのだというその結果を皆様に周知する必要がありますので、そのようなことを心がけてやっていきたいと思っております。

次に、道の駅周辺の線量の表示についてでございますけれども、まずは対策といたしまして、道の駅の前にモニタリングポストを設置するべく関係機関と調整をしてまいりたいと思っております。

次に、続けて1つ飛ばして申し訳ないですが、プレミアム付商品券の件でございますけれども、まず発券機には商品券投入口がございません。そのために今のところはできないところでございます。まず、プレミアム付商品券を購入者カードで購入者確認をさせていただいて使っているという現状でございますので、そこで無人操作となって確認作業もできないということもございます。

それから、プレミアム付商品券につきましては、転売防止策として換金できないことがありますので、その場で換金するということ

も難しいということからなかなか対応は難しいわけではありますが、ただ議員おっしゃるとおり、他の町村の事例を視察研究して、さらなるサービスの向上に努めていくことは必要と考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 再建支援金の個別にという再質問ですが、最初の答弁の際に対象の方へは解体のスケジュールが正式に決まり次第解体のお知らせとともに、支援金制度についてご案内させていただくと。解体が完了した際には、解体証明書の発行に関して改めて申請のご案内を送付するという事で、2回でのご案内させていただくと、個別にという形でやりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） 再々質問を行います。

初めに、道の駅放射線量の再々質問を行います。

屋外にモニタリングポストを設置するなら、屋外は安心しました。私は、ここの道の駅は線量表示が多過ぎるからとうわさになるくらいでいいと思います。線量表示の場所で、ぜひ表示してもらいたいが、入り口を入ってすぐの「うけどん」の隣、この場所は誰もが目につく場所なので表示するべきです。来年からキッズスペースが運用されれば、そこのキッズスペースのプラス1か所で合計2か所は屋内で必ずやっていただきたいと思います。この2か所を線量表示できるかお伺いします。

次に、生活支援について解体後、被災者生活再建支援金について再々質問をします。

被災者生活再建支援金は、単年度で災害が相次げば枯渇してきます。基金残高が300億円になるまで取り崩して、支援金の支給を行い、300億円を下回った時点で追加拠出について判断するとなっていますので、判断はするでしょうが、正直いつまでもあるとは私は思えません。町内で申請できた町民と申請できなかった町民が出るのは、絶対に避けなければいけません。

そう考えると、解体申請を出した段階で解体とみなす。運用と併せて国及び県に町単独でも要望していくしかありません。町営住宅だけではなく、これから帰還困難区域の解体もさらに進んで、当町も町民同士のあつれきを生まないためにも、みなし解体は現在は連携して要望していると思いますが、今後は町独自で要望を行うのか、お伺いします。

この答弁をいただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議員おっしゃるような場所に、表示を定期的に行うことができるか否かは、私がこの場で即答できないという点もありますが、やはり道の駅なみえを運営する会社と相談し、この建物の中においても線量は安心だよということを知らせる方法を周知すべく努力していくようには申入れするつもりであります。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） まずは、解体の事務処理をスピーディーに進めますとともに、みなし解体につきましても帰還困難区域の部分も併せてうちのほうで引き受けるものですから、その点においても効果的にそういう面の要望を出してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で7番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食のため、13時00分まで休憩します。
（午前 11 時 03 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午後 1 時 00 分）

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君の質問を許可します。
10番、渡邊泰彦君。

[10 番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って一問一答式で一般質問させていただきます。

今回は、令和2年度7月に、復興庁のほうから、これ併せて復興推進会議のほうでも発表になったんですが、令和3年度以降復興の取組について、3点についてご質問させていただきます。

これ基本方針が発表されたんですが、すなわち平成23年から令和、すみません、ちょっと体調が悪いんで間違えました。平成23年度から令和2年度までの10年間で国は復興・創生期間ということで定めていたわけですが、今年度、最終の年を迎えまして、今後どういった復興をしていくのかという方針を発表をされたようであります。その中で、令和3年度から令和7年度までの5年間で第2期復興・創生期間というふうに名づけまして、いろんな施策を立ててきまし

たんで、その点についてご質問させていただきます。

その中で、原子力災害被災地の取組について、3本の柱が示されておりまして、1つ目が移住等の促進、2つ目が国際教育研究拠点の構築、3つ目が営農再開の加速化というこの3本が中心になって施策が展開されるというふうに書いてありました。

その中で、事業規模はどうなんだということになるんですが、平成23年から令和2年度までの10年間、これ復興予算は32兆円、これで推移しています。今後、じゃ、どういった財源のフレームができてくるのかと申しますと、令和3年度から令和7年度までの5年間、復興予算として1.6兆円、さらには福島県、要するに今に関する復興予算は約1兆円、正確に言えば1.1兆円というふうに書いてありました。

まず、その中の3本柱についてちょっとお話をさせていただきます。

まず、1個目の質問なんですが、移住等の促進についてということについて、町にちょっとお尋ねいたします。

浪江町は、ホームページで「なみえに暮らそう！」というキャッチコピーとしてホームページで載せています。移住・定住の特設サイト、これ午前中の11番の松田議員のほうからも質問ありましたが、私のほうはちょっとほかの国の施策とコラボレーションをするという観点からちょっと質問をさせていただきたいと思います。移住の流れ、そういったものがきちっとホームページに載っかっていると。さらには、移住・定住支援制度のカタログを作成して、より分かりやすいように提示されておりまして。具体的に、移住のサポート内容は全て示されているわけですが、この施策を実施したこれまでの成果というのがあればお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

当町のホームページに新たに開設いたしました移住特設サイトへのアクセス数につきましては、7月8日の開設から9月7日までの間で延べ2,817件となっております。また、移住・定住支援制度のカタログにつきましては、JR浪江駅や道の駅なみえ、町内宿泊施設や不動産会社などに置いていただいております。これまで当該カタログをご覧になってのご相談もいただいているところでございます。これらの取組につきましては、一定の効果があったと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 全協において移住サイトの開設をしたんだと、

7月8日にしましたと。8月19日には、アクセス数、平均アクセス数等々を書いた資料は私も頂いています。

その中で、そのアクセスというのは318件、これ多いかどうか、1日で最高が318件ということなんで、全体的に2,301件、これ期間的に言うと約1か月ちょっとの間にこれだけの反響があったと。何を大切にしなければいけないかというと、そのアクセスした人ときっちり話をし合う、要するに浪江を売り込む。これはカタログを見れば良いというわけじゃなくて、やっぱり直接お話をしたり、メールでやり取りしたり、そしてこの移住の流れの中で、要は浪江をまず分かってもらおうと。浪江はこういうところなんですよということを丁寧に説明して、これ日本全国で移住・定住という人口問題がいろんなところでいろいろ何ていうか対策を取られているんですけども、なかなか実を結ばないというのが現状だというふうに私は認識しています。

その中で、移住・定住の、先ほども松田議員のほうからご提示もあったんですが、移住・定住の相談窓口のお問合せとして、一般社団法人まちづくりなみえのホームページを外部リンクにこれ張りつけているんですよ。必然的にそういった興味のある方は、外部リンクのまちづくりなみえのほうのホームページにアクセスするようになるかと思うんですが、その肝心のまちづくりなみえのホームページに相談窓口の詳しいページがあるわけでもないし、例えば移住・定住の成功例などが載ったそういった例も載っていないと。これ町はどんなふうに連携するようにちょっと考えているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まちづくりなみえのほうのホームページにつきましても、現在準備中のごさいまして、今後、情報の充実に努めてまいりたいと思っております。

連携の仕方としては、もっともっとまちづくり会社を初め、地域の団体を巻き込んで拡大して、町ぐるみで進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） まちづくりなみえのほうでも、いろいろな視察制度というのをコロナが出る前は、大型バス等で浪江で視察・研修を引き受けて、それを案内すると。その中で浪江のよさを紹介するというのをずっとやっています。ただ、今回コロナの問題ができてからツアーが中止になったというか、来る人がいなくなったというか、そんな形でちょっと今止まっているんです。やっぱり、こ

の浪江に移住・定住していただくためには、一番最初に必要なのは、浪江はどういうところなんだというのを知ってもらうことだと思うんです。

例えば、仮に都市部であろうとどこであろうと、どこかに移住したいなというふうなことを考えたときに、一番先に調べるのは、その移住先の様子ですよね。こういう町なんですよと、こうなんですよと。その辺をまちづくりのホームページのほうで、きっちり町の指導というわけではないんですが、そういったことを踏まえて、ホームページを作って、とりあえずアクセスすれば、もう浪江のまちづくりなみえに行くんだと。そこには詳しい内容が載っているんだと。それで、その内容に関しては、こういうものが載っているんだというのを、これきちっと連携しておく。これが大切だと思うんですけれども、その辺の町の考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご指摘のとおりだと思います。しっかり対応していけるように努力してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ぜひその辺、準備をするということが必要だと思うので、なるべく早いアクションでお願いしたいと思います。

それで次に、お隣の南相馬市の小高区で、実は企業型地域おこし隊の制度と移住・定住促進事業のコラボレーション、この成功例の実績が出てきまして、これはちょっと新聞の情報で申し訳ないんですけれども、東京都と埼玉県の出身の方が新しい事業として、ホップを使った、多分ビールを作るホップだと思うんですけれども、新たな酒造りが紹介されていました。これは企業の移住・定住の成功例だというふうに、私は今思っているわけです。

総務省の地域おこし隊の概要のホームページを見ると、総務省自体もこの地域おこし隊の見直しが図られておりまして、「地域おこし隊」というのを検索すると、それプラス集落支援員、復興支援員、外部専門家、地域おこし企業人、これが一体となったものが出てくるんです。

その中で、4つの分野に分けていましたけれども、これ今までにある地域おこし協力隊、これはこういうもので、これだけの財源の手当があります。例えば地域人材ネット、地域創造アドバイザー、これだけの財源が入れますよと。地域おこし企業人には、これだけの財源手当ができますよというふうに詳しく載っているんです。それをどんどん進んでいくと、こういった内容ですよというのが詳しく出ているんです。

今、原子力災害、要するに、我々被災地の一番の問題というのは、何かというと、これ1丁目1番地になるかと思うんですが、人がいないということなんです。やっぱりどんな施策でも、最終的には定住人口、移住人口を増やすということがいろいろな施策の最後に来るものだというふうに私は理解しているんです。

そのいい例が復興庁、総務省、農水省、経産省、国が総がかりで今その施策を打っているところなんです。これは町はきっちりそれを利用して、やっぱり自分の町の将来を考えるべきかなというふうに思っています。

こういった新たな移住・定住のための要するに1つのアイテムとして、いろいろなものがあって、それをびしっとこう合わせてコラボするということを、町は考えていないのかなというふうにちょっと思うんですけれども、その辺、答えられることがあれば。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地域おこし協力隊の制度を活用して、地場産品などの技術の継承のみならず、新しく町内で生業を起こしていただくような方を呼び込むということも重要と考えてございます。

例えば、地域おこし協力隊の制度を活用して、当町における復興への課題を解決するために外部人材を呼び込み、そういった方々が町内で新しくなりわいを起こすためのサポートをする、そういったことを検討してございます。

国におきましても、福島再生特別措置法に移住の促進を新たに位置づけ、令和3年度の予算概算要求に向けて施策を検討中であり、当町といたしましても、国及び県と一緒にやって具体策を検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 課長のお答えしたとおりだと思うんです。南相馬市でやっている場合は、全国的に展開している移住・定住のプロ、すなわちコーディネーターというふうに言葉が出てきているんですが、そういった方をお願いをして、その移住・定住の促進を図っていると。

今、南相馬でやっているものは、これネクストコンズラボ南相馬というのを立ち上げて、そのネクストコモンズラボ自体は、全国で13か所でこういった事業を展開している企業であります。そのサポートを受けて、移住・定住、要するに企業型の地域おこし隊を募集するときに、各分野においてそれぞれ募集しているんです。

それはどういう方法かということ、まず、このコーディネーターの

方が浪江に入ります。例えば浪江の中で、いろいろな調査研究をしながら、浪江の良さ、要するに浪江はこういうところなんだよねというのをまず調査するわけです。例えば浪江であれば、どんなものが魅力になっているのかなと、そこからこれ始まるんです。例えば道の駅が開業していますよ、あと常磐線が全線開通していますよと。水素エネルギーの研究フィールドがありますよ、少なくとも40年は廃炉作業というのがありますよ。本当に人もいないですけども、フィールドとすると、まささらなフィールドもありますよと。いろいろなところを全部調べ上げて、それに合ったものをこういった形で起業しませんかと、そういった具体的な募集をしているんです。

これはどのぐらいの応募が来るかというと、とんでもない人数が来て、その中で一次試験、二次試験、そして最終試験までやって、それで入ってくるわけです。例えば10人だったら10人のプレーヤーが入ってきたとすると、その定住確立はどのぐらいなのかと。やっぱり、ほかにただ呼ばって地域おこし隊で呼ばれるよりは数段確率が上がるんです。

ですので、やっぱり町もそういったいろいろな移住・定住のアピールの仕方はあるかと思います。今、課長がおっしゃったとおり、ホームページもそうだろうし、道の駅にいろいろなものを置いたり、福島県の説明会に行ったりというような形も必要かと思います。やっぱり、ここは浪江の存続がかかっている事業だと私は読んでるので、その辺はきっちりしたプロとよく話をして、そしていろいろな施策を立てるべきだと思いますが、その辺ちょっと町の考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、南相馬市では、全国的に起業家の支援を行っている一般社団法人ネクストコモンズラボと連携して起業家及び起業家をサポートするコーディネーターを外部から積極的に呼び込んでおります。また、そうした外部人材と地域をつなぐ役割として、株式会社小高ワーカーズベースがその事務局機能を担っていると聞いております。

当町といたしましても、移住をお考えの方のサポート体制について、こうした近隣の取組を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） やっぱり検討していただいて、採用できるものであれば採用すると。ちなみに日本で13か所、福島県では、西会津

とあとは南相馬、これと連携して事業を拡大していると。東北地方で言えば、弘前、遠野、南三陸というふうに東北地方も結構このネクストコモンズラボを展開していると。その実績例とかもよく調べて、そういった前例があるので、その中でこれをもしやるとすれば、こういったことで利用できるのか。それと浪江をどういうふうに見てくれるのか。いろいろな条件が整ってくると思うので、やっぱりこの3本柱、要するに第2期の復興・創生期間の3本柱の1本に入っているので、当然いろいろなこの助成金、補助金がこれからついてくるはずなんです。そういったことを利用していただきたいと、利用して浪江の人口を増やしていただきたいというふうに希望します。

次に、国際教育拠点の構築についてお尋ねします。

福島県のイノベーション・コースト構想について、産学官連携及び人材育成体制が不十分だというふうに国は認めているんです。それを解決するために、国主導の国際教育研究拠点を構築する。そういう成案がまとめられたというのが今の現状なんです。

その中で、この教育機関の目的は何ですかということになってくるんですが、先ほど申し上げましたイノベーション・コースト構想の課題を克服するということももちろんなんですが、国際教育研究拠点の目的、これはまず原子力災害に見舞われた福島県浜通り地域の復興再生、要はこれにも書いてあるんですが、人口減少が著しいから定住人口の確保を含めた浜通り地域の復興再生に向けた抜本的な取組が重要だと。

2つ目は、分野横断的な知の融合及び人材育成確保による産学官連携の新産業の創出、3つ目が福島復興研究の集積及び世界への情報発信、この3つが国際教育観の主なる目的なんです。今、新しい拠点をつくると、浪江にも現在、道の駅を含め様々な拠点がつくられているわけですが、その拠点と今度新しくできる拠点の連携、役割分担、これは大切じゃないかと思うんですが、町はちょっとその新しくできる拠点と今の拠点との役割分担はどういうふうにするのかなというのをちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

国際教育研究拠点は、福島イノベーション・コースト構想をさらに加速し、産学官連携による魅力ある浜通り地域を創出するために復興庁を中心に検討が進められてございます。

6月8日に示された有識者会議の最終取りまとめでは、廃炉、ロボット、エネルギー、環境リサイクル及び農林水産の5つを研究分

野とするとされておりまして、当町においては、福島水素エネルギー研究フィールドや福島ロボットテストフィールド浪江滑走路、福島高度集成材製造センターが立地しておりますので、これらの拠点と連携した高度な研究開発や人材育成が期待されております。

さらには、同拠点からのベンチャー企業の進出など、新たな産業集積や地域経済の活性化など、多くの波及効果が期待されます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） イノベで今課長がおっしゃったとおり、拠点ができていて、それがうまく動いている。これからうまく動かすということで、それにプラスその国際教育拠点が浪江に誘致できれば本当にいいのかなと、心の中では思っています。それほど簡単なものではないなというふうに思っているわけです。

やっぱり拠点というのは、連携がないと1つの拠点だけではどうしようもないというのがあって、例えば今、ロボットテストフィールドにしろ、水素にしろ、いろいろな拠点で発信をしながらイノベの構想を進めているわけです。ここで、それらの全体の研究機関として拠点を設けるということは、本当に素晴らしいというか、もう喉から手が出るくらい最大の目的にしていいいのかなというふうに思っています。

拠点のイメージとすると、2024年度に本格的に開所しますよと。予算、人員体制は国が確保しますよと。立地地域は地元自治体の意向を踏まえるようにしていますが、最終的な目標とすると、大学と大学院の設置を頭に入れていまして、さらには、地元の小中高を含めたシームレスな人材育成、これを視野に入れています。今じゃ、浜通りの中でそういったものをどこでやっているのかなというのと、ふたば未来学園高校、このところでグローバルかつアカデミックな教育を実施しているというのが現状あります。最終的にその学園ともこの拠点が連携していくというのが、どうもいろいろなホームページを見ると出ております。

この辺、その誘致をすとか、いろいろな競争というのはあまりよくないと私も思うんですが、こういった方針の中で、浪江町はどんなスタイルで、この誘致というのはちょっとなかなか語弊がありますけれども、アピールするのか。ちょっとその辺、教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

有識者会議の最終取りまとめには、研究者や大学院生、管理運営

スタッフ等、拠点の人員として約600人、産学官連携による地域への関連雇用波及効果で約5,000人規模のイメージが示されております。

8月25日には、双葉地方町村会長から復興大臣宛てに、世界一の研究者を招聘し高度な科学技術の知見が集結する知の融合拠点の形成を図ること。ふたば未来学園などの地元の高校生を初め、小中学生も含めたシームレスな形で、地元人材に対する育成の仕組みを構築するなど、教育機能を充実されることを要望してございます。

当町といたしましては、これまで様々な大学や大学院等と連携協定を結んでおりまして、なみえ創成小中学校において、東京工業大学におけるロボットのプログラミング教室が行われるなど、大学等と連携した特色ある教育を実践しているところでございます。国際教育研究拠点により大学等が立地されれば、こうした取組がさらに発展できるものと考えております。

まずは、町村会において要望している双葉地方への誘致の実現を目指すとともに、県による意向調査においてしっかりと提案できるように検討を進めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関しては、浜通りとうたっています。これ双葉郡なんだろうというふうに私は思っているわけでして、やっぱり、そこで確かにこの双葉郡に誘致をしてくださいねということで、町村会でやったということは非常にいいことだと思うんです。やっぱりさらに、浪江は準備だけは一歩前に進めておくべきだと思うんです。

例えば、例を挙げれば、浪江町の駅の入り口のあるほうの駅前空地と言ったらちょっと語弊があるのかな、空地、それとスポセンとか、ふれあいセンターがある文教地区になるだろうと思われる北側、この辺の土地とか、その状況等を調べながら、そこにもし誘致になった場合には、どんなふうな構想ができるのかなというようなことと、今、課長が申したとおり、600人程度、要するに研究分野が5つあるわけです。その中で600人がもう来る、国がもう手当てするというんですね、その人たちがどこに住むのか。

それと関連雇用として5,000人が見込まれていると。これは見込みなので5,000人かどうかよく分からないんですが、その方がじゃどこから通うのか、どこからその拠点に行くのか。例えば誘致が楢葉町になったとか、富岡町になった場合でも、これだけの人が入ってきて、例えば常磐線を通うだとか、そういった形で、浪江にこういった住まいの準備というんですか、そういったことも並行して、

仮に誘致ができなかった場合に関しても、その構想の中のこういったところだけは浪江で取りたいですね。そういった準備も当然すべきだろうし、たまたま今、一団地地域整備等の計画が進むというか、計画を今作っているんですが、そういった中にも盛り込んでいく。そういういろいろな角度で準備すべきだと思うんですが、町の考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

現在、一団地事業につきましては、浪江駅前を町の顔として位置づけまして、町が先導的に整備するエリアとして主に居住機能、商業機能、交流機能の導入を目的として検討を進めております。

国際教育研究拠点については、現在、選定場所、規模を含めて不透明な状況ではございますが、仮に浪江町に整備が決定した場合には、町全体の復興への相乗効果が期待できるため、一体的な検討が必要になるものと思われまます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 教育観の内容を発表するときに、この拠点は、福島県浜通り地域の復興・創生期間後の帰還の中核拠点となるべきものだというふうにもうたっているんです。いかにこれ国が重要視しているかということなので、これによって、復興・創生期間、要するに先ほど申しました第2期復興・創生期間後に、東日本大震災からの復興の基本方針にも反映すると言っているんです。要は最終的にここに目的を持てきますよと。これだけのものをこれだけの予算とこれだけの人員でやる。やっぱり一大事業だと思うんですよ。浪江の定住・移住人口を増やす、下手すれば、これ最後のチャンスになるのかなと思うので、やっぱりどんな場合でも準備を怠らない。常に浪江にもう教育拠点が来るんだという準備、さらにはその誘致ができなかった場合には、どういった手段があるのかというのは、やっぱり今からやっておかないと。いざ決まりました、あれですよということから始まったのでは、これ後手後手になると思うので、ぜひ町も全課を挙げて、この誘致に頑張っていただきたいというふうに思います。

3つ目が、営農再開の加速化について、ちょっと何点かご質問させていただきます。

まず、最初のお尋ねなんですが、浪江町の営農再開の現状として、避難指示解除前の農業従事者は1,019戸、農地面積は2,035ヘクタールというふうに浪江のホームページに載っています。多分今でも載

っているはずです。

現在、これに該当する農業従事者数と農地面積を両方とも帰還困難区域を除いた数が分かれば教えていただきたいと思います。

全員協議会で、令和2年度の耕作面積は134ヘクタールというふうに、ご報告をいただいています。ちょっと横道にそれますが、私たちの町が避難指示解除になったときに、私も3年前に戻ってきたんですが、田んぼとか畑というのは本当に荒れ地というか、もうとても人間の住むような状況ではなかったというイメージがあります。

最近ちょっといろいろなところをぐるぐる歩いたり、私も仕事上いろいろなところに行くので、車で歩きますけれども、田んぼとか稲作が目立つようになったんです。本当に数は少ないんだろうかと思いますが、3年前から見ると、全然変わったなというイメージを自分で持っているんです。米とかそんなの生えているところが多かったわけですから、3年前は。それが今、私は農業をやっていないので、あれなんですけれども、私から見れば、膨大な土地の稲作がなされているなというイメージで、ちょっと安心感みたいなのも実はあります。

その中で、こういった質問をするのはあれかと思うんですが、まず、今言った数字を教えてくださいのと、もう一つは、この今の数字は、町はどんなふうに評価しているのかなというのをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

お示しいただいた町ホームページの農家戸数と農地面積は震災前の2009年に実施、2010年に公表となった農業センサスの数字です。農業センサスについては、調査の方法や回答をしていない経営体もあることから、実態を反映していない状況もございます。

このたびのご質問に対し、震災が起きた2010年度の営農実施計画書の集計が実態に即しているものと考えまして、そちらの集計を基にお答えいたします。

町全体で、経営体は1,580農家、営農面積は2,110ヘクタールであり、解除区域の経営体は868農家、営農面積は1,435ヘクタールとなります。

営農再開支援事業や被災12市町村農業者支援事業を代表に、この地域を再生するための補助制度は充実しており、再開した皆様により毎年営農面積は増えているものの、今年度の経営体は44農家、営農面積は134ヘクタールであり、比較をしますと、再開農家は5%、

再開面積は９％にすぎず、厳しい数字であると認識しております。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

今、数字は把握しました。原子力被災12市町村の営農再開の大体平均が約３割というふうになっています。そこから見ると、大分ちよっとこうつらい数字なんだなというふうに私は今感じています。

それで、国は営農再開の加速への課題として、要は担い手の確保、それと農地集約、労働生産性の向上の支援、これを第２期の復興・創生期間に強化策として打ち出しているんです。その担い手の確保、農地集約、労働生産性の向上というのは、この第２期復興・創生期間前、要するに今ですね、今でもこれを言われているんです。それで、そういったことを言って、国はいろいろなものを出してきているんですけども、なかなか進まないんですよ。また同じようなものを出しても、なかなか現状を打破して拡大していくというのは難しいのかなと、私はこの計画書を見て思ったんです。

町は営農再開が加速化しない大きな原因というのは、何があるのかなというのを分かれば、どういう分析をしているのか分かれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

避難の長期化により、避難先での生活の定着傾向から、町民の皆様の半数以上が町へは戻らないという意向調査の結果が出ており、そのように考える理由は様々存在します。

その上で、農業については、自分はやりたいけれども、次の世代はやらないので、農機具、乾燥調整施設等の設備投資ができない。作っても売れないのではないかな。除染によってやせた農地で良い作物は作れない。大柿ダムの水が不安など、再開が困難である理由をお聞きします。

また、請戸川より北側の地区は通水しておりますが、南側の地区については、今年度末に通水予定であることから、農業用施設が未復旧であることも営農再開が進まない理由であると考えております。
以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） この営農再開の支援事業の活用のイメージというリーフレットがあるんですけども、こういう形でやりますよと。やっていますよというふうなことを書いてあるリーフレットなんですけど、なかなか効果が出ていない。今、さらには、新規就農者、新

規参入農業法人向けのパンフレットを町で出しておりました、私も農業にはちょっと素人なんですけれども、読ませていただきました。やっぱり福島県浪江町を日本一農業が盛んな町にしたいんですよ、そういうのを目指していますよということで、いろいろなパターンを書いてあります。

さらには、浪江町農業法人等誘致事業補助金、浪江町新規就農者確保促進事業補助金、様々な就農への補助金、支援制度を紹介しています。

最初の質問で、この数値というか、利用者がどの程度なのか、ちょっとまず分かれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

浪江町農業法人等誘致補助金は、これまでに実績はございません。浪江町新規就農者確保促進補助金は、新規就農者への月10万、2年間の収入保障については2件、就農や雇用就農者への家賃補助は1件でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 例えば商工業、農林水産業、いろいろ産業があるんです。ちょっと思い起こしてもらえば、3年以上前なんです、商工業を復活させようということで、国は官民合同チームを送り込んでというか、つくっていろいろな支援をしていたんです。

それで、私も自分がそういった商売をやっているんで、いろいろ調べたり何だりしたんですが、最初の年というのは、なかなか利用者がいないんです。なぜいないのかという理由なんです、当時は原子力災害本部長がよく浪江に来て、いろいろとお話を聞いていたんですけれども、やっぱり書類が書けないんです。なかなか計画が出せない。

その中でどういうふうなことを考えてきたかという、官民合同チームが個別に派遣をして、いろいろな個人それぞれとやり取りをしながら、そういったものを助成金、補助金、支援を受けていくというスタイルに変えた途端、もう右肩上がりていろいろな業種が復活してきたと。その当時もよく言われていたんですが、官民合同チームの弱いところというのは、農林水産業のプロがいないんです。その辺は私一度お願いしたことがあるんです。今後はもう農業とかそういうのがだんだんできるので、そういったプロを官民合同チームに入れて、相談に乗らないとなかなか進みませんよという話をしたことを、ちょっと今思い出したんです。

やっぱり、その補助金を利用するときに、町のホームページを見たとか、何とかといって、じゃ、これやってみようというのはなかなか難しい。そういったふうに、国でいろいろやってくれているものをどんどん利用して、やっぱり農業をやりたいんだと。そういったところに個人的に行ってもらって、商工業が復活したような形のものをこっちから提案していく。せっかくつくったものが全然利用できない、利用されないのでは、やった意味がないと思うんです。そんなところで、町の考え、ちょっとその辺を聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、現状としては、ホームページの掲載やパンフレットの配布はしているものの、新規就農を目指す方々に対し、きめの細かい支援策の内容について、説明ができていたとは言い難い状況もあるかと思います。

今後は、より理解が進むよう広報の工夫や具体的な説明を行う機会を増やしていきたいと考えております。特に法人誘致については、官民合同チームやイノベーション・コースト構想推進機構の農業参入支援課にも支援をいただき、PRに力を入れてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） やっぱりそのアクションを起こして結果を出す。いろいろな形のものというのは、どの事業もそうなんですけれども、震災後、初めてやるようなことばかりなんです。例えば、震災前にいろいろなことをやっていて、その継続じゃないので、なかなか今の組織の中で、全部理解して全部やるということは難しいんです。やっぱり、そこは国の支援を受けながら、丁寧に結果が出るようなことをしないと駄目だと思うんです。やっぱりせっかく官民合同チームがあるのであれば、目的の1つにそれがあるわけですよ、官民合同チームの。それはやっぱりきちっと向こうの担当者と話ししながら、さらには県と話しして、国と話しして、そういう制度を早めにつくってもらって、やっぱり農業を他町村と同程度に3割ぐらい復帰できるような施策をつくってください。

最後に、大規模畜産施設、要するに復興牧場というふうに呼ばれているらしいですけれども、地域住民への説明会の遅れや環境問題等で整備計画の遅れが懸念されています。これ新聞の記事です。最先端のICT設備を備え、さらには県の酪農業協同組合が運営するというふうに聞いていますけれども、町は、その整備計画の現状をどんなふうに捉えているのか。分かっているのかというのを、ちょ

っと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

現在は計画を地域に理解していただく取組を進めております。当初計画していた地域住民の皆様との対話の機会が大幅に遅れました。

去る8月28日、30日に北棚塩地区の方々への説明会を実施したところです。環境への悪影響といったお声を再度いただきましたが、地域の方も参加する万全の仕組みづくりをすることなどをご説明させていただきました。

説明会時のご意見として、事業には賛成するけれども、北棚では反対というお声をいただいた一方、ぜひ北棚でやってほしいというご意見もいただきました。

町としては、酪農業の復興や雇用の確保のみならず、今後の農業振興、チーズやジェラートといった生乳を原材料とした6次化、加工による他産業との連携、関係人口の増加など、大きなメリットがある事業と考えており、環境への影響などデメリットとして考えられることの対策も講じられると判断しております。町の復興に必要な事業として進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） まさにそのとおりだと思います。ちょっと6次産業のことを言おうかと思ったんですが、例えば復興牧場を造りました。それで牛を飼うだけというのではなかなか魅力ないなと。やはり、そこで生産されるものから6次化して、チーズを作るだとか、乳製品を作るだとか、お菓子を作るとかといって、1つの浪江の特産品といったら、またなかなか難しいのかも分かりませんが、浪江の復興牧場の特産品みたいのを全国展開で販売したり、あとは道の駅で販売したり、そういった形で新しい特産物を作るということは、非常にこの計画の未来を見れば必要なのかなと思います。

福島県のイノベーション・コースト構想の中にも、農林水産業の中に先端技術の導入や新しい農業の推進というのが入っているんです。ICTが先端なのかどうかというのは、その内容によっては変わってくるんだと思います。やはりイノベの構想にも合致しているんです。

浪江の場合は、残念ながらじゃ何が有名なんだというとなみえ焼きそばか何とか、本当になかなか出てこない。大堀相馬焼、酒造、道の駅に今度整備されるんですが、そういったものと同格になるぐらいのものをどんと作るには、やっぱりこれがチャンスだというふ

うに私は思っております。

今回、これを6次化のものを町のほうが言うのか、向こうから言うのかということはあると思いますが、やっぱり町のスタンスをきちっと決めておいて、牧場だけでは駄目ですよと。6次化のものと一緒にお願いしますよと、その道筋はつけてくださいねと。さらには、子供らが遊びに行ける牧場みたいなのもあればいいかなとか、そういったいろいろな構想を、まず町で考えて、それをご提案しながら、この計画を進めていくべきかなというふうに思うんですけども、ちょっと課長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

浪江町で6次化に新たに取り組みたい方がいらっしゃった場合、そういった方を全面的にバックアップするような体制であるとか、浪江町の農業で取れた地場の例えば果物や野菜との連携であったりとか、そういったものの貢献、または新たな観光牧場的な人を呼び込むような仕組みなどの提案といった地域貢献も具体的に示してもらえよう積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、課長がおっしゃったとおりだと思います。

ちょっと総括的になってあれなんです、やっぱり第2期復興・創生期間というのを国は5年間というふうにもう期限を切って定めているわけです。やっぱりその5年間、この浪江町がどういう状況になるかというのは、相当厳しい闘いをしていかないと。今の人口を例えば3倍にするとか、目標の3,000人にするとかというのは難しいんだと思うんです。この3つの柱をきっちりと理解して、いろいろな施策を立てて国の補助を使って、やっぱり5年後には今の人口の倍、人口が3,000人になったと。そういう結果を出していかなければ、浪江町の存続もなかなか難しくなるのかなと思いますので、ぜひ町総力を挙げて、この第2期復興・創生計画をきっちり理解してやっていていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◇ 馬 場 績 君

○議長（佐々木恵寿君） 続いて16番、馬場績君の質問を許可します。
16番、馬場績君。

[16 番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

憲政史上最長といわれた安倍政権が体調悪化を理由に辞任表明しました。私は安倍政治について、一市民・国民として言わなければならないことが3つあります。

1つは、戦後の保守政治が一貫して認めてこなかった集団的自衛権行使を一片の閣議決定で憲法解釈を変え、2015年9月の安保関連法を強行、戦争のできる国に道を開き、さらに自衛隊明記など憲法9条2項の空文化に着手しようとした政権であること。

2つは、官邸が人事権をかさにものを言わせぬ忖度政治を生み、公文書の改ざん・隠蔽など政権を私物化し政治を腐敗させたこと。森、加計、桜、検察官定年問題、現職国会議員の汚職、買収問題などです。

3つは、原発事故から9年6か月、事故はいまだに収束していないばかりか、帰還困難区域の区域外の住民は、帰る道筋すら示されておられません。

一方、賠償は打ち切られ避難者の生活困窮など、直面する全ての課題で安倍政治の転換が求められるゆえんであると考えます。

さて、質問の第1は、新型コロナ感染対策の問題であります。

既に報道されたとおり、8月には浪江町民1人のコロナ感染が確認され、その後も浪江町の解体作業関連現場で3名となり、県内でも連続して増え続け、昨日現在170名になっております。

内堀知事は8月31日の記者会見で、県内は第2波との現状認識を表明しました。地方にも感染拡大の波が押し寄せている現実があります。

町は、感染情報の共有に一定の改善を図ってこられましたが、町民の不安は蓄積されたままであります。町は町民が安心できるように、さらなる説明責任を果たし、さらに今後の感染防止をどうするのか、その戦略が求められていると思います。

そこでお伺いいたします。

道の駅なみえ職員の感染経路確認と行動歴、相談センターへの連絡、PCR検査までの町の対応はどうであったのか、お答えください。

ご承知のとおり、コロナウイルス感染症の特徴は陽性でも無症状の人がいるという、これまでのウイルス感染とは異なる特異な感染症であります。心配された浪江町内の復興関連事業で感染者が複数、これまで3名の感染者が確認されました。必要なことは感染防護、さらなる感染拡大を抑制する取組をどうするかであります。

今後、感染症が確認された地域や施設、あるいは職場など、幅広く定期的に社会的検査を進めることが求められていると思いますが、どう対応されるのか、お答えください。

コロナ感染と検査体制の拡充についてであります。

今、双葉郡内には原発事故処理と廃炉作業、そして除染、解体を含む復興再生に関する県内外の作業員、社員は約1万5,000から2万人は働いているものと推定されます。浪江町内だけでも作業員は約5,000人です。そこには様々な生活行動と労働、すなわち社会生活行動があります。現実には道の駅なみえや町内で働く除染、解体作業員のコロナ感染が確認されていることは、今ほど触れたとおりであります。こうした社会的条件を考慮すれば、双葉郡内での検査体制の整備が極めて重要であると考えます。

6月議会でも健康保険課長が答弁されたとおり、県は発熱外来を4か所増設し13か所にするという方針を示しました。その後、県は伊達市、白河市、平田村の3か所に増設を検討と発表されました。

1か所が未定であります。検査対象の柔軟な拡大と早期発見、2次感染防止のためにも浪江町を中心とした双葉郡内、可能な限り交流人口が多い浪江町にこそ設置すべきであります。

県内でもクラスターが発生し、市中感染拡大の可能性も心配されております。さらに感染経路の追跡困難など、感染拡大の条件が重なっている一方で、PCR検査が極端に少ないという問題があります。しかも現在の仕組みでは、検査まで時間がかかるという問題があります。どう改善するのか。

1つは、発熱外来を設置し帰国者、接触者外来を通さずにPCR検査機能を持つ医療機関に検査を依頼すること。行政の縦割りではなくて医療機関による垂直展開をすることだと思います。

そこでお伺いします。

町診療所に必要なのは、あの発熱待合室ではなく、医師、看護師を配置した発熱外来センターだと思います。設置を県に強く求めるか、答弁を求めます。

アベノマスクなど、行き当たりばったりの国のコロナ対応について、厳しい声が上がっていることはご承知のとおりです。PCR検査について、日本の立ち遅れはこれまた重大です。人口100万人当たりの検査数は世界215の国、地域の中で、7月末で日本は世界158位、英国14位、米国21位、アフリカ諸国よりも遅れているという、まさに検査絶対件数が少ないということは極めて重大であります。これらの情報は、米国ウェブサイト・ワールドメーターで公表されております。

結果、日本のPCR検査抑制が、第2波の襲来を招いたというのが専門家の共通した意見になっております。では、どうするのか。自治体任せではなく国がPCR検査を抜本拡充、強化し、国と自治体の折半となっている行政検査費用の全額国負担を求めるべきであります。答弁を求めます。

ご承知のとおり、100年前、日本を襲ったスペイン風邪は、第1波が1918年5月から7月、第2波が同年秋の10月から翌年5月頃、第3波は1919年12月から翌1920年5月頃までのおよそ2年に及びました。そして日本では約38万人、世界では約4,000万人以上の死者が出た。その歴史から何を学ぶのか。医学、防疫の進歩があるとはいえ、ウイルスという敵はミサイルで撃ち落とすことはできないわけですから。検査体制の充実がより求められている要因であります。

100年に一度のコロナ危機をどう乗り越え、弱い立場の一人一人が行政からも社会からも大事にされ、安心して暮らせる回復力のある社会をどうつくるのか。コロナ危機のもとで今求められているのはそのことだと思います。アベノマスクやGoToキャンペーンなどでなく、検査機器や医療防護具、医師、技術者の確保が喫緊の課題であります。そして、戦略的なPCR検査拡大による無症状感染者の検出など、国民の安全・安心につながる、もちろん町民の安全・安心につながる積極的な対策と方針が求められていることは、浪江の現状を見ても明らかではありませんか。そもそも感染者へのバッシングなどは論外です。今こそ立場の違いを超え、力を結集し末端現場からこれを発信すべきときではないでしょうか。

次は、インフルエンザワクチン接種の助成拡充についてであります。

今後、コロナ感染やインフルエンザ感染が同時進行で広がるのではないかということが懸念されております。今年の秋から冬にかけて、コロナ感染とインフルエンザの同時流行が専門家の間から指摘されております。10年という長期避難の身体的、精神的リスクを抱える障害者や高齢者の重症化防止のためにも、早めのインフルエンザワクチン接種の啓蒙、何よりも安心してワクチン接種ができるようにすべきではないでしょうか。

そこで伺います。

浪江町では、現在、65歳以上の高齢者、60歳から64歳の障害者に対する助成は1回のみ行われております。コロナ禍を考慮し、これを2回まで全額助成するか、答弁を求めます。

浪江町で現在行われていない生後6か月から中学3年生、妊婦に対するインフルエンザワクチンの助成実施について、今後どう対応

されるのか、答弁を求めます。また、それぞれ実施した場合の必要額は幾らかお答えください。

町独自のコロナ支援継続についてであります。当初予算の事業計画分を差し引いた浪江町における真水のコロナ支援事業は幾らになるのか。答弁を求めます。

コロナ危機のもとで、今こそ地方創生、安心して暮らせる地域づくりが必要であります。

そこで2点、伺います。

生活、経済環境は悪化しております。コロナ支援等の事業について、これを継続、拡充されるか、町の考えをお答えください。

また、それらの資金として国の地方創生臨時交付金の地方への増額要望について、どのように対応されるか、答弁を求めます。

次は、帰還困難区域の復興拠点及び区域外の整備についてであります。

浪江町津島、室原、大堀3地区の帰還困難区域特定復興再生拠点整備事業、この認定面積は661ヘクタール、町の帰還困難区域総面積の3.6%であります。2017年平成29年12月にこれが認定され、翌年4月から事業が着手され、終了は2023年3月まで、あと2年半となっております。

そこで、主な整備計画の進捗についてお伺いいたします。

まず、室原地区、末森地区、整備計画にある物流、産業ゾーンの整備計画や農業再生ゾーン、育苗施設、畜産関連施設の整備計画の現状はどうなっているのか。第1ステージの中で具現化できるのかどうか、お答えください。

津島地区整備計画の中には、道路、電気、水などのライフラインの整備、さらに、つしま活性化センター、津島支所、消防屯所の機能の復旧、そして、小中学校などの整備と地域における活用の検討、また、地方暮らしと交流ゾーンの事業検討はなされているのでしょうか。現状と今後、どのようにこれらを進めていくのか、お答えください。

区域外の整備、解除方針についてであります。

資料でも配付いたしましたけれども、双葉町は、除染一括解除を求め国と協議に入りました。浪江町も同様の方針で国と協議されるか、答弁を求めます。

区域外整備について、さらに踏み込んでお尋ねいたします。

8月17日、津島地区住民約7割が参加する津島地区原発事故の完全賠償を求める会の代表が復興拠点、区域外の復興再生について町長に要望を行いました。当日は佐藤副町長が対応されました。その

とき、資料として提示しましたが、帰還困難区域の取扱いに関する考え方、平成28年8月31日、原子力災害対策本部復興推進会議が示した方針であります。そこに帰還困難区域の取扱いに関する基本的な方針には、こう書いてあります。

当初、復興拠点を設定しなかった地区、いわゆる拠点区域外の中長期的な復興に向け、市町村が帰還困難の整備方針等の全体構想を策定した場合には、国はこれを踏まえ、復興のための施策につなげると明確に書かれてあります。

さらに、市町村は、放射線量の低下状況や当初の復興拠点の進捗状況を踏まえ、上記3、いわゆる復興拠点の計画を見直すことができると明確に書いてあります。町長を含め、関係部局の人は既にご承知のとおりであります。

そこで、今後の整備方針等の方向性、すなわち全体構想をいつまでに作成し地域住民に提示するのか、明確に答弁を求めます。

次は、浪江町役場津島支所の再開についてであります。

再開に向け、何をいつまでに整備するのか。住民が理解できるように明確な答弁を求めます。

最後に、第3次復興計画についてであります。

まず、復興計画の作成に当たっては、現状認識と課題を明らかにすること。そして、よって立つ基盤は町民こそ主人公の視点で、第3次復興計画をつくるべきだということを、まず明確に申し上げておきます。

来年度から始まる第3次復興計画の着手について、さきの全員協議会で担当課から報告がありました。

浪江町は、平成29年3月に避難解除され、政府が言う復興の総仕上げ、後期の5年間は来年3月でその期限を迎えます。町民の大きな期待と関心と呼んだ道の駅なみえが今年8月、一部オープンしました。正直コロナ感染で出鼻をくじかれた感は否めません。あの躍動感のある盛り上がりを回復するためには、一定の時間を要することは避けられないでしょう。急がず、ためらわず、新たな浪江町の発信基地とするために、新たな創造的挑戦が求められていると思います。

そのためには、町民や参加交流者が安心できるコロナ感染に対する万全な検査、医療体制の構築と、事業展開に対する職員の研さんと努力、地道で斬新なアイデア、全国の道の駅から貪欲に学ぶ。地元浪江の独自性を発信し続けることが必要であると思います。第3次復興計画にも新たな位置づけが必要であると思います。

一方、原発事故以前には考えられないような交付金依存の4つの

大規模産業団地や、つい最近では28億5,000万余の地域交流公共施設事業も議会で一度は否決されたものの、町民の批判の声をよそに推進の軌道に乗せられました。ある町民は、復興バブルと突き放しました。

第3次復興計画づくりを前にして、果たしてこれでよいのか。町民の生業再建とふるさと浪江の復興再生の事業の内実をどうするのか。町民こそ主人公の立場で、冷静な現状認識とその課題を明確にし、今後、町民の浪江町復興再生にどう応えるのか。そのためにも、第2次復興計画をしっかりと検証すべきであります。それが第3次復興計画作成の基本姿勢でなければならないことは言うまでもありません。

以下、3つの柱で課題・問題を提起し、町の見解を問うものであります。

1つは、東日本大震災と原発事故災害から10年目の節目、現状と今後の課題検証についてであります。

①として、原発事故の収束の現状と課題、デブリの取り出し、汚染水の処理、使用済み核燃料の取り出しなど、町民が避けて通れない課題、そして廃炉の見通しを検証し、内外に原発ゼロを発信することであります。

一言補足しますがけれども、今朝ほどの町長の行政報告の中には、東日本大震災とはありましたけれども、東電の原発事故、我々の苦痛の根源である、このことについては、一言も触れられていなかったことも指摘しておきます。

②除染の検証と課題、除染廃棄物の早期搬出終了の時期を明示する必要があると思います。復興計画の中でどう取り扱うのか、答弁を求めます。

(2)は基本計画の2つは、地域の復興再生と自治体存続の財政支援、国の責任の明確化についてであります。かつて経験したことのない事態からの脱出には、これからも模索の連続でありましょう。被災自治体特有の困難な課題が連続するでしょう。しかし、国の責任は明確であります。これは復興再生の柱であります。

町も我々議会も、その点では決して腰を引くべきではないと考えます。国の責任の明確化、自治体存続の財政支援について町は復興計画にどのように明記するのか、答弁を求めます。

地域農業、地場産業の課題と支援、施策についてであります。

住民合意による環境保全型の産業誘致、まちづくりの現状と課題も重要な問題であります。その支援の方向について、町の基本的な考えをお示しいただきたいと思います。

現状と課題について、具体的な問題を指摘いたします。

1 つは、福島県酪農業協同組合が棚塩産業団地に事業化を計画している復興牧場の問題です。これまでの町担当課や県酪農協の説明では搾乳牛1,000頭、保育、乾乳牛飼育など約2,000頭、計3,000頭規模の酪農。そして、棚塩産業団地のB地区、C地区約35ヘクタールでの大規模酪農事業を計画している問題です。周辺には、水素製造拠点や木材製造拠点、ロボットテストフィールドなど、先端産業の拠点があり、県酪農協が求める広大な敷地と地下水の確保ができるというその理由で、大規模酪農はあそこに誘致すべきではありません。何よりも地元北棚塩地区住民の過半数が反対し、これに署名を添えて町長に提出しているということです。最新技術を駆使した先端酪農であり、環境問題はないと町も県酪農協も話しています。大規模畜産による病理や環境問題は一切ないと町は断言できるのでしょうか。

北棚塩の方から声を上げない住民も反対している。惨事いわゆる原発避難、東日本大震災等の悲惨な状態です。惨事便乗型の大規模酪農など絶対反対だ、議会でも頑張っしてほしいと電話をいただきました。

地元住民との合意もなく、事業者の意見のみに同調した事業推進は、第3次復興計画に載せるべきではありません。住民に受け入れられる環境に優しい、地元雇用を創出、そして真の意味で地域振興に役立つ方向を明確にすべきだと思います。答弁を求めます。

いま一つは、風力発電の開発計画です。

これまで全員協議会で提示されてきた福ネット合同会社が葛尾、津島に12基、発電量35メガワット、阿武隈復興風力合同会社が阿武隈山系に46基、そのうち20基が浪江町の山系に係る計画です。主に津島です。

さらに最近、新たに阿武隈北部風力発電による田村市、二本松市、葛尾村、飯館村、浪江町、川俣町の6市町村の山系に最大95基の風力発電事業計画が示されました。これが関係する町村でも大問題になっていることはお分かりだと思います。これも北棚塩の問題同様、惨事便乗型、環境破壊の事業計画と言わなければなりません。計画されている浪江町及び津島地区の山系は、そのほとんどが帰還困難区域であり、住民の立ち入りはもちろん、住民同士の情報交換さえ困難を極めていることは、町は誰よりも承知しているはずです。住民無視、環境破壊の大規模風力発電は、第3次復興計画で歯止めをかけるべきです。お答えください。

医療、介護無料継続、町民の生活、生業再建支援、避難先での町

民交流の継続支援をどう明示するのか、お答えください。

また、医療・介護・福祉・教育の施策充実と公営住宅建設の明示、このことについて、今後の計画と併せてお答えいただきたい。

さらに、被災自治体への財政支援は極めて不透明であります。先ほども触れましたが、地方自治の本旨に照らしても国の責任は明確であり、財政支援継続を明示することであります。答弁を求めます。

最後に、どこにいても浪江町民という、これまでの方針を貫き、帰還困難区域を含むふるさと浪江を後世に残すという、地域再生とまちづくりの整備計画方針を明確にすること。イノベもそれは1つの方策でしょう。しかし、町民が地に足をつけて生活再建ができるふるさと浪江が再生復興する。その姿こそ、第3次総合計画の基本的構想でなければならないと思います。

これらの件について、町長に答弁を求めて、ここでの1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より質問をいただいた区域外の整備、解除方針について。

①の双葉町は、除染一括解除を求め国と協議に入った。浪江町も同様の方針で国と協議されるか伺いたいについて、お答えをいたします。

双葉町の報道については、国に確認をいたしました。その中で要望はいただいているものの、協議に入った事実はない。また、拠点外については、地元自治体から震災から10年を迎える中、自分の家に帰れず苦しんでいる町民がいらっしゃる。早急に拠点外の方針を示してほしいなどの切実なご意見も何度も頂戴しております。

今後の政策の方向性について、引き続きご意見・要望を一層丁寧にご伺って検討を遅らせることなく、しっかり進めていくと回答を受けております。

なお、8月25日には双葉郡町村会で、5月26日には帰還困難区域協議会において要望を行っておりますが、引き続き、今後の政策の方向性を早急に示すよう強く求めてまいります。

他の質問については、それぞれ担当課長から説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保健課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 1番の新型コロナ感染対策、インフルエンザ予防接種拡充についての（1）道の駅職員のコロナ感染と町の対応についての①PCR検査までの町の対応について伺いたいのご質問にお答えいたします。

今回、感染された方の感染経路と行動歴については、8月21日の

全員協議会で示した以上のものは現在もございません。

また、8月20日昼頃、相双保健所から町内で陽性者1名が発生したとの報告を受け、初めてその事実を知りましたので、検査までの対応はできませんでした。

②の社会的検査についてのご質問にお答えいたします。

社会的検査は、町だけで実施できるものではないため、福島県及び保健所や検査機関と協議する必要がある、実現は難しいものと考えております。

新型コロナウイルス感染予防には、まずは、町民の方一人一人が、新しい生活様式を実践することが重要であると考えております。

次に、(2)のコロナ感染と検査体制の拡充について。

①町診療所に発熱外来センターを県に設置を求めるかの質問にお答えいたします。

浪江診療所には、当初から発熱外来室を設置しており、インフルエンザ感染、高熱の症状が出ている患者につきましては、これまで発熱外来室での待機、診察を行い、他の患者に感染しないよう対策を取ってきております。今般、仮設待合室を設置した目的としては、発熱外来室の考え方を、さらに強化し、コロナ感染が疑われる患者と一般の患者を完全に隔離することにあります。

コロナ感染が疑われる患者につきましては、一旦、帰国者接触者相談センターに連絡をしていただき、一般医療機関での受診可能との返答をもらった上で受診をしていただきます。

患者が来られた場合の対応としては、仮設待合室での待機、臨時診察室での診察、会計等を行い、発熱外来室を使用せずに感染防止対策を取る考えでおります。

また、今の浪江診療所の体制でコロナウイルス対応の診察、検査を行うのは非常に困難であると考えております。通常の診療にも影響が出ることも懸念しており、医療現場の疲弊を促すことにもなりかねないため、福島県に対し発熱外来センターの設置を求めることは考えておりません。

次に、②の自治体任せでなく国に行政検査費用の全額国負担を求めるかについてのご質問にお答えいたします。

現在の福島県において、行政検査とは二通りあります。

保健所が判断した感染が疑わしい方、陽性者と濃厚接触があった方に実施する検査と、医療機関が独自に検査を行い、陽性確定の場合に保健所へ連絡が入った検査です。

現在、新型コロナウイルス感染症の行政検査については、保険適用となっており、自己負担分については、国と県が2分の1ずつ負

担しております。町の負担はありませんので、町として特に国に負担を求めることはございません。

次に、（３）のインフルエンザワクチン接種の助成拡充について。

①の（ア）高齢者や60歳から64歳の障害者に対する助成を２回まで助成するか伺いたい件について、お答えいたします。

予防接種実施規則において、高齢者のインフルエンザ予防接種は、65歳以上及び60から64歳の障害者は定期接種の対象となり、年１回と定められているため、１回のみの助成となります。

高齢者においては、１回接種と２回接種で効果に大きな差はないとされており、65歳以上及び基礎疾患を有する60から64歳に対する定期接種は１回接種となっております。

次に、（イ）生後６か月から中学３年生、妊婦の助成実施について伺いたいご質問にお答えいたします。

子供のインフルエンザ予防接種定期化については、国での検討が重ねられ、平成17年３月の予防接種に関する検討会、中間報告書において、現行の方法によって子供に接種した場合の有効性には限界があり、希望する場合に任意接種として行うのが適当との結論が出されております。

町が任意接種である予防接種に対して助成を行うことについては、予防接種を積極的に推奨することになり、現段階での助成は難しいと考えております。

また、生後６か月から中学３年生、妊娠されている方のほとんどが町外へ居住しているため、助成方法等に課題が多く、現在助成を行っておりません。

次に、（ウ）実施した場合の必要額について、お答えいたします。

生後６か月から中学３年生、妊婦のインフルエンザ予防接種は、任意の予防接種のため、自由診療になりワクチンの金額は一定ではございませんが、全国平均で見ますと、13歳未満は２回接種のため5,500円程度、成人は3,500円程度となります。これを基に必要額を算定しますと、６か月から13歳で約720万、13歳以上と妊婦で約160万となり、合計で約880万となります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） （４）町独自のコロナ支援継続拡充について、①当初予算の事業計画を差し引いた真水のコロナ支援事業費について伺いたいにお答えいたします。

令和２年５月１日に１億578万6,000円の交付限度額の通知があった第１次交付分につきましては、対象の事業費全体で２億6,731万

1,000円となっており、うち当初予算で計上済みの予算を除きますと、1億9,431万1,000円が追加した新型コロナウイルス対応予算となっております。

次に、②生活経済環境は悪化している。支援継続拡充について伺いたい、お答えいたします。

新型コロナウイルス対応に係る支援等につきまして、国から示された第2次交付分2億8,917万4,000円を活用した取組を、本議会に上程させていただき予定の補正予算に計上させていただいております。その中では、感染拡大の防止に関する取組、町民への経済的支援に関する取組、事業者の支援に関する取組など、幅広い取組を計上しているところでございます。

次に、③地方創生臨時交付金の地方への増額要望についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、第1次交付分と第2次交付分を合わせまして3億9,496万円が交付されることとなります。また、冬頃には補助事業に関する第3次交付が予定されております。今後も交付金の配分状況や町内での感染状況などを踏まえ、必要な取組が確実に実施できるよう財源措置の要望等について適切に対応してまいります。

次に、大きな2番、帰還困難区域の復興拠点及び区域外の整備について。

(1) 復興拠点3地区の整備計画に基づく整備の現状を問う、にお答えいたします。

まず、除染の状況でございますが、令和2年8月末時点の進捗率は、室原拠点が42%、末森拠点が89%、津島拠点が49%でございます。

解体につきましては、室原拠点が62%、末森拠点が65%、津島拠点が46%です。受付は現在も継続してございます。

電気、ガス、水道、電話、インターネット、テレビ及び郵便については、避難指示解除時点において使用可能となるように事業者と調整中でございます。帰還意向の方で、井戸をお使いの方につきましては、広報で掘削希望のご案内をしております。

農業につきましては、3拠点ともに農事復興組合を設立済みですので、今後、営農再開に向けた取組について協議してまいります。

室原拠点の物流産業ゾーンにつきましては、事業者の誘致活動を進めております。

津島拠点につきましては、令和3年度末を目標に、つしま活性化センターの修繕等、必要な整備を行います。支所機能の配置を検討

してございます。消防屯所の機能復旧につきましては、消防団と協議を進めております。

小中学校につきましては、閉校が決定した場合には、校舎等検討委員会で今後の方針を議論予定でございます。地方暮らしについては、まずはしっかりと拠点内を整備し、町の魅力を発信していく中で、検討を進めてまいります。交流の拠点としましては、震災前と同様、交流促進の役割も担っているつしま活性化センターを考えております。

次に、②整備方針等の方向性、すなわち全体構想をいつまでに作成し地域住民に提示するのか伺いたい、に答えいたします。

本町の避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域は、国直轄除染を行っていただいております、拠点外につきましても、当然それを求めるものでございます。

拠点外における整備方針は、国の方針なくして成り立たないものでございますので、国に対し今後の政策の方向性を示すよう、引き続き要望してまいります。

続きまして、通告では（２）になってございますが、（３）でございます。浪江町役場津島支所の再開について。

①再開に向け、何をいつまでに整備するのか伺いたい、に答えいたします。

特定復興再生拠点区域につきましては、令和５年３月の避難指示解除を目標に整備を進めております。

津島支所につきましては、復興再生計画で機能を復旧すると定めており、つしま活性化センターを軸に検討を進めております。再開時期と必要な準備につきましては、令和４年４月再開想定の下、農地保全、準備宿泊など、今後、予定される町民の皆様の拠点内における活動を勘案し、検討を進めてまいります。

次に３、第３次復興計画について、現状認識と課題、町民こそ主人公の視点で。

（１）東日本大震災と原発事故災害から10年の節目、現状と今後の課題検証をから（３）のどこにいても浪江町民という方針を貫き、帰還困難区域を含むふるさと浪江を後世に残すという地域再生とまちづくり整備方針を明確にすることまでを一括してお答えいたします。

原発事故の収束と廃炉等につきましては、事故は収束していないという認識の下、国が責任を持って事故の収束作業と廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進める必要があると認識してございます。

除染につきましては、避難指示解除区域の除染は平成29年３月ま

でに完了し、現在はフォローアップ除染を行っております。特定復興再生拠点区域につきましては、先ほど答弁した進捗状況となっております。仮置き場の早期解消につきましては、スケジュール感を持って、引き続き働きかけを行っていく必要がございます。

農業につきましては、営農再開支援事業を活用しながら、農地保全を行っていただいております。引き続き、農業者の方々のご意見を伺い、本格的な営農再開に向け必要な支援を行っていく必要がございます。

企業誘致につきましては、4つの産業団地を整備しております。住民の皆様のご理解をいただきながら、補助金や優遇措置、研究、実証に取り組める環境等をアピールし、さらなる誘致の実現に向け努力していく必要がございます。

風力発電につきましては、情報収集に努め、環境影響を初め、事業者に対し地元自治体として適切な対応を図る必要があると認識しております。

医療・介護等、町民の皆様の生活に直結する分野につきましては、引き続き、町民や町内の実態を訴え適切に要望してまいりたいと考えております。

被災自治体への財政支援につきましては、原子力災害現地対策本部長や復興副大臣の出席する復興協議会などを活用し、現状把握と適切な支援を要望する必要があると認識しております。

地域再生とまちづくりの考え方につきましては、復興計画第3次の策定委員会において、しっかりと議論をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 復興牧場の整備計画に関しましては、地域住民への説明会等を実施し、ご理解を得られるよう調整しているところです。反対署名をいただいた後にも説明会を実施し、ご理解を示す意見も多くいただいたところです。地域における環境の不安に対しても真摯に対応するとともに、酪農業の復興や雇用の創出のみならず、耕畜連携や地域貢献など、具体的な取組を提示できるよう関係者との協議をしっかりと進め、町の復興が加速するように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問、16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 大きな問題を3点にわたって質問しているわけです。コロナ感染についてですけれども、実は、この問題が発覚してから二本松の復興住宅を訪問したとき、ある女性の方が「馬場さ

ん、私らが里帰りできるのは浪江しかない。安心して帰れるように頑張ってください」こう言われました。

多くの町民が1人ではあるけれども、浪江町民のコロナ感染者が出たと。偶然の一致かもしれないけれども、それは客観性があることだけでも、道の駅が一部オープンして、ごくわずかの間にこういう事態になった。だから、二重の意味で、町民は深刻に受け止めているんです。

結論から申し上げれば、私も含めて、いつどこで誰が感染するか分からないと。問題は感染の経路、情報、この説明責任を町が果たす。町民がどこまで納得するかどうかは、それは個々人によるかもしれませんが、町が説明責任を果たすということだと思います。正直そうはなっていないという問題があると思います。

それで、先ほど、松田議員も質問されていましたが、町からの報告で、8月10日に8度台の熱があつて、8月19日に医療機関を受診していると。9日かかっているわけだけでも、町はこのことについて把握されていたんですか。親会社とも言える町が、世間の最大問題であるコロナ感染、あるいは、その疑い等について町が機敏に把握する。道の駅なみえも含めた浪江町全体の危機管理に関わる問題だと思います。

町は、関連会社、県から連絡が来るまで何も知らなかったんですか、何も把握していなかったんですか。それを信用しろということは非常に無理がある。私も最初に申し上げたけれども、それでいいのかということです。

本当に町は県から連絡が来るまで、この件については何も把握していなかったのか。改めてお尋ねいたします。

それから、行政報告でも、PCR検査のことについて報告がありましたけれども、検査した人数は何人ですか。先ほども検査料負担の問題で話になりましたけれども、これは行政検査なのか、通常の検査なのか、私は分かりませんが、勤務医も含めて検査したという行政報告でした。PCR検査の保険料負担は、どこが負担したんですか、幾らだったんですか、何人だったんですか。お答えください。

それから、インフルエンザの問題について、いろいろ話されましたけれども、お手元に資料を配っておきました。平成29年度現在、県内自治体のインフルエンザ予防接種助成の一覧表です。妊婦とかあるいは子供への接種は問題があるという課長答弁ですが、この一覧表でも明らかなように、平成29年度時点で小児1回のみが県内59市町村のうち33、56%、2回は25自治体42.3%、そればかり

ではなくて、妊婦に対しても1回のところ、2回のところあります。問題が出たということは報道されておりません。具体的に何か問題が発生しているんですか。

県内自治体で、これだけインフルエンザワクチン接種の助成が広がっている。特に今年はコロナとダブルで発生するのではないかと、そういう懸念から行政は積極的な接種に対する対応をすべきだというふうに思います。

改めて県内状況を見て、町は今後どう考えられるのか、お尋ねいたします。

それから、帰還困難区域の問題でありますけれども、国に対して要望していると、相変わらずの答弁です。

実は、これは3月議会の議事録です。私の質問に対して町長はこう答えているんです。今後、第2ステージあるいは第3ステージが始まるという保証は一切ないと。そういう中で、行政として責任を持った住民対策が取れないということは明らかであり、住民に説明すると、方策を示すということは甚だ疑問だと、こういう答弁をしているんです。

飯館方式がいいか悪いかは別にしても、先ほど申し上げた帰還困難区域の取扱いに対する平成28年の原子力災害対策本部の基本方針の中に、市町村が全体構想をつくれば、国はその施策について必要な対応をする。責任を取れるとか取れないとかの話じゃないでしょう。国は責任ある方向を示しているわけです。

そして、先ほど町長も触れたけれども、双葉町では帰還困難区域全域復興拠点に協議しているというふうに私が言ったらば、新聞に協議に入ったという報道があるから、私はそういうふうに言った。富岡については町主体で除染をやる。これはやっぱり、帰還困難区域を放置できない、放置すべきではない。そういう立場からの住民に責任を負う、末端自治体の当然の対応だと思うんです。町はあくまでも国の方針が出るまで待ち続けるんですか。全体構想をつくれない、あるいは帰還困難区域の取扱いに対する基本的な考え方について、どのように理解しているんですか。あれは違うというんですか。

町としての今後の明確な考え方を示していただきたい。

それから、復興計画についてですけれども、先ほどの答弁でも積極的な内容の答弁もありましたけれども、少なくとも具体的な問題で申し上げた復興牧場の問題や風力発電の問題では、これは環境破壊住民合意がない、やるべきではない。改めて復興計画の中に住民の立場で明示すべきだということを求めますが、いかがされますか。

お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より帰還困難の課題についてお答えをいたします。

新聞等の報道でございますように、飯館村においては、飯館方式と言われる除染をしないでの解除が可能な方策を探るということ。また、双葉町においては、全地域を復興拠点にそれを要望されたということで、また、富岡におきましては、この拠点外について、町主体による除染、家屋解体の実施を要望したということは承知をしております。ただ、それぞれの町の事情がある中で、こういったことが出てきたことは、国が早急に対策を示さないためと理解をしております。

そういった中で、それぞれの町村が事情に応じた苦渋の決断をされたというふうに理解をしております。そういった中で、拠点外における解除等の方向については、原子力対策現地対策本部長が来庁した際には、必ず地元住民等の声を届け、また、今後の政策の方向性を早急に示すよう要望してまいりました。

また、先月25日には、先ほど申し上げましたが、双葉町村会において、国に対し帰還困難区域の取扱いに関する要望を行ったところでありますが、その中で、私が特に発言を求めてまいりました。その内容について、若干触れさせていただきたいと思います。

これは原子力現地対策本部長の松本本部長に対する要望でございましたが、浪江町においては、町の面積の80％が帰還困難区域であるということ。過般、津島地区区長会並びに津島地区原発事故の完全賠償を求める会より町並びに町議会に要望をいただいた中で、帰還困難区域、とりわけ津島地区におきましては中山間部地域であるために、村機能が残されてきた経緯があるということ。そういった中で、面積が9,550ヘクタールの中で拠点区域に指定されたのが153ヘクタール、約1.6％にとどまっているということが現状にあるということを申し上げました。

そうした中で、要望の骨子につきましては、拠点外の取扱いについて国の責務として帰還困難区域全ての避難解除に向け、総力を挙げた対応を求めるということ。特に拠点外区域に係る具体策やスケジュールを早急に策定し示すように求めたものであり、そういった当事者の切実な声、生の声を届けてまいりました。

そういった中で、地元の方々の声は非常に重いものがあると。国としても全力を尽くして対応して、しっかり受け止めてまいりたいという答弁でございました。そういった中で、しっかりと今後とも

進めてまいりたいと思います。

町においては、平成29年11月に浪江町帰還困難区域復興再生計画を定めたところは皆さんご存じだと思います。そういった中で、特定再生拠点区域の整備と並行して第2ステージ、第3ステージの段階的な整備拡大を目指して国県の関係機関との調整をする必要があると認識をしております。そういった中で、現行の拠点計画は終期まであと2年半であります。第2ステージにおきましては、その第1ステージが終了する段階に至って、拠点地域と隣接をする区域を拡大していくという方向を明記しておりますので、しっかりと第2ステージに進むべき検討をする時期に来ていると認識をいたしております。

また、復興を途切れることなく進めることは、当然の務めであると認識をしております。現在進めている事業が一旦途切れると、様々な課題が発生すると思っております。やはり除染解体に要する仮置き場の問題、作業員の確保、あるいは仮設焼却場など途切れてしまうと、再び事業に着手するためには本来不要な期間、あるいは経費がかかってしまうということがあろうかと思っております。そういった観点を踏まえて、今後とも強く求めてまいりたいと思っております。

以上であります。

その他のことにつきましては、担当課より説明をさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保健課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 道の駅職員のコロナ感染の件について、まず、その事実をそれまで把握していたかという件についてでございますが、先ほど申しましたように、8月20日の昼になって初めて陽性者が出たという事実を知りました。通常ですと、その検査結果判明の前日に、保健所からPCR検査を受けた者がおりますという情報が入ります。大体翌日に、その検査結果が分かるんですが、今回の場合につきましては、その感染者が入院した医療機関に、たまたま検査機器と検査試薬がございまして、20日その日に検査を受け、そして、昼頃に陽性という事実が判明しておりますので、相双保健所もその事実を知ったのは当日の昼頃であり、我々が報告を受けたのもその日の昼となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午後 2時59分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、健康保健課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） まちづくり会社の自主PCR検査は44名となっておりますと伺っております。また、費用につきましては……

〔発言する者あり〕

○健康保険課長（掃部関 久君） 44名と伺っております。費用につきましては、まちづくり会社が負担いたしました。

続きまして、インフルエンザのご質問でございますが、いろいろ資料もいただきましたので、それを参考に今後、町で助成ができるかどうか財政当局とも協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 風力発電の件についてでございます。

繰り返しの答弁になり、恐縮でございますが、風力発電につきましては、情報収集に努めて環境影響を初め、事業者に対して地元自治体として適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

復興牧場は、環境にも配慮した整備内容となっており、また雇用の創出にも大きく貢献する内容となっています。引き続き、整備に向け、ご理解をいただきながら取組を進めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問、16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） コロナ感染についてですけれども、人数については分かりました。検査費用はまちづくり会社が負担したと。これは陽性者ではなくて、その関係者ということで、事業所が負担だということだと思えます。私は、これからどうなるか分かりません。環境省の除染解体事業も含めて浪江の現場は今ストップしているわけだから。

2つのことを質問して答弁を求めます。

環境省に対して、全ての事業所、作業員、PCR検査を受けるべきだと、受けさせるべきだと。これ町長、現実に浪江町の作業現場で3人確認されているわけだから。環境省にPCR検査実施を確約させるということを確認してもらいたいと思います。

それから、道の駅なみえの検査費用について、44名分費用は幾らだか示されませんでしたけれども、仮にいろいろあるんだけれども、3,000円でできるということもあるし、1万5,000円、1万8,000円というのもあるんだけれども、仮に1万5,000円ということであればこれ相当な金額です。今後のことを考えれば、国の責任でPCR検査をすると、イコール検査費用は国が負担すべきだと。もし、そこまですぐに制度化できないとするならば、これ、企画財政課長、文字どおりコロナ新事業ですよ。これから3次、4次もあるかもしれないという話だけでも、コロナ新事業の直接的な事業として、国に対して検査費用を請求すべきだと思います。負担するように求めていくべきだと思います。どうされますか、お答えください。

それからあと、とにかくまちづくり会社の社員が非常に不幸なという言い方は失礼だから、本当に気の毒なことに感染したと。これはしょうがない、あり得ることだから。いつどこで誰が感染するか分からない、こういう事態ですから。そのときに、先ほど二本松の復興住宅の女性の話をしましたけれども、やっぱりみんな心配しているんです。心配している1つの問題は、町はずっと今までの経過の説明で、8月20日まで知らなかったということなんだけれども、町が直接関わる道の駅の社員の感染でさえも、全く生の情報をつかんでいないと。議会に対して報告もできないと、いわゆる説明責任を果たしていないということなんです。感染経路はどんなのかな、俺あそこに行ったけれども、大丈夫なのかな、だから、もし分かれば、そこも一斉に消毒すればいいんですよ。

二本松市役所で、ある日突然感染者が出ました。次の日、休んで庁内全部消毒をして、次の日から業務再開ですよ、そういうことだってやるべきです。感染経路、行動経歴を明らかにさせる中で、そういう対処だって必要なことなんです。なぜそれが必要かといえば、町民の安全・安心のためになんです。そこまでやるべきなんです、これは。無症状感染者もいる。生活習慣病を持っている人は重症化の危険がある。目の前にそういう感染症が出てきているわけだから、文字どおり危機感を持った対策が必要です。

町長、今までの対処でいいんですか、どう改善するんですか、お答えください。

それから、帰還困難区域の問題、町長も一生懸命やっていると思うんです。8月25日にも行ってきたと。我々は8月17日、佐藤副町長と会って、帰還困難区域の取扱いに関する国の方針、これも示して、こういうふうに書いてあるんだから、町としてアクションを起こしてくれと。8月25日に行って早く方針を示すように言ったとい

うことは、それは1つのアクションかもしれませんが。いい悪いは別にしても、飯館を見てください。双葉を見てくださいよ、富岡を見てください。いろいろな方法で帰還困難区域の全面解除のために具体的な取組をしているでしょう。それが必要でしょうと言っているんです。そのことに応えていない。双葉町のやったことをどうのこうのところで聞くつもりはない。

浪江町としてどうするかと。双葉町、富岡町を参考に浪江町が具体的にどう取り組むのかということが問われているんです。もっと踏みこむ、やればできるんですよ、これ、やっているんだから。町長そう思いませんか。やればできる。やりますか、いつまでにやりますか、お答えください。

それから、復興計画の基本、大きな問題だから、文字どおり基本的なことについて、質問したわけだけれども、やっぱりイノベもあるけれども、町民が地に足をつけた生活再建ができる。ふるさと浪江をどう復興再生させるか、具体的な取組が必要なんです。横文字を並べればいいという話じゃない。だから、私が指摘したその立場で復興計画、方向を示してほしい。

再度、町長に質問するけれども、行政報告で、なぜ原発事故による町民の避難、触れなかったんですか。私は原発ゼロを浪江町から発信すべきだということを質問しております。改めて町長なり担当課長なり原発被災自治体として、明確に原発ゼロを発信する。そのことを議会に対して町民に対して明言してください。答弁を求めます。

それから環境問題、復興牧場については、地元住民の理解を得るためにという答弁です。これは推進するということです。コロナの社会的な背景としては、やっぱり人間による環境破壊がウイルスとの共存を破壊したのではないかと、こういうふうに言われている。3,000頭の大規模牧場、すぐ300メートル、500メートルには住民がいる。いつどこで何が起きるか分からない。大規模であればいいという話ではないんです。大規模酪農だから浪江町が復興したということではないです。地域農業の振興、畜産の位置づけもいいです。それだったら、浪江町の飼料栽培をどうするのか。和牛、酪農、肥育畜産をどうするのか。具体的な計画をお示してください。

それから風力発電、課長これ、情報収集してというけれども、既に産業振興課には書類が余っているんです、最新の。1回目に申し上げたように、とてつもない風力発電を造ると言うんですよ。しかも1社じゃないですよ、これ。そんなことを放置していいんですか。まさに、惨事便乗型の復興はやめるべきだと、この立場で復興計画

を作成するべきだということを求めて、再々質問して答弁を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、帰還困難の今後の対応についてお答えをいたします。

議員もご承知のように、平成29年11月に浪江町帰還困難区域復興再生計画を町独自の計画として策定をしております。法律に基づかないものではございますが、その中であって、ステージの考え方の中で、第1ステージを5年間、第2ステージを5年間、第3ステージを7年間の中で対応を図っていくということで、第1ステージが現在、復興拠点として整備を進めているわけでございますが、これが2023年までということでございますので、令和5年ということになります。

そういった中で、第2ステージについて、これからしっかりと発信をする時期に来ていると先ほど申し上げましたが、第2ステージの考え方として、第1ステージに整理した区域を核として、その周辺に範囲を拡大し、順次整備周辺区域の範囲は5年後の、これは5年後というのは第1ステージのことだと思いますが、勘案しつつ国県との関係機関との協議を進めてまいりたいということでございます。そういった中で、あと第2ステージを計画していた年月までに2年半に迫りましたので、この第2ステージで明記している解除といえますか、拠点区域をどう拡大していくのかということを検討する時期に来ていることは間違いないと認識をしております。

そういった中で、この第2ステージに向けて、町独自の計画の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で私からの説明を終わり、あとは担当課に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保健課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 環境省に対し、作業員のPCR検査を受けさせることを求めるかというご質問でございますが、現在、福島県内は4月よりは大幅に検査機関は増えております。ただ、検体を採取する病院数が少なく、検査数に限りがございます。その中で、まだ症状が疑われない方等に検査を実施し、検査機関が満杯の状態になりますと、本当に感染が疑われる方の検査も遅れることとなりますので、この件に関しては、特段求めることはいたしません。

それから続きまして、まちづくり会社の検査の費用でございますが、1件当たり1万4,850円で、まちづくり会社の負担は65万3,400円となりました。こういったものを国に求めるかということでございますけれども、先ほどの質問でもお答えしましたように、陽性検

査のみが国県の費用負担となっており、こういった任意で陰性が出た場合には、費用負担は自己負担となるのは致し方ないのかなと思っております。

それから、道の駅につきましては、8月21日にもう消毒を行っておったということを伺っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） コロナ対策の交付金についてお答えいたします。

町として、そういったものが必要だと判断された事業について確実に実施できるように、財源措置等の要望について適切に対応してまいりたいと考えてございます。

続きまして、復興計画についてでございます。

復興計画につきましては、ただいま着手したばかりでございます。様々な課題についてしっかり踏まえた上で、協議してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 町は被災し、いまだ再開が果たせていない畜産業の再生も重要な課題と認識しております。

ご質問の復興牧場は、最先端の設備を導入し、研修、研究機能を有した全国にも類を見ない環境に配慮した酪農施設となります。震災前に酪農を営んでいた方々から震災前のように再開は難しいが、最新牧場の運営に関わりたいといった事業に期待する声をいただいております。

また、酪農は多くの人に関わる裾野の広いものであり、町が目指す農業の再生や飼料作物の作付による農地の荒廃抑制等に大きく貢献し、6次化への新たな取組や交流人口の増加、そして牧場に関係する方々の新たな町内居住も見込まれます。おただしのあったように、飼料作物の具体的な計画は今はありませんが、計画策定に今後、着手してまいりたいと考えております。

おただしのとおり、地域より事業に対し懸念する声がある一方、これからの町の新たな産業、地域住民の雇用場として期待するという声もいただいております。

これらのことから、この事業が町の復興に大きく貢献すると考えられておりますので、地域の皆様に事業へのご理解をいただく取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁漏れありますよね、行政報告について。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 2 1 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3 時 2 4 分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのおただしについて、お答えをいたします。

行政報告の中で、確かに原子力災害について明記はいたしませんでした。が、通常そういった発言も多いわけですが、東日本大震災の事故に当然原発災害も含まれるという認識のもとに発言をした次第です。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午後 3 時 2 5 分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 2 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 2 年 9 月 9 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	認定第 1 号	決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第 3	議案第 1 0 4 号	浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 1 0 5 号	町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 1 0 6 号	浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第 6	議案第 1 0 7 号	浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
日程第 7	議案第 1 0 8 号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第 8	議案第 1 0 9 号	浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 1 0 号	浪江町営住宅等条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 1 1 1 号	浪江町営住宅等集会所条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 1 1 2 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
日程第 1 2	議案第 1 1 3 号	工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（酒田橋））
日程第 1 3	議案第 1 1 4 号	工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その 1）
日程第 1 4	議案第 1 1 5 号	委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その 2））
日程第 1 5	議案第 1 1 6 号	工事請負契約の変更について（国道 1 1 4 号公共下水道管渠移設工事（第 2 工区））
日程第 1 6	議案第 1 1 7 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4 工区））
日程第 1 7	議案第 1 1 8 号	工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2 工区））

日程第 1 8	議案第 1 1 9 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 1 9	議案第 1 2 0 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 0	議案第 1 2 1 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 1 2 2 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 2	議案第 1 2 3 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案第 1 2 4 号	令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 1 2 5 号	令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	議案第 1 2 6 号	令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	同意第 1 号	津島財産区管理会委員の選任について
日程第 2 7	同意第 2 号	教育委員会委員の任命について
日程第 2 8	同意第 3 号	教育委員会委員の任命について
日程第 2 9	報告第 5 号	浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第 3 0	報告第 6 号	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第 3 1	報告第 7 号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	町佐藤良樹君
副町長	町小林弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長より報告があります。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

昨日の夕方、環境省より新型コロナウイルス感染症の発症が見られたということで報告がございましたので、お知らせをさせていただきたいと思います。

今般、環境省発注工事に従事する作業員が新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。福島県内における181例目の発症例、環境省発注工事に従事する作業員としては5例目の発症例となっております。

そうした中で、詳細については記載のとおりであります。浪江町で作業された方の3例目の濃厚接触者に当たるということでございます。そういった中でこの感染者につきましては、県内の感染者の167例目と172例目、175例目の作業員と同一の会社に所属をしておりまして、浪江町内での家屋解体作業を担当しておりました。業務の遂行上、一般の不特定多数の方との接触はありません。当該作業員が167例目の陽性反応者でございますが、作業には従事しておらず、それ以前に行動を共にしていたほかの作業員については、PCR検査を実施した結果、陰性となっております。そういった中で、浪江町内における作業員の中では4例目となる事例でございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） ただいま重要な案件について町長より報告がありました。つきましては、質問のある方があれば受け付けたいと思います。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） おはようございます。

昨日の一般質問でもコロナ感染、南相馬の作業員が浪江の現場で感染確認していると。PCR検査拡充も含めて環境省に今後の対策を求めるべきだということを町長に求めました。

今の報告に関して、2点ほど確認をしておきたいと思います。

浪江町内での家屋解体作業の現場は、私が聞き及んでいる範囲では、その3の工区の解体現場だということですが、そのことに間違いないかどうか。詳しい情報があれば併せて補足説明いただきたい。

それから、下段に、それ以前に行動を共にしていた作業員については、PCR検査の結果、陰性だったということですがけれども、いわゆるその他の作業員についても、同一現場内での行動の範囲とい

うのは、それは確かに限られているかもしれないけれども、背景には2つの問題があると。

1つは、浪江の現場に来て、いろいろな行動をしているのではないかと。生活行動があるはずだと、通うのも含めて、それがどうなんだと。

それから、第2点としては、その会社がアパートなのか寮なのかは分かりませんが、そこでトイレが共同だったと、あるいはシャワーが共同だったというふうに言われておりますけれども、これまでの3例目に限らず、かなり社屋内での接触が考えられると。したがって、その事業所全体のPCR検査は最終目的ですけれども、当面はその宿舎にいる社員の検査を求める必要があるのではないかと。そのことについて町はどういうふうに対応されたのか、あるいは今後どう対応されるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） その件について、私が連絡を受けた範囲でお答えをさせていただきます。

全てがこのページに記載されているとおりでございますが、議員おただしの南相馬市の宿舎について、これは相当の方が接触されているということで、約50名近い方々のPCR検査を実施したというふうに伺っております。その中で、4名以外の全ての方は陰性であったという連絡をいただいております。

その他のことについては、浪江町の解体作業員であるという連絡しかございませんので、個人情報の関係もございませんので、それ以上は連絡がございません。

以上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 本会議前であることとか、いろいろ質問あると思いますが、別の機会にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時12分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎認定第1号から報告第7号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。日程第1、認定第1号 決算の認定についてから日程第31、報告第7号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、認定第1号から日程第31、報告第7号までを一括議題とします。

日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 認定第1号 決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町一般会計をはじめ9つの特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

令和元年度は、これまで進めてきた「町のこし」が集大成の時期を迎え、スーパーマーケットや産業団地、水産業関連施設が順次完成を迎えるなど、これまで蒔いてきた復興の種が芽を出した1年となりました。この結果、一般会計における決算は、歳入386億8,438万7,000円、歳出364億3,849万5,000円となり、昨年度に引き続き大規模なものになりました。

一方で、一般会計決算における歳入を見ると、財源の多くを国・県等に依存するなど厳しい状況となっています。こういった状況を踏まえ、これまでの「町のこし」から、将来にわたり生活が続けられる「持続可能なまちづくり」へ一歩進め、今後は財政健全化や人口増加などに向けて、そして、皆さんが帰ってきたいと思えるまちづくりに向けた新たな種を蒔いてまいりたいと考えております。

決算に関連して、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年度同様全てにおいて早期健全化基準未滿となりました。

その他9つの特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしました。

なお、決算の認定を求めるに当たり、監査委員の審査を受けておりますので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、令和元年度主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

一般会計決算の状況について、第1表一般会計決算の概要をご覧ください。

令和元年度の歳入決算額は386億8,438万7,000円、対前年比10%の増、歳出決算額は364億3,849万5,000円、対前年比9%の増で、福島再生加速化交付金をはじめとする復興財源の交付を受けて復旧・復興関連事業を進めたこと、町有地に係る原子力損害賠償金の支払いを受け、基金に積み立てたこと等により、歳入歳出とも増となっており、歳入歳出差引額22億4,589万2,000円から翌年度へ繰り越すべき財源11億6,601万6,000円を差し引いた実質収支は10億7,987万6,000円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2億912万1,000円の黒字、さらに財政調整基金への積立て、取崩しを加えた実質単年度収支は7億944万5,000円の黒字となっております。

続いて、歳入の状況について、3ページ、第2表歳入の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、町税につきましては、原発事故の影響を考慮した減免措置を継続しつつ、減免措置の内容を変更し、決算額で8億2,821万3,000円、構成比2.1%、対前年比23.7%の増となっております。

次に、地方交付税は、72億7,267万8,000円、構成比18.8%、対前年比21.5%の減で、震災復興特別交付税において復旧・復興関連事業が進捗したことに伴い、補助事業に係る町負担分に対する措置が減少したこと等により減少しております。

次に、国庫支出金は、118億3,892万7,000円、構成比30.6%、対前年比25.3%の増で、道路整備事業や請戸地区災害公営住宅整備事業、農業水利施設等保全再生事業など復旧・復興関連事業の財源となっている福島再生加速化交付金の交付が増加したこと等により増加しております。

次に、県支出金は、41億1,529万2,000円、構成比10.6%、対前年比141.9%の増で、木材製品生産拠点整備等の福島再生加速化交付金が増加したこと等により増加しております。

次に、繰入金は、105億5,056万8,000円、構成比27.3%、対前年比4%の減となっております。

次に、諸収入は、15億4,483万5,000円、構成比4%、対前年比

418.9%の増で、主に町有地に係る原子力損害賠償金の支払いがあったこと等により増加してございます。また、町債につきましては、前年度に引き続き新規借入れはいたしておりません。

続いて、4ページ、第3表財源の構成でございます。まず、一般財源と特定財源との比較でございますが、町税や地方交付税等の一般財源は、121億8,611万9,000円、構成比31.5%、対前年比10.5%の減、国・県支出金や基金繰入金等の特定財源は、264億9,826万8,000円、構成比68.5%、対前年比22.9%の増となっております。前年度と比較しますと、一般財源では補助事業に係る町負担に対する震災復興特別交付税の減などにより地方交付税が減少し、特定財源では復旧・復興関連事業に係る国・県支出金並びに賠償金等に係る諸収入が増加しております。

次に、自主財源と依存財源の比較ですが、自主財源は149億7,698万4,000円、構成比38.9%、対前年比5%の増、依存財源は237億740万3,000円、構成比61.1%、対前年比13.4%の増となっております。前年度と比較し、自主財源においては諸収入の増等により、また、依存財源においては国・県支出金等の増によりそれぞれ増加してございます。

続きまして、6ページ、第4表町税の状況でございます。町民税につきましては、個人町民税が3億4,976万1,000円、対前年比26.3%の増、純固定資産税が2億1,417万1,000円、対前年比46.6%の増となっております。これにより町税全体の決算額は8億2,821万3,000円、対前年比23.7%の増となっております。

続きまして、歳出の状況について、7ページ、第5表目的別歳出の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、総務費は、161億850万3,000円、構成比44.2%、対前年比10.9%の増で、主に福島再生加速化交付金等の事業費を基金化したことや、原子力損害賠償金を行財政長期安定化基金に積み立てたことなどによるものでございます。

次に、農林水産業費は、41億7,585万1,000円、構成比11.5%、対前年比122.8%の増で、主に水産業共同利用施設整備や農業水利施設等保全再生事業を引き続き進めたほか、乾燥調製貯蔵施設の整備に着手したことなどによるものでございます。

次に、商工費は、68億3,321万6,000円、構成比18.8%、対前年比14.3%の減で、引き続き産業団地や木材製品生産拠点の整備を進めたほか、交流情報発信拠点施設の整備や町内でのスーパーマーケット開店に向けた事業に取り組んだことなどによるものでございます。

次に、土木費は、35億4,745万8,000円、構成比9.7%、対前年比

27.3%の増で、主に請戸漁港小高瀬迫線、大平山来福寺東線、一里檀大町線などの道路整備に取り組んだことなどによるものでございます。

続いて、9ページ、第6表性質別歳出の状況でございます。

義務的経費につきましては、25億5,449万1,000円、構成比7%、対前年比4.5%の減で、主に公債費の減少や人件費における退職手当組合負担金の減少などにより減少してございます。

次に、投資的経費は、125億9,545万2,000円、構成比34.6%、対前年比8.7%の増で、産業団地整備、木材製品生産拠点整備、水産業共同利用施設整備、水産加工団地整備、農業水利施設等保全再生及び道路整備等の事業が本格化したことや、乾燥調製貯蔵施設整備及びいこいの村なみえ管理棟整備等の事業に新たに取り組んだこと等により増加してございます。

次に、その他の経費は、212億8,855万2,000円、構成比58.4%、対前年比11%の増で、主に補助費等については東日本大震災復興交付金の精算見込みに応じた国庫返還金、スーパーマーケット開店関連経費、また積立金においては福島再生加速化交付金や原子力損害賠償金の基金への積立て、及び広域的減容化事業に伴う地域振興基金への積立てなどによるものでございます。

次のページ、第7表には性質別歳出の詳細について記載してございます。

続きまして、12ページ、第8の1表財政構造に係る指数等の状況でございます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標でございます経常収支比率は97.8%で、前年度よりも2.3%増加してございます。依然として高水準であり、震災以降、復旧・復興関連事業の進捗により財政規模が膨大となる一方で、経常一般財源が依然として少ない状況であり、財政構造が硬直化しておりまして、自主的な財政運営が困難となっております。

次に、財政力指数は0.41で、前年度より0.03ポイント減少してございます。

次に、財政調整基金現在高は33億2,020万6,000円で、前年度より5億32万4,000円増加しております。

次に、翌年度以降財政負担額は24億2,940万2,000円で、地方債の発行を抑制するとともに、償還を進めたことで前年度と比較して4億3,260万5,000円減少してございます。

次に、実質公債費比率は6.8%で、前年度より0.9ポイント減少してございます。

続きまして、13ページ、8の2表健全化判断比率の状況でございます。実質公債費比率については、今ほどご説明したとおりでございますが、ほかの健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率については、昨年度同様算出されておられません。

14ページ、第9表、こちらは地方債種別ごとの現在高一覧。

15ページ、第10表は、借入先別・利率別の現在高一覧となっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、16ページ、第11表債務負担行為の状況でございます。主に県営請戸川土地改良事業に対する補助金で、令和元年度決算額は合計で3,717万4,000円、令和2年度以降支出予定額は1億484万円となっております。

次に、第11の2表双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況ですが、令和元年度決算額は5億3,083万8,000円で、1,625万9,000円の増となっております。

続きまして、18ページ、第12表基金の状況でございます。積立基金は、一般会計で18基金、特別会計で5基金、計23基金設置しております。令和元年度末現在高は436億1,132万5,000円で、復旧・復興関連事業の財源の浪江町帰還環境整備交付金基金への積立てや、原子力損害賠償金の浪江町財政長期安定化基金への積立て等により34億9,626万9,000円増加しております。また、定額運用基金の令和元年度末現在高は4億9,475万円となっております。

一般会計の状況は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、続いて令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算につきまして、主要な施策の成果109ページの方でご説明いたします。

令和元年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算額におきましては、歳入167万4,866円、歳出123万9,866円で、前年度と比較して歳入が13万2,361円、8.6%の増額、歳出が31万7,361円、34.4%の増額となりました。

歳出の主なものは、負担金、補助及び交付金64万5,000円で、前年度と比較して19万5,000円、43.3%の増額となったものでございます。

次ページをお開きください。中段に助成内容が記載されております。スポーツ事業、文化事業それぞれ表に記載のところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、主要な施策の成果の111ページをお開きください。

令和元年度の国民健康保険の加入状況でございますが、加入世帯数3,524世帯、加入者数6,148名で、前年度と比較しますとそれぞれ118世帯、3.2%の減、296名、4.6%の減となりましたが、保険給付費は27億7,962万2,433円、対前年比1,301万5,208円、0.5%の増となりました。また、令和元年度も原発事故の特例措置により国保税の全額減免、医療費の一部負担金免除を避難指示解除区域の上位所得層世帯を除き実施いたしました。

次に、112ページをお開き願います。歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が40億118万1,926円、歳出総額が37億6,433万6,164円でございます。前年度と比較いたしますと、歳入が3億122万3,163円、7%の減、歳出が3億267万9,658円、7.4%の減となっております。

なお、1人当たりの保険給付費につきましては、45万2,118円で、前年度と比較しますと2万2,787円、5.3%の増となっております。

次に、113ページをご覧ください。医療費適正化事業については、事業費219万5,356円によりレセプト点検委託事業を行い、二次点検による再審査の申立てを行い、228万3,640円の医療費を削減することができました。

次に、114ページをご覧ください。医療給付の状況は、一般被保険者の療養給付費等27億6,136万7,872円、退職被保険者の療養給付費等21万9,933円、審査手数料741万7,442円、合計27億6,900万5,247円となりました。

次に、115ページをご覧ください。高額療養費の給付状況は、対象が17件で220万1,188円。次に、出産育児諸費については、支給対象件数15件、591万3,268円の給付を行いました。次に、葬祭費については、50名の方に250万円の給付を行いました。

116ページをご覧ください。国民健康保険事業納付金は、福島県への納付金総額は7億5,586万4,309円となりました。

最後に、特定健康診査事業ですが、事業費は2,971万3,642円、実施状況につきましては、対象者4,779人に対しまして受診者2,324人、受診率は48.6%となりました。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について説明をお願いします。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、主要な施策の成果の117ページをお開き願います。

浪江診療所は、平成29年3月27日に開所し、木村所長ほか非常勤医師8名の協力の下、地域医療を提供しております。診療状況は、町民以外にも震災関連従事者等の患者も増えており、1日の受診者数は23.9人となっております。

仮設津島診療所は、平成29年3月24日から二本松市油井石倉団地敷地内に開所し、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師3名及び非常勤医師1名の協力の下、町民に根差した医療を提供しております。診療状況は、高齢者の受診が多く糖尿病や生活習慣病等の患者が増加傾向にあり、震災当初より受診者数は減少しましたが、1日当たり28.1人となっております。

次に、118ページをお開きください。令和元年度決算の歳入は、合計3億3,270万4,788円で、対前年比1.9%の増、歳出は合計2億9,222万3,639円で、対前年比1.8%の減となっております。

次に、119ページをご覧ください。仮設津島診療所の診療状況についてでございますが、受診者数4,774人、延べ受診者数6,447人、診療収入合計6,870万1,812円となっております。

次に、120ページをお開きください。浪江診療所の診療状況については、受診者数2,177人、延べ受診者数5,650人、診療収入合計4,343万473円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果121ページをお開き願います。

下3行目からになります。決算額は、歳入合計6億7,747万5,551円で、前年と比較して8,879万589円、15.1%の増、歳出合計6億2,273万2,295円で、前年度と比較して5,464万8,107円、9.6%の増でございます。増額の主な理由は、浪江浄化センター水処理施設修繕工事等の事業実施によるものです。

122ページをお開き願います。上段、下水道建設費になります。主な事業は、下水道事業計画の変更業務委託、国道114号道路拡幅工事に伴う下水道管移設の工事請負費となっております。

下段、下水道維持管理費ですが、123ページをご覧ください。主な事業は、浪江浄化センターの維持管理業務委託、下水道台帳更新業務委託、浪江浄化センター水処理施設修繕工事及び遠方監視システム更新工事等の工事請負費となっております。

続いて、下水道災害復旧費です。主な事業は、川添、北幾世橋地区の管渠災害復旧事業（10工区から12工区）の工事請負費、下水道災害復旧工事に伴う水道管移設補償費です。

下段、借入先別地方債の状況になります。右から2列目が現在の残高になります。次ページは利率別地方債の状況になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） それでは、主要な施策の成果1ページのさらに前のページをご覧ください。

上から7行目、工業団地造成事業特別会計でございますが、歳入が603万9,000円、繰越金です。歳出がゼロ、残額が603万9,000円でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果125ページをお開き願います。

下2行目からになります。決算額は歳入合計5,044万5,942円で、前年度と比較して107万7,911円、2.1%の減、歳出合計3,736万2,861円で、前年と比較して99万4,171円、2.1%の減となっております。

126ページをお開き願います。農業集落排水維持管理費です。主なものは、高瀬浄化センターの維持管理業務委託、台風19号により被害を受けました高瀬浄化センターの緊急修繕工事等となっております。

続きまして、下段、地方債の借入先別・利率別現在高の状況になります。右から3列目が現在の残高となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計決算について、主要な施策の成果によりご説明申し上げます。127ページをお開きください。

令和元年度介護保険事業特別会計決算、歳入歳出の状況は、歳入総額が31億8,285万1,067円、歳出総額が28億8,556万9,035円でございます。前年度と比較して、歳入が1億5,986万112円、5.3%の増、歳出が1億6,058万9,458円、5.9%の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金14億511万3,830円、前年度と比較いたしまして6.1%の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費21億7,111万6,079円で、前年度と比較いたしまして1.1%の増となっております。

なお、介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担については、上位所得者層を除き免除となっております。

128ページをお開きください。介護認定審査会をご説明いたします。事業費は1,422万3,256円でございます。介護認定審査業務については、双葉地方広域市町村圏組合において双葉郡8町村の審査判定業務を行っております。令和元年度は新規認定及び更新認定審査会を92回開催し、2,980件の審査判定を行い、そのうち浪江町分は655件となっております。県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定事務を行っております。

次に、認定者の状況でございますが、令和元年度の要介護、要支援認定者数は1,464名で、前年度と比較いたしまして1.3%の減となっております。

129ページをお開きください。介護保険給付事業については、事業費が21億7,111万6,079円で、財源内訳は、国・県支出金が13億1,352万5,228円、特定財源が5億8,620万1,341円、一般財源が2億7,138万9,510円となっております。被保険者の状況でございますが、令和元年度の第1号被保険者は6,057名で、前年度と比較いたしまして37名の増となっております。

次に、受給者の状況でございますが、令和元年度要介護、要支援サービス受給者は1,317名で、51名の増となっております。

130ページをお開きください。介護サービス別保険給付の状況の主な事業でございますが、介護サービス等諸費20億4,788万4,041円で、0.9%の増となっております。介護予防サービス等諸費4,348万4,831円で、8.1%の増となっております。特定入所者介護サービス等費は7,754万441円で、2.5%の増となっております。

131ページをお開きください。地域支援事業でございますが、事業費が1億1,002万8,300円で、財源内訳は国・県支出金が5,112万

945円、特定財源が3,784万7,260円、一般財源が2,106万95円となっております。総合事業受給者の状況については、介護予防ケアマネージメントは1,841件で、訪問型サービス利用件数は736件、通所型サービス利用件数は2,279件となっております。一般介護予防事業と包括的支援事業・任意事業につきましては、町直営の地域包括支援センターとして記載にあります各事業内容により、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため、適切な介護、医療、福祉サービスを提供されるよう包括的に支援いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、ご説明申し上げます。主要な施策の成果1ページの前のページをご覧ください。各会計決算の一覧の一番下でございます。

歳入決算額は358万円、全額繰越金でございます。

歳出決算額は26万円、主なものは財産区管理委員会委員報酬並びに旅費等でございます。

歳入歳出差引額は332万円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 主要な施策の成果の133ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険と同様、避難指示解除区域の上位所得層を除き保険料の全額減免、医療費の一部負担金免除を行いました。

歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が8,930万902円で、前年比2.1%の減。歳入の主なものは、保険料、繰入金及び繰越金でございます。

次に、歳出総額は7,540万968円でございます。前年比5.3%の減となりました。歳出の主なものは、保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、令和元年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では、総収益3億9,670万7,000円、総費用3億1,734万6,000円となり、当年度においては7,936万1,000円の利益となりました。

次に、資本勘定では、収入総額3億4,909万5,000円、支出総額5億1,910万9,000円で、1億7,001万4,000円の不足額が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等により補填をしたところであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 浪江町水道事業会計決算書の14ページをお開き願います。令和元年度浪江町水道事業報告書でございます。

1、概況の（1）総括事項でございます。福島第一原子力発電所事故による給水人口の減少となった状況の中、既存施設等の集中的な更新時期を迎えており、今後は復興事業である産業団地計画に伴う給水の需要が増えることが予想されております。経営面では、事業用の給水量が増えたことから営業収益も増加しております。なお、平成30年給水収益の減少分の賠償については、東京電力ホールディングス株式会社と合意したところであります。

次に、給水状況については、事業再開により水需要の増加があり、有収水量は13万1,888立方メートルと前年度に比べ7万7,673立方メートル増加しました。また、放射性物質24時間モニタリング検査を実施し、広報及びホームページで公表し不安解消に努めております。

施設整備事業につきましては、産業団地等への安定的な給水を確保するために各配水管布設工事を実施しております。

財政状況につきましては、収益的収入は、総収益3億9,670万7,884円と、前年度に比べ2,753万1,984円の減少となりました。収益的支出は、総費用3億1,734万6,754円で、前年度に比べ913万1,383円の増加となり、差引き7,936万1,090円の利益となりました。

資本的収入及び支出は、収入総額3億4,909万5,507円、支出総額5億1,910万9,899円で、差引き1億7,001万4,392円の不足が生じましたが、その全額を損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

次に、戻りまして7ページをお開き願います。損益計算書でございます。収益から費用を差し引きました当年度純利益につきましては、下から4行目をご覧ください。当年度は7,936万1,090円の利益

となりました。

次に、8ページ、下段の表をご覧ください。剰余金処分計算書（案）でございます。右の列をご覧ください。当年度末未処分利益剰余金は2億4,270万5,308円です。資本金への繰入れ4,731万9,761円とし、繰越利益剰余金は1億9,538万5,547円として計上させていただきます。

次に、10ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の状況、負債、資本の状況が記載されておりますので、ご覧ください。

続いて、19ページをお開き願います。中段にあります（2）企業債及び一時借入金の状況でございます。前年度末残高5億8,966万7,525円、本年度借入額1億円、本年度償還額1億252万5,190円、本年度末残高5億8,714万2,335円です。

20ページ以降につきましては、参考資料となります。21ページがキャッシュフロー計算書、22、23、24ページが収益費用明細書、25ページが資本的収支明細書、26ページが固定資産明細書、28ページが企業債明細書となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで浪江診療所事務長より発言を求められておりますので、これを許可します。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 120ページをご覧ください。先ほどの決算の説明の際に、浪江診療所の診療状況について、受診者数2,117人と申し上げましたが、正しくは2,177人で行っていました。

誠に申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君） それでは、決算審査等意見書をお開きいただきたいと思います。

これは、令和元年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書について、令和2年8月20日付で監査委員より浪江町長宛て意見書を提出したものであります。

1ページをご覧ください。令和元年度浪江町歳入歳出決算審査意見書。

審査の対象であります。浪江町一般会計歳入歳出決算書ほか9つの特別会計を審査したものであります。審査の期間は、令和2年7月20日から令和2年8月5日までに実施しております。

審査の方法であります。審査に付された決算書等に基づき各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果等も参考として計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行ったものであります。

審査の結果であります。一般会計及び特別会計の審査に付された決算書による決算は関係法令におおむね順守して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められました。

次のページをお開きください。総括になります。一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額470億2,963万6,000円、歳出総額441億1,761万6,000円で、形式収支は29億1,202万円の黒字決算となっております。各会計の形式収支は、一般会計では22億4,589万2,000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか8会計の合計は6億6,612万8,000円となり、各会計とも黒字決算となったところであります。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支10億7,987万6,000円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支は、7億944万5,000円の黒字決算となっております。

一方、特別会計全体では、実質収支6億1,349万7,000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は444万5,000円の赤字となったところであります。その内訳は次表のとおりであります。

6ページをお開きください。一般会計になります。最終予算現額は、当初予算額395億7,100万円から補正予算額14億7,300万9,000円を減額し、前年度からの継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額34億5,979万2,000円を合わせ、415億5,778万3,000円となりました。決算収支は、歳入歳出差引額が22億4,589万2,000円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源11億6,601万6,000円を差し引いた実質収支額は10億7,987万6,000円となったところであります。

以下、31ページまでは財政分析比率及び歳入歳出の状況、さらに32ページから36ページまで特別会計の状況を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

37ページをお開きください。令和元年度基金運用状況審査意見書であります。

審査の対象は、浪江町財政調整基金はじめ25の基金を対象といたしております。

審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時にかつ同様な方法

で実施したところであります。

審査の結果であります、基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。以下、各基金の状況を記載しております。

44ページをお開きください。令和元年度健全化判断比率等審査意見書であります。この審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見については、実質公債費比率については6.8%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っております。その他の比率については生じておりません。是正改善を要する事項についても特に指摘すべき事項はありませんでした。

45ページをお開きください。令和元年度浪江町水道事業会計決算審査意見書であります。

審査の対象は、浪江町水道事業会計決算書で、審査の期間は令和2年7月29日に実施をいたしました。

審査の方法は、住宅水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施いたしました。

審査の結果であります、審査に付された決算諸表は関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

以下、事業の概要、予算の執行状況を記載しております。

49ページをお開きください。令和元年度浪江町水道事業会計基金不足比率審査意見書であります。

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等を主眼として実施しました。

審査の結果であります、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率について、令和元年度の資金不足比率は生じておりません。また、是正改善を要する事項についても特に指摘すべき事項はございませんでした。

最後に50ページをお開きください。結びの中段のちょっと下にな

ります。今回の決算審査では、おおむね適正に処理されていると認められましたが、予算の未整理のため多額の不用額が発生している等、改善すべき事項が見受けられたので、必要な処置を講じるとともに厳正な執行に万全を期するよう求めたところであります。

特に予算執行に当たっては、次の点に留意するよう指摘をいたしました。

1 点目、予算編成、執行管理は、個人ではなく課・係で適正に行い、安易な予算流用等は避けること。

2 点目、入札、随意契約では、設計金額の根拠を予算計上段階から明確にし、過剰な予算計上は避け、財政関係法令等を遵守した契約に努めること。

3 点目、事業の確定後には、予算を精査の上、3 月定例議会での補正が最終補正であることを認識し、専決処理は緊急的なものにとどめること。

4 点目、歳入においては収入未済額、歳出においては不用額が発生しないよう予算編成時に留意することはもちろん、財政関係法令等を遵守した適切な時期に処理を行うことを指摘し、意見書を提出したものであります。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第104号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第104号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町村の選挙における立候補者に係る環境改善のため、選挙公営の対象の拡大等がなされたことから、浪江町議会議員選挙及び浪江町長選挙に係る選挙公営等についての条例を制定するものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案書によりご説明いたします。

第1条は、条例制定の趣旨で、公職選挙法の改正により町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、新たに選挙公営の対象とされたため必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用に関する規定で、6万4,500

円に対象期間である当該選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額を限度額とする規定。

第3条は、使用する自動車について、事業者と締結する有償契約の届出に関する規定。

2ページにまいりまして、第4条は、使用する自動車の契約種類ごとの限度額と支払手続に関する規定で、第1号、一般運送契約、いわゆるハイヤー方式につきましては1日6万4,500円、第2号、それ以外のレンタカー等につきましては1日1万5,800円に燃料代として7,560円、3ページにまいりまして、運転手の雇用費を1万2,500円を上限として定めるものでございます。いずれも1日1台、運転手については1日1人を対象とするものでございます。

第6条からは、選挙運動用ビラの作成に関する規定でございます。第6条は、ビラ1枚当たりの作成単価の上限を7円51銭とする規定、第7条は、事業者と締結する有償契約の届出に関する規定、第8条は、ビラ作成費用の支払手続に関する規定でございます。

4ページ、第9条からは、選挙運動用ポスターの作成に関する規定でございます。第9条は、ポスターの作成単価及び対象枚数に関する規定で、単価の上限を530円掛けるポスター掲示場数プラス6万3,000円、これをポスター掲示場数で割った額に、対象枚数をポスター掲示場数の2倍とするものでございます。当町では、掲示場を10カ所設置しておりますので、対象枚数が20枚、単価は1枚6,830円が上限となるものでございます。

第10条は、事業者と締結する有償契約の届出に関する規定、第11条は、ポスター作成費用の支払手続に関する規定でございます。

5ページ、附則といたしまして、この条例は、令和2年12月12日から施行し、施行の日以後に告示される町議会議員選挙及び町長選挙について適用するとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第105号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第105号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、7月臨時議会に審議いただいた浪江町一括電気設備工事において、法令等への認識不足等により一部工種に変更を生じさせたことを重く受け止め、令和2年10月に支給される町長及び副町長の給与月額を減額するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案資料によりましてご説明申し上げます。

改正の内容といたしまして、附則第11項に、令和2年10月に支給される町長及び副町長の給与月額を町長においては20%、副町長においては10%減額する規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第106号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第106号 浪江町税特別措置条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案資料によりましてご説明申し上げます。ご準備の方をお願いいたします。

2の改正の概要でございますが、浪江町税特別措置条例第5条及び第6条の適用期限を令和3年3月31日まで延長するものでございます。

5条につきましては、原子力発電施設等立地地域における不均一課税についてでございますが、製造業、道路貨物運送業、梱包業及び卸売業の用に供するための固定資産税について、通常 of 税率は100分の1.4でございますが、初年度の税率を100分の0.14、10分の9減免、第2年度の税率を100分の0.35、4分の3の減免、第3年度の税率を100分の0.7、2分の1減免とし、3年間不均一課税を受けることができるものとなっております。対象は、減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超え、製造業以外にあっては15人を超える雇用者の増加といった要件がございます。

次に、第6条、過疎地域における課税減免の規定でございますが、製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の用に供する固定資産税について、3年度課税免除を受けることができるものです。対象は、

家屋及び減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超える要件がございます。

施行日でございますが、この改正は公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例の規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。こちらは、町税の特例制度に関する条例を精査しましたところ、適用期限を迎えていることが判明いたしまして、遡及するものとしたものでございます。本改正の遅れによります影響はございませんでした。

5 ページをお開きいただきたいと思います。最後に、企業誘致・地域振興関連の固定資産税の課税免除及び不均一課税の概要をまとめた表となっております。後ほどご確認をいただきたいと思います。

こちらの表でございますように、各制度の適用期限等を把握いたしまして、制度延長等の改正に最善の注意を払い、適切に今後対応してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第107号 浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第107号 浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、議案第107号資料によりご説明申し上げます。

2 番の改正の内容でございます。延滞金における特例基準割合については、名称を延滞金特例基準割合に変更するものでございます。これは、単にこれまでは特例基準割合となっていたものを、延滞金特例基準割合に改正するものでございます。これは、租税特別措置法における名称の変更に合わせての名称変更でございます。

施行期日等につきましては、令和3年1月1日から施行し、同日以降の期間に対応する延滞金について適用いたします。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第108号 浪江町介護保険条

例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第108号 浪江町介護保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案第108号資料によりご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、延滞金における特例基準割合については、名称を延滞金特例基準割合に変更するものでございます。

施行期日等でございますが、令和3年1月1日から施行し、同日以後の期間に対応する延滞金から適用するものとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第109号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第109号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、延滞金及び還付加算金の割合等について、所要の改正を行うものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、資料によりご説明いたします。ご用意願います。

2の改正内容でございますが、第8条の改正は、充当加算金を削るものでございます。

次に、附則第2条の改正は、還付加算金の割合を各年の還付加算金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては当該還付加算金特例基準割合とするものです。また、還付加算金の加算した割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とするものでございます。

次に、3、施行期日でございますが、令和3年1月1日から施行し、附則第2条第1項から第4項までの規定は、施行後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、施行前の期間に対応

する延滞金及び還付加算金については、従前の例によるものといたします。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第110号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第110号 浪江町営住宅等条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、請戸住宅団地の供用開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案第110号資料によりご説明いたします。

主な内容ですが、別表1、町営住宅の表に今回完成する災害公営住宅を請戸住宅団地として追加するものでございます。

次に、新旧対照表の5ページをお開きください。番号87から112まで、請戸住宅団地として計26戸を追加するものです。位置は、浪江町大字請戸字北廻32番地16から46までで、21から25はございません。

1ページに戻りまして、施行期日は、令和2年10月1日から施行となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第111号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第111号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、請戸住宅団地集会所の供用開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案第111号資料によりご説明いたします。

主な内容ですが、第2条、名称及び位置の表に今回完成する災害公営住宅集会所を請戸住宅団地集会所として追加するものでござい

ます。

次に、新旧対照表をご覧ください。第2条、表の下段に請戸住宅集会所を追加するものです。位置は、浪江町大字請戸字北廻32番地47でございます。

施行期日は、令和2年10月1日から施行となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第112号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第112号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、ご説明いたします。

本案は、請戸漁港内公有水面埋立てに伴い、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、議案第112号中央の表をご覧ください。

位置でございますが、浪江町大字請戸字北久保53番地、88番地の隣接する公有水面埋立地、面積4,351.96平方メートル、編入する字名、浪江町大字請戸字北久保でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料1、新たに生じた土地の確認をご覧ください。赤の実線部分が新たに生じた土地でございます。大字請戸北久保53番地、88番地の隣接公有水面埋立地でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、資料2、字の区域の変更をご覧ください。青点線部分が大字請戸字北久保の旧字界、赤実線部分が新字界でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、資料3は実測平面図となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第113号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（酒田橋））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第113号 工事請負契約の締結について、

ご説明いたします。

本案は、橋梁補修工事（酒田橋）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、議案により説明をいたします。

1、契約の目的、橋梁補修工事（酒田橋）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字順礼川原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8,965万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額815万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日までです。

続きまして、議案資料1をご覧ください。

酒田橋の位置図です。JR常磐線と並行しており、請戸川に架かる橋梁でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。

橋梁全体を示した図面であります。右下の工事概要をご覧ください。施工延長120メートル、幅員5.02メートル、高欄撤去・設置工243.4メートル、全箇所対象でございます。排水施設補修工22.8メートル、24か所です。伸縮装置取替工28.99メートル、7か所ございます。

資料2、真ん中の平面図をご覧ください。

伸縮装置は、桁と桁、桁と橋台の間にあります桁の伸縮や揺れ等を吸収するものでございます。

概要に戻りまして、表面改質工660.7平米、表面改質工事箇所についてご説明いたします。

左下の上部工詳細図をご覧ください。両脇に表示のあるガードレールのようなものを高欄といいます。こちらの立っている一段高いところを地覆といいます。表面改質工は、地覆の上部、内側側面と通路部の表面の保護をいたします。

次に、右側の下部工詳細図をご覧ください。下部工の上部は表面を被覆、下部はひび割れと断面の修復をいたします。橋脚は全てが

対象でございます。

続いて、資料3をご覧ください。こちらは入札の執行結果表ですので、後ほどご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第114号 工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その1）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第114号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、丈六公園整備工事その1について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 議案書により説明をいたします。

1、契約の目的、丈六公園整備工事 その1。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億175万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額925万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田正慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日までです。

続きまして、資料1をご覧ください。

資料が何枚かありますが、図面の下側が県道落合浪江線となります。赤の外枠で囲ったところが植栽工の範囲で、本年度は主に伐採作業を実施いたします。また、右下の青い斜線で示したところが本年度の施設の整備範囲です。

1枚めくっていただき、資料2をご覧ください。

整備範囲の平面図です。左側が整備範囲の平面図です。ピンク色の表示が工事の施設と数量の表示で、右側半分には施工の数量が記載されております。数量は本年度実施の箇所の数量のみ記載されております。左側の平面図では、中段に北側広場と表示されているところをご覧ください。北側広場は、これまでゲートボール場等がありました。中央の階段を挟みまして図面の下側が一段低くなってお

ります。下側の広場の右下に擬木柵42.6メートルの表示がございます。下側広場の半分を覆うように設置をいたします。また、一段高い上側の広場には、右上の表示になりますが、防球フェンス48メートルを広場半分の囲むように設置いたします。その続きで上の方の西側には侵入防止柵を29.8メートル設置をいたします。また、通路には手すりを設置いたしますので、ほかの数量と併せて後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、1枚めくっていただき資料3をご覧ください。

こちらの左側の平面図には、主に路面工に係る工種等を表示してあります。北側広場については土の表面で仕上げますクレイ舗装、駐車場や主な通路はアスファルト舗装、通路の入り口と中段にある四阿のところはブロックを敷き詰めるようなインターロッキング舗装になります。数量については、右側の数量表をご覧ください。左の列、上から6行目、アスファルト舗装437平米、その下7行目、インターロッキング舗装164.5平方メートル、その下9行目、クレイ舗装721.9平米です。その他の数字につきましては、後ほどご確認をお願いします。

続いて、資料4をご覧ください。

植栽の図面になります。左側の平面図に黒丸にピンクの表示でありますのが既存の樹木で、残す対象の表示になります。植え付ける場所ごとにピンクの引き出し線で植栽の種類と数量が記載されております。図面右の表は植栽工の凡例、その右は数量の一覧表ですので、こちらも後ほどご確認願います。

続いて、資料5をご覧ください。

こちらは入札の執行結果表ですので、こちらも後ほど確認をお願いします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで10時45分まで休憩とします。
（午前10時30分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前10時45分）

○議長（佐々木恵寿君）　日程第14、議案第115号　委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2））を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第115号 委託に関する契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2）について、契約変更を行うものであります。

現在の委託金額は24億2,700万3,832円であります。22億4,406万6,072円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案によりご説明させていただきます。委託に関する契約の変更について。

1、契約の目的、浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2）。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字大原地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、変更前24億2,700万3,832円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億9,295万5,932円。変更後22億4,406万6,072円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億7,602万1,560円。

5、契約の相手方、福島県いわき市平字田町120番地、独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部 本部長 斎藤健治。

6、工期、平成30年10月9日から令和2年9月30日まで。

資料1をご覧ください。

委託概要、業務委託のその2において棚塩産業団地整備工事の測量、設計、工事発注、監督業務等を行うものでありまして、この契約を変更するものであります。

変更の内容、1つ目ですが、6筆において用地買収の同意が得られませんでしたので、立木伐採・盛土5,365平方メートル等を減額変更となりました。

2つ目の理由でございますが、仮設展望台を残置することにしたので、撤去費用が不要となりました。

3つ目ですが、団地の確定測量におきましては浜街道の部分について、県でこれを周辺測量実施することになりまして、1万3,567平方メートルの測量エリアが減少しました。

4つ目ですが、これらの工事に伴うUR都市機構の管理業務経費、事務費が、契約額の減額、人件費の積み上げを精査した結果、これらの事務費が確定し減額となりました。このような理由から1億8,293万7,760円の減額となります。

資料2は、棚塩産業団地の全体図でございますが、過日の全協で
ご説明したとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第116号 工事請負契約の変更
について（国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区））を
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第116号 工事請負契約の変更について、
ご説明いたします。

本案は、国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区）につい
て、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は5,907万円でございますが、5,146万200円に変更
するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工
区）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内ほか。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前5,907万円、うち取引に係る消費税及び地
方消費税の額537万円。変更後5,146万200円、うち取引に係る消費
税及び地方消費税の額467万8,200円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120
番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、令和元年12月18日から令和2年10月30日まで。

次に、資料1をご覧ください。

理由書であります。変更理由（1）は、道の駅事業による用地取
得により、国道114号北側からの下水道接続がなくなり、北側路線
の施工を取りやめ、既設管を利用することとしたものであります。

（2）は、国道114号南側の路線において、県の道路拡幅事業に
おいて取得困難用地が判明したことにより、当該用地を避け、切り
回し施工したことによるものです。

（3）は、県の道路工事との工事間調整により、一部内容が県実
施となったことによるものです。

次に、資料2をご覧ください。図面によりご説明いたします。

国道114号北側の青色の線が当初計画の路線でしたが、変更によりこの部分を取りやめ、緑色の縦線の既設管を利用して道路を横断することといたしました。

次に、国道114号南側路線につきましては、県の道路拡幅事業において取得困難用地が判明したことから、青色の横線部分を取りやめまして、緑色の横線で表示されている既存管を利用して切り回しすることとしております。

資料1に戻っていただきまして、下段をご覧ください。

変更内容ですが、ご説明した上記理由によりまして、管渠工につきましては、管渠延長が384.87メートルから279.10メートルと数量が減少したことにより減額となっております。マンホール工につきましては、北側路線取りやめで1か所減、南側路線切り回しのため2か所増のため、全体で1か所の増となりました。取付管及びます工につきましては、北側路線取りやめで1か所、南側路線では既設管利用等により3か所の減となり、全体で4か所の減となりました。

次に、既設管を使うことで付帯工、既設管撤去等の本管撤去管の延長が323.13メートルから269.68メートルへ、また、取付管撤去については一部、県道路工事側で施工したことから151.35メートルから39.65にそれぞれ数量が減少することにより減額となりました。

この工事は、県の道路拡幅工事に伴う移設補償工事であり、県の道路工事と施工場所が重なる交通誘導警備員の配置につきましても、県道路工事側で行うこととなったため、数量についても178人からゼロと数量が減少し、減額となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第117号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第117号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区）について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は令和2年10月9日ですが、令和2年12月28日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、議案によりご説明を

いたします。

1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字石井前地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億2,100万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,100万円）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、変更前が令和元年12月18日から令和2年10月9日まで、変更後が令和元年12月18日から令和2年12月28日までです。

続いて、資料をご覧ください。

理由書であります。本工事は、請戸住宅団地の方から請戸の水田の中を県道へ向かって新しく道路を設置する工事でございます。暫定で道路の範囲に盛土をしまして、盛土の重量で沈下させまして時間をかけて路体を安定させる工事であります。

変更理由につきましては、内容に記載してありますとおり、6月から7月の長期間、天候不良により予定の進捗が図れなかったために工期を令和2年10月9日から12月28日までに変更させていただくものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第118号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第118号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8,690万円であります、9,292万300円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 議案書によりご説明をいたします。

1、契約の目的、町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字十日林地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前8,690万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額790万円。変更後9,292万300円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額844万7,300円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、令和2年3月16日から令和3年1月8日までです。

続きまして、議案資料をご覧ください。

理由書です。本路線は、請戸住宅団地から天神渕橋を通過して北へ向かいまして内匠町橋の手前を左に曲がり、幾世橋の貴布祢の北側の交差点までの路線で、工事は内匠町橋の手前100メートルから貴布祢の交差点まで施工しております。

変更内容についてご説明いたします。道路土工です。当初予定しておりました掘削土の運搬ルートが沿岸部の道路事情により通行不能となったため、運搬ルートに変更を来したものでございます。変更前、運搬距離2キロを変更後3.7キロに変更するものです。

続いて、管渠工です。工事箇所の中で用地取得が困難な部分を未施工とするため、排水処理の暗渠工を変更するものです。工事区間の中に用地取得が困難な場所が2か所ございます。用地交渉を重ねてきましたが、用地の同意が得られませんでした。そのため、この2か所を現道のまま手をつけずに置くために、施工しないところは排水路が切れてしまいますので、水を通すためには一旦元の水路に流すなどのために横断暗渠を追加するものです。変更前2か所を変更後7か所にするものです。

続いて、舗装工についてご説明いたします。終点部交差点、改道済みであります。こちらの接続部分の追加及び用地取得が困難な部分を未施工とするため、舗装面積を変更するものです。終点部交差点については、貴布祢の北側の交差点であります。新慶応橋方面から来る大町作内線と創成小・中学校方面から来る一里檀大町線の道路改良工事と本路線改築工事の終点部の交差点のことで、現状は創成小・中学校方面から来る一里檀大町線は、上川原橋へ向けての工事がまだ発注されておきませんので、交差点中心部から約60メートル手前で道路改良を終えております。今回、この交差点を三差路、丁字路として完成させ、交通の利便性・安全性を確保するため、この部分の工事を追加させていただきます。そのため、舗装面積が増えます。また、先ほど暗渠工のところでも申し上げましたが、用地取得が困難な部分については工事をせず、現道のまま置かせていただきますので、未買収部分の舗装については減となり、合わせまし

て変更前3,989.2平方メートルを変更後4,132平方メートルとするものです。下層路盤の再生材については、需要が多く調達が困難なため、新材に変更するものです。

仮設工については、交通誘導員の人数を実績により変更前474人を変更後300人に変更するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第119号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第119号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

本案は、請戸住宅団地整備等により浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、議案書と資料を併せてご覧いただきたいと思います。

まず、議案により説明をいたします。今回は認定が4路線、廃止が1路線であります。

認定路線の表をご覧ください。

路線番号209号、路線名、縦11の2号線です。資料1、認定路線位置図をご覧ください。この路線は、請戸住宅団地、南産業団地造成に伴う道路新設に伴い認定するものです。資料1の上の方、丸のついたところが起点で、県道長塚請戸浪江線から下に向かいまして、天神淵橋、町道112号を越えまして請戸住宅団地へ向かいます。

資料を1枚めくっていただきまして、資料2をご覧ください。請戸住宅団地内の図面です。上側中央の赤線の表示が資料1からの続きで、請戸住宅団地の入り口までの矢印209の表示のところが終点であります。

続きまして、路線番号4223号、路線名原田山居前線は、資料3をご覧ください。本路線は、町道小熊田宮田線の道路改良工事に伴い、付け替えとなりました小熊田宮田線の旧町道部を新路線名で認定するものです。小熊田宮田線の新しく改良された部分につきましては、認定ではなく道路区域の変更で路線に組み込まれております。

続きまして、路線番号5136号、北迫4号線は資料2をご覧ください。本路線は、請戸住宅団地の周りの道路で、住宅団地整備に伴い

新設された道路であります。

続いて、路線番号5137号、北迫5号線につきましても、資料2をご覧ください。現在、請戸漁港小高瀬迫線として工事中の路線でありますが、一部工事が完了したことから、北迫5号線として認定するものです。

続きまして、廃止路線の説明をいたします。

路線番号209号、縦11の2号線です。一番最後の資料4をご覧ください。先ほど認定路線で説明をしました路線番号、路線名は同じ209号、縦11の2号線の旧路線であります。終点部が変わるために一旦、旧路線を廃止しまして、先ほどの認定のように新たに認定するための廃止となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第120号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第120号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億913万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を416億5,159万6,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書の事項別明細書によりご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

歳入でございます。

款10地方交付税4億5,708万2,000円の増につきましては、主に普通交付税の増でございまして、算定額の確定による増でございます。

次に、12ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3億2,250万7,000円の増につきましては、主に福島再生加速化交付金帰還環境整備につきましては、飲料水安全確保事業、水道施設整備事業による増でございます。並びに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の2次補正予算による増でございます。

項3委託金、目1総務費委託金1,650万8,000円の増につきましては、主に節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の増でございまして、つしま活性化センター復旧事業に係ります調査・設計

分の増でございます。

13ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金1,106万円の減につきましては、主に節4避難地域復興拠点推進交付金の減でございまして、室原防災拠点事業が基金型に変更となり、令和元年度中に積立て完了したことによる減でございます。

目4農林水産業費県補助金1,346万4,000円の増につきましては、除染後の農地の地力回復対策事業に係る営農再開支援事業補助金の増でございます。

次に、14ページ、款18繰入金、項1特別会計繰入金、目3介護保険事業特別会計繰入金3,946万3,000円の増につきましては、令和元年度繰入金の精算による増でございます。

項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金8,587万5,000円の増につきましては、請戸漁港小高瀬迫線、道の駅整備事業、棚塩産業団地整備事業、一里檀大町線の福島再生加速化交付金の補助裏分として繰入れ増でございます。

目8浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金2億4,185万5,000円の増につきましては、請戸漁港小高瀬迫線、一里檀大町線、棚塩産業団地整備事業、南産業団地整備事業に係る繰入れ増でございます。

目9浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金1億7,106万7,000円の増につきましては、木材製品生産拠点整備事業、室原防災拠点整備事業について、交付の区分が単年度型から基金型へ変更になったことによる繰入れ増でございます。

15ページ、款19繰越金8億7,987万6,000円の増につきましては、前年度からの繰越額の確定による増でございます。

款20諸収入、項5雑入6,100万9,000円の増につきましては、主に節2弁償金の増でございまして、平成23年度超過勤務手当に係る原子力損害賠償金の増でございます。

款21町債、項1町債、目1臨時財政対策債1,269万2,000円の増につきましては、発行可能額の確定による増でございます。

16ページは歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費5,738万1,000円の増につきましては、主に節24積立金の増でございまして、平成23年度超過勤務手当の賠償金について、浪江町行財政長期安定化基金に積み立てるものでございます。

目7企画費10億3,665万7,000円の増につきましては、主に節22償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度の精算によります被災者支援総合交付金国庫返還金の増、節24積立金につきましては、浪江町復旧・復興基金積立金につきましては、歳計剰余金を後年度

の復旧・復興財源として積み立てる増、浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金積立金につきましては、木材製品生産拠点の財源が基金型に変更になったことによる増でございます。

目 8 情報管理費 1,356万3,000円の増につきましては、光ケーブル移設工事につきましては、電柱やN T T柱の移動時に伴います光ファイバーケーブルの移設に係る増、L A Nケーブル移設工事につきましては、コロナ対策として町職員の分散勤務に対応するためのネットワーク整備に係る増でございます。

目10財政調整基金費 6 億円の増につきましては、普通交付税の増及び歳計剰余金を積み増すものでございます。

17ページ、款 2 総務費、項 7 特別定額給付金給付事業費 1,205万円の増につきましては、主に節18負担金補助及び交付金の増でございまして、コロナ対策として令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までに出生した子に対して新生児特別定額給付金を10万円支給するものでございます。

18ページ、項 8 浪江町ふるさと産品事業費、目 1 浪江町ふるさと産品事業費 2 億2,397万1,000円の増につきましては、コロナ対策としてふるさと納税返礼品の仕組みを活用し、町民 1 人 1 万円相当のふるさと産品を送るものでございます。

19ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費 3,374万4,000円の増につきましては、主に節10需用費の増で、マスク、フェイスガード等を購入するものでございます。

20ページ、項 3 上水道費、目 1 上水道費 7,041万6,000円の増につきましては、主に節18負担金補助及び交付金の増で、主に産業団地整備に伴います送配水管布設工事、取水場整備設計業務、高料金対策に係ります上水道事業補助金の増でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 つしま活性化センター管理費 1,150万9,000円の増につきましては、つしま活性化センター復旧に向けた調査及び改修設計費の増でございます。

目 6 営農再開支援事業費 1,346万4,000円の増につきましては、除染後の農地の地力回復対策に係ります営農再開支援事業補助金の増でございます。

21ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 5 交流情報発信拠点施設整備事業費 3,596万9,000円の増につきましては、主に節14工事請負費につきましては、酒蔵内への精米機器設置工事の増、節17備品購入費につきましては、施設内備品としてレジ、棚、冷蔵庫、コンロ等の備品購入費の増でございます。

目 6 企業誘致促進費 1 億6,071万8,000円の減につきましては、主

に節12委託料につきましては、進出企業との協議によります区画の設計見直し業務の増、節14工事請負費につきましては、棚塩産業団地の展望台、緑地公園等の実施設計業務委託料の増、及び木材製品生産拠点外構工事の継続費の設定による減を合わせて減でございます。

22ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費1,500万円の増につきましては、町道堀内新町線などの補修が必要な路線の増による増でございます。

目3道路新設改良費2億1,016万9,000円の増につきましては、主に小熊田宮田線道路改良工事の完成による減、請戸川小高瀬迫線道路改築工事の3、4工区着手による増、一里檀大町線の橋梁整備に伴う護岸工事の増等を合わせて増でございます。

23ページ、款9消防費、項1消防費、目4防災対策費1,835万4,000円の増につきましては、主に節12委託料の増でございます、主に県の洪水浸水想定区域の更新に伴いますハザードマップの更新、また室原防災拠点の既存構造物復旧費追加や施設規模の見直し等による実施設計費の増、また、実施設計の進捗に応じ造成工事の積算業務を行うための増等により増でございます。

25ページ、款14予備費5,000万円の増につきましては、台風等の災害に備えて増額するものでございます。

次に、6ページにお戻りください。

第2表継続費補正でございます。

まずは変更でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業小熊田宮田線以下の4事業につきましては、事業完了または変更契約完了に伴いまして継続費を契約額に整理するため、記載のとおり総額及び年割額を変更するものでございます。

次に、7ページ、こちらは追加でございます。款7商工費、項1商工費、事業名、木材製品生産拠点外構工事（その1）以下の3事業につきましては、事業計画上その施工等に複数年を要するため、記載のとおり新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、第3表は、繰越明許費の追加でございます。

款2総務費、項8浪江町ふるさと産品事業費、事業名、浪江町ふるさと産品事業につきましては、品目によっては納期に時間を要すると考えられますので、年度内に完了することができないと見込まれるため、繰越明許費を設定するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、介護関連施設整備事業から次のページの款10教育費、項6保健体育費、事業名、運動公園整

備事業までの5事業につきましては、入札が不調となったことにより年度内に完了できない見込みとなったため、繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、第4表地方債の補正でございます。

臨時財政対策債につきまして、発行可能額が確定したため限度額を変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第121号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第121号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,919万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億4,729万8,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、議案第121号についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金235万2,000円の増、これは節1 普通交付金150万円の増、節2 特別交付金85万2,000円の増によるものでございます。

続きまして、款7 繰越金、項1 繰越金、目2 その他繰越金2億2,684万5,000円の増、これは前年度歳計剰余金でございます。

続きまして、7ページ、歳出についてご説明申し上げます。

款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費150万円の増、これは給付見込みによるものでございます。

次に、款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付分から8ページの項3 介護納付金分まで合わせて930万1,000円を増額いたします。これは、県に納付する保険事業納付金の額の決定によるものでございます。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金1億円の増、これは国保基金積立金に1億円を積み立てるものでございます。

最後に、款 8 予備費 1 億 1,831 万 3,000 円の増、これは財源調整によるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第122号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第122号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,668万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,429万7,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、予算書の6ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金70万の増、目 2 浪江診療所県補助金50万の増、これは福島県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の増でございます。

次に、款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金3,548万1,000円の増、これは前年度歳計剰余金でございます。

続きまして、7 ページの歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費70万の増、目 2 浪江診療所管理費80万の増、津島診療所の増につきましては、先ほどご説明しました福島県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金でございます。浪江診療所の80万の増は、50万が新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、それから備品購入費30万、これは医師用のパソコン購入費でございます。

最後に、款 3 予備費3,518万1,000円の増でございますが、これは財源調整によるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第123号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第123号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ804万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,644万円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算書事項別明細書6ページをお開きください。

歳入予算についてご説明いたします。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1公共下水道使用料17万8,000円の増は、主に滞納繰越分使用料の確定によるものです。

款4繰入金、項1繰入金、目2基金繰入金17万8,000円の減は、使用料の増額に伴い基金繰入金について減額するものです。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金804万2,000円の減は、前年度歳計剰余金の確定によるものです。

次に、7ページをご覧ください。

歳出予算についてご説明いたします。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1公共下水道総務管理費5,000円の増、同じく目3下水道維持管理費14万9,000円の増は、それぞれ役務費の増額でございます。

下の段、予備費は調整により819万6,000円を減額するものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第124号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第124号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,129万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億2,484万5,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 予算書事項別明細書の6ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、節 2 過年度分 29 万 9,000 円の増は、前年度事業確定による追加交付分でございます。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 3 低所得者保険料軽減繰入金、節 2 過年度分 11 万円の増は、前年度事業確定による一般会計からの繰入金です。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 2 億 5,966 万 7,000 円の増は、前年度歳計剰余金であります。

款 9 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入 121 万 5,000 円の増、前年度事業確定による認定審査会負担金の返納金でございます。

7 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金 1 億 572 万 7,000 円の増、前年度事業確定による国・県等への精算金でございます。

次に、項 3 繰出金、目 1 他会計繰出金 3,946 万 4,000 円の増、前年度事業確定による一般会計への繰出金です。

款 5 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金 1 億 1,610 万円の増、こちらは基金への積立金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 24、議案第 125 号 令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 125 号 令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 989 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9,148 万 9,000 円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算書の 6 ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

款 4 繰越金 989 万 9,000 円の増、これは前年度歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款 3 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金26万2,000円の増、これは前年度事業確定による一般会計への繰出金でございます。

最後に、款 4 予備費963万7,000円を増額いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第126号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第126号 令和2年度浪江町下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的収入で5,308万2,000円の増額、資本的収入で1,626万円の増額並びに資本的支出で2,323万円の増額をするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、補正予算説明書によりご説明させていただきます。

最後のページです。6ページをお開きください。

収益的収入であります。

款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 加入金700万円の増は、給水工事实績見込みによる増額であります。

項 2 営業外収益、目 4 補助金4,608万2,000円の増は、高料金対策による一般会計からの補助金であります。

続きまして、資本的収入であります。

款 1 水道事業資本的収入、項 4 補助金、目 1 補助金1,626万円の増は、一般会計からの補助金で、支出にあります工事請負費の配水管布設工事に係る再生加速化交付金及び復興特交分であります。

続きまして、資本的支出であります。

款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、目 3 配水設備改良費2,323万円の増は、配水管布設工事等の費用であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、同意第1号 津島財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第1号 津島財産区管理委員会委員の選任について、ご説明いたします。

本案は、末永久夫委員の逝去に伴う後任について、津島財産区管

理会条例第2条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

委員の任期は、令和3年6月28日までとなります。

今回、同意を求める石崎茂氏は、行政区より推薦のあった方で、財産区管理会委員として適任であると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第2号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、浪江町教育委員会委員の半谷正彦氏が令和2年9月30日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める半谷正彦氏は、現職の浪江町教育委員会委員であり、教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、引き続き本町教育振興にご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第3号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、浪江町教育委員会委員の蒔田嗣夫氏が令和2年10月31日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める蒔田嗣夫氏は、浪江小学校PTA会長や学校評議員を務めるなど教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、引き続き本町教育振興にご尽力いただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、報告第5号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第5号 浪江町一般会計継続費精算報告書について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定し、令和元年度に終了した継続費の係る精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、ご説明申し上げます。

浪江町継続費精算報告書をご覧ください。

款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産共同利用施設建築工事につきましては、平成29年度、30年度、31年度の3カ年の事業でございまして、全体計画合計は8億6,913万円、実績支出済み合計は8億6,911万5,960円、全体計画から実績を引いた比較額の合計は1万4,040円でございました。以下、計15事業について、事業完了に伴う精算報告でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、報告第6号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第6号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について、ご説明いたします。

一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の令和元年度の決算についてでございますが、昨年度、公益法人制度改革に伴い、財団法人から一般財団法人へと移行いたしましたので、平成31年4月1日から平成31年4月21日までの財団法人としての決算書と、平成31年4月22日から令和2年3月31日までの一般財団法人としての決算書と2種類ございます。説明は、年度末の決算額が記載されている報告第6号の2を用いて説明申し上げます。

事業活動収入は、事業収入、補助金等収入、雑収入の収入総額が7,535万9,869円でありました。事業活動支出は、事業費支出、管理費支出、その他支出の支出総額は7,689万2,112円でありました。その他に投資活動支出が652万5,036円あり、当期収支差額はマイナス805万7,279円となりました。

この結果、正味財産合計は2億2,751万7,488円となっております。詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご説明いたします。

ただいまご説明いただきましたように、2つの報告書がありまして、その中で報告第6号の2と書いてある後ろの方の資料をご覧くださいと思います。

これは、31年4月22日から令和2年3月31日までの決算となっております。その資料の中の6ページから後ろの方になりますが、そちらを開いていただきたいと思います。

まず、ここの真ん中の決算というところでございます。まず、主な収入でございますが、事業活動収入として宿泊として2,923万3,500円、日帰り入浴で732万6,800円、宿泊費助成金として470万7,700円となっております。補助金等の収入では、生活支援バス運行に係る国からの補助金で99万4,023円、町からの町内再開事業費光熱水費補助とマイクロバス補助事業などが520万2,500円でございます。雑収入でありますけれども、震災被害に関する東京電力からの営業逸失利益賠償金として1,935万1,335円となっております。その内容は、平成27年度内に支払いにありました平成27年3月期から平成32年2月期までの60カ月分、いわゆる将来的な営業逸失利益分である全体1億555万2,000円のうちの当該年度分でございます。

次に、支出についてご説明いたします。同じくこの6ページの中でございますが、まず、活動費支出として、光熱水費として1,165万3,089円、シーツやタオルのクリーニング費用として271万9,072円、管理費支出として、給与手当支出といたしまして2,808万1,998円、賞与として451万5,000円、福利厚生費で453万2,525円、租税公課で201万4,730円でございます。

令和元年度の当期収支差額は、先ほどご説明いただいたとおりマイナス805万7,279円であります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、報告第7号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第7号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について、ご説明いたします。

一般社団法人まちづくりなみえの令和元年度の決算について、事業収入は売上総利益金額が1億5,202万1,500円でありました。事業費及び管理費の支出総額が1億2,808万4,682円で、当期純利益金額が2,376万6,568円となりました。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 令和元年度の一般社団法人まちづくりなみえの事業報告並びに収支決算について、ご報告いたします。

全体をこの資料でいうと1ページから4ページまでを包括して申し上げますけれども、交流情報発信拠点道の駅事業につきましては、指定管理者公募に応募して指定管理者候補者として任命を受け、その後、開業に向け道の駅への視察、情報交換を行うとともに、施設内の企画運営、商品開発、販売戦略、人材確保などをその時点において進めておりました。

次に、公共施設管理事業につきましては、シルバー人材センターが解散し、高齢者等の雇用の場を創出するために登録制による町民等雇用の創出を行いました。

次の町内コミュニティ再生支援事業については、帰還町民が点在している中、ヒアリングを通して地域づくりの再生のきっかけとなる場づくり支援、自治活動支援を行いました。

次のイベント事業につきましては、まるしえの日をはじめ、四季の大型イベントの企画運営を行い、交流の場づくりを行うとともに、浪江の今を届けるため魅力発信イベントの運営支援を行いました。

次に、観光ツアー事業につきましては、県観光物産交流協会との連携による教育旅行、企画研修、H I SやJ T Bなどの旅行会社と連携した観光ツアーの創出などを行い、交流人口、関係人口拡大の取組を行いました。

視察事業については、浪江町へ視察に訪れる方へのアテンドを行い、被災経験を次世代やほかの地域にも伝えていくという取組を実施いたしました。

また、カフェ事業も行いました。

では、数字についてご説明いたします。

8ページの損益計算書の部分をお開きください。

収入経常費用の売上総利益金額として1億5,202万1,500円となりました。

次に、9ページをご覧ください。

事業費、管理費内訳書でございます。主な支出項目として、給与手当が5,482万8,785円、賞与が487万6,000円、福利厚生費が784万129円、外注費につきましては、イベント時のステージ音響、照明などの資材費または警備員などの費用となっております。それが1,684万563円。支払報酬につきましては、税理士報酬やイベント出演者の報酬、ギャラ等でございます。これが991万7,439円。消耗費

は、主にイベント用品などを買いそろえた費用であり、899万9,097円。リース代につきましては、車両、コピー機、パソコンなどのリース代で472万1,204円でありました。事務費、管理費の合計では1億2,808万4,682円となり、それに利息、それから税などを足し引きすると、当期純利益金額は2,376万6,568円となりました。

売上から経費を引いて、比較的このように利益になったものといましては、イベント委託、それから視察、こういった経費があり、今回このような結果となりました。

報告は以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 先ほどの議案第126号の説明の中で、令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてと申し上げるべきところを、令和2年度浪江町下水道と申し上げてしまいました。正しくは令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）に訂正をお願いいたします。

なお、もう一点でございます。同意第1号の津島財産区管理会委員の選任について、管理会委員を管理委員会委員と申し上げました。正しくは管理会委員であります。訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。質疑については、16日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

16日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

（午前11時56分）

令和 2 年	9 月 1 0 日（木曜日）	常任委員会
令和 2 年	9 月 1 1 日（金曜日）	常任委員会
令和 2 年	9 月 1 2 日（土曜日）	休 日
令和 2 年	9 月 1 3 日（日曜日）	休 日
令和 2 年	9 月 1 4 日（月曜日）	常任委員会
令和 2 年	9 月 1 5 日（火曜日）	全員協議会

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 2 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 2 年 9 月 1 6 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	認定第 2 号訂正の件	
日程第 2	報告第 5 号訂正の件	
日程第 3	認定第 1 号	決算の認定について
日程第 4	認定第 2 号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第 5	議案第 1 0 4 号	浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 1 0 5 号	町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 1 0 6 号	浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第 8	議案第 1 0 7 号	浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
日程第 9	議案第 1 0 8 号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 1 0 9 号	浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 1 1 0 号	浪江町営住宅等条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 1 1 1 号	浪江町営住宅等集会所条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 1 1 2 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
日程第 1 4	議案第 1 1 3 号	工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（酒田橋））
日程第 1 5	議案第 1 1 4 号	工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その 1）
日程第 1 6	議案第 1 1 5 号	委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その 2））
日程第 1 7	議案第 1 1 6 号	工事請負契約の変更について（国道 1 1 4 号公共下水道管渠移設工事（第 2 工区））
日程第 1 8	議案第 1 1 7 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4 工区））

日程第 1 9	議案第 1 1 8 号	工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2 工区））
日程第 2 0	議案第 1 1 9 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 2 1	議案第 1 2 0 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 2	議案第 1 2 1 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 3	議案第 1 2 2 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 1 2 3 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 1 2 4 号	令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 6	議案第 1 2 5 号	令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 7	議案第 1 2 6 号	令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	同意第 1 号	津島財産区管理会委員の選任について
日程第 2 9	同意第 2 号	教育委員会委員の任命について
日程第 3 0	同意第 3 号	教育委員会委員の任命について
日程第 3 1	報告第 5 号	浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第 3 2	報告第 6 号	一般社団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第 3 3	報告第 7 号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	町佐藤良樹君
副町長	町小林弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎認定第2号訂正の件

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、認定第2号訂正の件を議題とします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） おはようございます。

認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についての事件の訂正請求についてご説明いたします。

9月8日提出をいたしました認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についての件において、令和元年度浪江町水道事業会計決算書中に一部誤りがあったため、事件の訂正を請求するものであります。

訂正の内容につきましては、住宅水道課長に説明させます。

誠に申し訳ありませんでした。

- 議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

- 住宅水道課長（木村順一君） 令和元年度浪江町水道事業会計決算書19ページの令和元年度浪江町水道事業報告書中、4. 会計の(1)重要契約の要旨の表記の最後の行におきまして、契約年月日の元号の記載で、令和2年3月4日と表記すべきところを、平成32年3月4日と誤って表記してしまいました。

誠に申し訳ございませんでした。訂正しておわび申し上げます。

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号訂正の件を許可することに決定しました。

◎報告第5号訂正の件

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、報告第5号訂正の件を議題とします。

町長から訂正理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第5号 浪江町一般会計継続費精算報告書についての事件の訂正請求についてご説明いたします。

9月8日提出をいたしました報告第5号 浪江町一般会計継続費精算報告書についての件において、精算報告書中に一部誤りがあったため、事件の訂正を請求するものであります。

訂正の内容につきましては、企画財政課長に説明させます。

誠に申し訳ありませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 浪江町継続費精算報告書1ページ目の4段目でございます。款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産共同利用施設建設工事施工管理業務と表記すべきところを、誤って事業名、水産共同利用施設建設工事施工管理業と表記してございました。

申し訳ございませんでした。おわびして訂正いたします。

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号訂正の件を許可することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。

令和元年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それでは、決算認定について何点かお尋ねをしたいと思います。

主に主要な施策からの質疑項目ですけれども、一部、決算書との関係も出てきます。よろしくお願いします。

まず、第1点は、令和元年度の決算に当たって、町長から決算に対する現状認識と今後の課題について、あらまし報告がありました。

その中身については、主要な施策の目次の次のページ、はじめにというところに概括されているわけですがけれども、町長は元年決算を経て、改めてどういう現状認識をされたかについて、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、次は主要な施策と成果の23ページであります。ここには、浪江町デマンドタクシー運行事業について、成果報告がなされております。そこで、利用料収入は幾らあるのかということが第1点です。

それから、具体例で申しますと、二本松、本宮の復興住宅を巡回している町のバス運行の見直しの件でありますけれども、これも利用している町民からの意見・要望ですけれども、土日が休みなんだと。できれば、1円でも3円でも安い、大売出しの日に買物に行きたいんだけれども、開催日はほとんど土日だと。土日が休みのために利用できないと。土日、2日連続ということでもなくとも、運行の見直しができないかという意見と要望でした。どのように検討されているかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、次の24ページです。24ページに浪江町復興コミュニティ事業についての決算報告があります。幾つかの団体の事業概要についても掲載されておりますけれども、これも具体例でお尋ねをしたいと思います。

実は、町長や議長にもお届けしてあると思うんですけれども、津島地区の求める会、あるいは原告団に参加している人たちが中心になって、津島を映像で残す会というものをつくっている。技士も頼んで、ドローン撮影をしました。できれば後に残すためにも、きちんとしたものをつくりたいということで、カメラマンも技術のある人を頼んだわけですがけれども、実は大変なお金がかかっているんです。様々な形でお金は集めましたけれども、文字どおり、帰還困難区域のコミュニティをどうするかと、そして、帰還困難区域の実態を多くの人に知ってもらおうと、そういう目的で、ぜひこの事業に採択をお願いできないかと、私も直接お願いしました。それから、関係者も要望されております。採択されなかったんですよ。いろいろな基準はあると思うんですが、この実施団体に対する、こういうふうなものはどうだとか、こういう活動に対してどうだとかということを行うつもりはありません。文字どおり、原発避難から10年目を迎えて、何らかの形で後世に残したいと、地域住民の心のつながりも深めたい、求めたいと、そういうことで始まった事業なんです。なぜ採択にならなかったのか、改めてお尋ねをいたします。

それから、28ページ。情報管理費で5,768万2,000円の決算報告で、

この説明欄に第四次総合行政ネットワーク（L G W A N）の構成変更に伴い、回線の二重化を実施したと。勉強不足で大変恐縮ですけれども、回線の二重化というのはどういうことなんですか。I T技術の中で情報漏えいや、あるいはハッカー等の問題があるので、防護策は十分にしなければならないということかとは思いますが、具体的にどういうことなのか。

それから、次、29ページ。同じく情報管理費で情報連携対応、科目は2-1-8、決算書95ページということですが、要するにこの説明欄の黒ポツに書いてあるように、黒ポツの3つ目、社会保障関係システム改修、個人住民税、国保資格、児童手当、国保賦課、この事業そのものはマイナンバーカードと連結したものではないかというふうに考えられます。その上で、社会保障システム改修との関わり、マイナンバーカードがどう結びついているのかと、目的は何かということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、30ページです。町内コミュニティ再生支援事業、震災関連事業ということで、約5,000万の決算報告です。防犯点検活動など主な支援事業に対する支出は幾らなのかなと。これは全部でなくてもいいです。どういう形で支出されているのかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、少し飛んで44ページです。応急仮設住宅管理の問題です。これは、これまでも一般質問や議案審議で触れてきた問題ですが、令和2年3月で応急仮設住宅が終了になりました。ここに書いてあるように、応急仮設未完了については66戸だと。県内では借り上げ型791戸、建設型22戸、その上で県内の応急仮設住宅終了手続未完了戸数が66戸というふうにあります。そのうち特定延長対象が14戸、その他ということですから、多分、住宅建設、住宅確保等の具体的な計画がないと、見通しがないということで特定延長対象にもならなかったというのが52戸ということになっております。

そこで、お尋ねしたいことは、供与戸数1,193戸が終了になりました。その後について把握されているかという問題。これも具体例についてお尋ねしたいと思いますが、福島県蓬萊団地で借り上げ住宅に入っている人です。長男がいわき市に住んでいると。いわき市に家を建てて家族で生活しようということで、住宅建設の契約まで事が進んだと。ところが、去年9月の台風水害でその事業計画が不可能になってしまったと。したがって、特別な事情だから、特定延長にあげてもらいたいという話もしました。結果的にはその人は駄目だったんですね。特定延長の対象になる具体的な基準というのは何なんでしょうか。

併せてお聞きしますけれども、ご存じのように、新聞報道によれば、双葉、大熊については、帰還環境整備が整っていないということで、今年に入ってさらに1年延長になっているんです。極めて不公平だと。町長は詳しく承知しているかどうか分かりませんが、福島で借り上げ住宅で生活している人がいわきで住宅建設前に水害に遭って、それが成立しなかったと。こういう問題もあるから、帰還困難区域の特定延長について県に求めるべきだというふうに質問しました。そのとき、担当課長、町長ともに再延長を求めるつもりはないという答弁をされたことは記憶されていると思うんです。したがって、ここに書いてあるように、生活の土台である住居が確保できないと。しかも、同じ帰還困難区域内で町村によっては極めて不公平な扱いがあったと、そして現在も続いているということについては、重大な問題だという認識は共有できると思うんです。

町長、そのことも踏まえて、現在、借り上げ住宅に入っている人たちがその後どうなっているかということを私は全体把握していませんけれども、そういうことは、公平な行政という点からあってはならないことだという認識の下に、改めて決算議会を踏まえて県の方に意見を申し上げるべきではないかというふうに思います。いかがですか。

それから、次、45ページです。復興支援員の事業についてお尋ねをしたいと思います。令和元年度の支援員の配置は、前年度の場合は関東圏、宮城県、福島で17名でしたけれども、決算年次において、復興支援員はどこに何人配置されているのか。

それからあと、町長、この財源構成を見てください。8,000万がかかっているんですね。かかっているという言い方は語弊があると思いますが、8,000万の事業です。全額、一般財源なんですよ。それでなくても、被災自治体は国・県依存財源に従わざるを得ないという状況にあるのに、県内外に避難している人たちに対する支援の継続、私は極めて重要なことだし、これを継続しているということは、いろいろ内容的には後退している面もありますけれども、継続しているということは極めて重要な事業だと、その姿勢を評価したいというふうに思いますけれども、財源について、私は100%一般財源というのは、あり得ない話ではないのかと。事務方として、これは、ほかの町村もあるからでしょうけれども、国・県支出金の対象にすべく論立てをして、国・県に働きかけるべきだと。前の年の決算も見ましたけれども、同じなんですよ。どのように見直しをされるかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、57ページ。ガンマカメラ測定事業です。線量測定結果

について、最も高いところ、最も低いところ、地目、場所、測定値についてお示しをいただきたいというふうに思います。できれば、そういうこともここにやはり掲載しておいた方がいいと思うんですけども、今後の成果報告の見直しも含めて、どうされるかお答えください。

それから、66ページ。営農再開支援事業、保全管理支援については3年間で終了するというようになっております。その後、法人化の意向があれば、若干金額は減るけれども、1反当たり3万2,000円の交付をするということもこれまで議論してきましたけれども、保全管理支援事業について、新たな取組をした復興組合等があるのかどうかということです。

それから、2つ目には、ここにも書いてありますけれども、ビジョン策定支援業務で約3,500万の決算が報告されております。ビジョン策定だから、イコール実践ということではないと思うけれども、何年度でこういう事業に取り組んで、ビジョンが具体化されている事例はあるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

それから、76ページ。産業団地整備事業です。これも全員協議会等も含めてこれまでも議論してきましたけれども、産業団地整備事業が34億1,800万円、改めて令和元年の決算年度を踏まえて、雇用創出が具体的にどういう成果として現れているのかと。

それから、4つの工業団地について、全員協議会でも資料で説明はありますけれども、特に今、造成中で事業が現在進行形の南産業団地について、企業進出の予定が固まっている企業はあるのかと。

それから、一番大事な地元企業について、朝田さんが南棚で頑張っているということは承知しておりますけれども、問題は、莫大な投資をして産業団地をつくったと。肝心の地元企業の再開があまり成果がないということであれば、まさに呼び込み型の産業団地造成事業ということになるのではないかと。地元企業進出の現状と今後の見通しについてお尋ねしたいと。

それから、93ページですけれども、非常備消防の事業についてです。これは簡単なことですが、昨年の災害発生件数、これも出ていませんので、浪江町における災害発生件数、水害等ありましたけれども、いわゆる町の立場で把握されている発生件数についてお知らせをいただきたいと。

それから、ちょっと前のページに戻ります。既存の町営住宅、これは土木費です。既存町営住宅用途廃止の事業についてです。これは松田議員の一般質問でも町内住宅、民間住宅の解体申込みや解体の現状について質疑がありました。5,679戸のうち3,870戸が解体申

込みされているということでしたけれども、実は、去年の議会報告会で大型公共事業だけではなくて、町に戻りたいけれども住宅を壊した人もいると、あるいは借家の人もいると。したがって、低家賃の住宅建設について町で計画をしてほしいという意見がありました。既存住宅の廃止との関係で、低家賃住宅の建設について当然計画すべきだというふうに私は思いますけれども、町はどのように計画しているかお尋ねしたいと思うところでございます。

それから、最後ですけれども、代表監査に質問したいと思います。

3点あります。1つは、これまで度々議論になっております、私も問題提起をしています、落札率が極めて高いと。そういう点から監査は、入札見直し等についてどういう監査をされたのか、どういう意見を提示されたのかについてお尋ねをしたいと。

それから、今度の議会にも数件出ていますけれども、やむを得ない事情もありますけれども、工事変更が常態化しているんですね。なぜそうなっているのかと、変更理由の正当性について監査の立場からどういう監査をされたのか、どういう意見を提示されたのか、監査報告の中には見当たらないのでお尋ねをしたい。

それから、監査意見の最後に、50ページの下段に、特に決算監査を経て、行政としてはこういうことに気をつけてもらいたいということを4項目挙げております。そこで、(2)の随意契約についてですけれども、随意契約については、過剰な予算計上は避け、財務関係法令等の遵守をすべきだという、極めて厳しい監査意見が出されております。そういう意味で、監査法令等の遵守という立場から、特に指摘した事項はあるのかどうか。

以上、お尋ねをします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より最初に質問をいただきました、元年の決算を経ての現状認識を問うということでございますが、まず、議員もおっしゃられましたように、決算のはじめにという欄に網羅してございますが、これが全てだと思っております。

そういった中ではありますが、復興計画（第二次）に基づいて復興を進めてまいりました。ただ、その道のりは、まだまだ道半ばにも至らない状況かと思っております。全て今年度を含めた決算に明記されましたとおり事業を進めてまいりましたが、その中であって、全てが大事な、一つとして欠けることのできない大事なものだと思っております。

その中で、現在、この決算を含めた中では、農林水産業の再生、

それから、帰還困難区域の今後の取扱い方、全て解除するという当初の目的を達成していきたい、それから、中心市街地の再生、このことが当面の大きな課題だと認識しております。そういった中で、今まで「まちのこし」のキャッチフレーズでまいりましたが、これから一段とステージアップをして、持続可能なまちづくりに向けて町民、そして議会の方々と、様々な課題はございますが挑戦をしていきたい、そんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

他のことについては、それぞれの担当からお答えをさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 23ページ、デマンドタクシーについてでございますが、デマンドタクシーにつきましては、無料で運行してございますので、利用料収入はございません。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 二本松、本宮での生活支援バスの運行の関係ですが、こちらの方を土日運行できないかということですが、現在のところ、こちらの方は直営で行っておりまして、臨時職員で対応しているような形になっておりますが、その辺、人員の関係もございますので、今後、費用対効果の面も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 24ページ、浪江町復興コミュニティ事業でございます。

こちらでドローンでの映像撮影という部分でございましたが、こちらの補助金につきまして、コミュニティの維持・形成及び東日本大震災からの復興を目的とした、まちづくりを推進する5名以上の町民団体に対して補助するものでございます。

その対象経費として、消耗品費、会場借り上げ料、委託料などがございますが、事業の主たる部分を委託するものは対象外としてございます。ご質問の津島地区のドローンでの撮影をされたいというご相談につきましては、映像関係の方に委託するというところでございましたので、対象外となってございます。

続きまして、28ページの情報管理費でございます。

L G W A Nの回線の二重化についてのご質問でございました。L G W A Nは、地方自治体を専用線で結んでいる広域的なネットワークでございまして、その中の、県にサーバーがございまして、そのサーバー周りの部分について障害が起きても運用が途絶えないよ

うに、そのサーバー周りの部分について回線の二重化を行っているものでございます。

続きまして、29ページ、情報管理費の情報連携対応の部分でございます。

社会保障関係システム改修ということでございますが、こちらは、通常、転入・転出など自治体間で住民の方が異動した場合に、そういった社会保障関係の適用を受ける場合には、所得情報と連携して様々な社会保障サービスがございます。その所得情報というのは、前住所地、1月1日現在で住所のあったところで確定申告をしているはずですので、その前住所地もしくはもっと前かもしれませんが、所得情報を持っているところと情報連携をしていく必要がございます。従来は郵便などでやり取りをして、そういった情報を取得するためにはかなり時間を要していたものでございますが、こうした情報連携を行うことによって、サービスがスムーズにできるようになるというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、施策の成果30ページにございます、町内コミュニティ再生事業についてでございます。

事業費4,881万2,000円でございますが、こちらは全額まちづくり会社なみえへの委託料でございます。こちらの委託内容につきましては、ここに記載させていただきましたが、地域づくり支援専門員、現在6名でございますが、こちらは、各行政区長と協議などしながら、町内コミュニティの再生や地域課題の解決に向けた支援を行ったものでございます。

31ページにございます事業につきましては、その支援によりまして行った主な事業を記載してございます。こちらの事業に対する直接的な支出はございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 応急仮設住宅の管理の関係でお答えしたいと思うんですが、その前に発言の方を訂正させていただきたいと思います。

私、先ほど二本松の生活支援バスの方、臨時職員での対応ということでお話ししましたが、決算年度は臨時職員での対応ですが、現在は臨時職員から会計年度職員の方に移行しておりますので、現在は会計年度職員での対応ということで発言の方を訂正させていただきます。

それでは、仮設住宅の関係についてお答え申し上げます。

まず、特定延長の要件でございますけれども、まず1点が自宅の再建、住宅の再建は決まっているんですが、公共事業の工期等の関係から応急仮設住宅の供与期間内にそこを退去できない方、もう一つの要件が、公共事業以外で自宅の再建は決まっているんですが、工期等の関係からその供与期間内に応急仮設を退去できない方ということになっておりまして、先ほどの蓬莱団地の件でございますけれども、その申請期限がたしか8月だったはずなんですが、その期間内に申請がなされていなかったということで、駄目だということになっているのかもしれないんですが、その辺、町を通して言ったのか、県と直接お話ししたのか定かではありませんけれども、直接、県に言ったんだとすれば、その辺のことで断られているのかなと思います。

それから、現在の仮設住宅の手続の未完了世帯の関係ですが、44ページの成果の表になりますけれども、そのその他の部分、県内52戸、このうち借り上げが49戸、それから建設3戸となっておりますけれども、現在、9月8日現在になりますけれども、こちらの方では大分もう、かなり減りまして、借り上げ型で1戸、建設型で1戸、計2戸が今のところ特定延長以外で残っている方というような状況となっております。

それから、45ページの支援員の関係になりますけれども、事業費の一般財源ということですが、こちらの方は、財源上は一般財源ですが、復興特交の方を充てておりますので、持ち出し的にはさほどないものかと考えております。

それから、復興支援員の配置ですが、……

[発言する者あり]

○生活支援課長（横山秀樹君） 復興の特別交付税を充ててございます。

それから、46ページになりますが、復興支援員の配置ということで、こちらの方につきましては、前年度と変わりございませんで、46ページに記載のとおり、関東圏に7名、宮城県に2名、福島県に8名いて、合計17名という形になってございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 主要な施策の成果57ページ、ガンマカメラ関連のご質問にお答えいたします。

ご質問のまず1点目ですが、高いところでございますが、まず、1センチ、一番高かったところが7.17 μ Sv/hで、1メートルで一番高かった箇所が1.79 μ Sv/hでございます。それから、場所につきま

しては、権現堂地区の1か所でございます。こちらにつきましては、宅地になりますけれども、土地の所有者さんに通知を送るとともに、環境省ともこの数値は共有しておりまして、フォローアップ等の対応ということでさせていただいております。

あと、最後に施策の成果に数字等々も載せたらいいというご指摘をいただきましたので、今後の参考とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 主要な施策の成果66ページの営農再開支援事業についてお答えさせていただきます。

除染後の農地保全管理に関しましては、おただしのとおり、解除後3年間ということで、元年度に関しましては14地区、1,124ヘクタール取り組んでいただきました。新たな取組といたしましては、8団体、18ヘクタールで、水稻の管理耕作に取り組んでいただいたところでございます。

地域営農再開ビジョン策定業務委託についてですが、平成29年、平成30年で14地区において営農再開ビジョンを策定いたしました。元年度におきましては、それを具体化するための業務であります。JAに委託を行いまして、町も積極的に関わりながら、通水している地区である立野、荊宿、北幾世橋、北棚塩で、管理耕作を進めるための意向調査や座談会を実施しまして、各地域での担い手の数、農地を貸したい方について、地図や年度ごとの一覧表で整理いたしております。その結果、令和元年度は、管理耕作をする上で特定農作業受委託の契約件数が39件、令和2年度当初は195件となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 産業団地につきまして、3つほどご質問いただいたと思いますけれども、まず第1に、令和元年度の雇用創出をどのように実現してきたかということでございますけれども、まず、令和元年になりますと、実際、操業したのが今年度になってからということで、ちょっと元年度決算と今年の夏の分がオーバーラップしてしまって申し訳ありませんが、継続している関係上、そういう形なんです。フォーアールエナジーは既に何年か前に始まっています、その中でやはり10名程度は雇用しておりますが、その中で地元の方もいらっしゃいます。ただ、地元というのは、浪江に限定するのか、原町は入れないのかということでございますが、もともと浪江の人が1名、2名いらっしゃいます、その中でも浪江

に住んでいる方、原町に住んでいる方などいらっしゃって、あと今年になって操業を始めた静光産業、一路、それぞれ20名近くを雇ったわけですが、最初はやはり静光産業は大阪の会社ですし、一路は富谷の会社ですから、そちらの方から連れてきた方も多いわけですが、その中でも、静光産業は責任者は浪江に住んでくれとあって、浪江に現に住んでいる方も一、二名いらっしゃいますし、一路に関しては、ちょっと町外から通っているということです。今後、そういった方に浪江に住んでいただくような働きかけをするということだと思っています。

次に、南産業団地のどのような企業が予定しているのかということですが、昨日も申し上げましたように、予約の段階におきましては、南産業団地はおおむね埋まっていると。ただ、それは、経済情勢や企業の情勢によってキャンセルになるという可能性もございますので、全て張りつくんだということは今は断言できないわけですが、12区画のうち、それを2区画であったり5区画であったり1区画であったり、そういう区画を組み合わせで5個の会社が今、南産業団地には予約があるという状況でございます。

地元企業はそのうちどうなのかというご質問ですが、藤橋産業団地においては1つ地元の会社、棚塩産業団地においては朝田さんの方の木材を地元とすれば1つ、南産業団地も1つ地元の予定がございます。

全体的な雇用といたしましては、今、予定している企業が全て来た場合、藤橋、北産業団地、南産業団地、棚塩産業団地、これを4つ足しますと、やはり200人から300人の雇用は創出できると考えております。しかしながら、キャンセルをしたり、やはり進出するのをやめるということもありますので、今のところ全部埋まるということは断言できない状態ではありますが、今のところそのような成果で進めております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 93ページの非常備消防事業に関連しまして、災害の発生件数というおただしでございましたけれども、町として災害対策本部を設置して対応した災害については、台風19号、1件だと認識しております。そちらの復旧状況につきましては、同じ施策の成果の108ページの災害復旧費の中で、まちづくり整備課、農林水産課の報告にありますけれども、公共土木業施設災害復旧あるいは農林水産業施設の災害復旧等取り組んでいるところでございます。

その他、小規模といいますか、例えば道路災害でありますとか、河川災害については、そういった集計はしてございませんので、今のところは回答するような状況ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 低家賃の町営住宅に関しての計画はということでありまして、ご質問にお答えします。

今現在、町であります町営住宅の状況につきましては、一般質問でも答弁しましたとおり、幾世橋住宅団地につきましては、残室ゼロ、8月の募集ゼロになってございます。集合住宅に関しては、全協の資料のとおり5戸、御殿南に関しても残室はゼロ、請戸住宅団地については26戸中18戸ということで、まだ空きがあるような状況でございます。

この空きを埋めるために、私ども募集を繰り返すわけですが、今後の計画としましては、今、中心市街地の整備事業等で住宅の需要調査が不動産業者等の意見交換とか再開企業に対してのアンケートとかが行われていまして、さらには復興再生拠点の津島の方に対してもアンケートが行われる予定でありますので、そのようなものの結果を見ながら、今後の復興計画や拠点計画に反映されるものと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君） まず、高い入札率ということでありますけれども、これは入札の結果というふうに捉えております。ただ、今現在、一般競争入札、また指名競争入札でやっておりますけれども、ある程度、競争性を高めるためには、やはり複数の業者、ある程度の業者での競争が望ましいというふうに思っておりますし、過去に落札するまでの回数、かなり多くの入札回数を行ったというものがありましたので、これは好ましくないであろうというような指摘をしております。

次に、工事変更理由でありますけれども、これは、予定価格の設定の際に調査をしっかりとするという事で、できるだけ工事の変更を少なくするように申入れしております。

また、随意契約についてでありますけれども、これも施行令あるいは財務規則によって随意契約できる理由が決まっておりますので、これをしっかりと把握するようにというふうに指摘をしております。

また、高い入札率とは逆に、かなりの低価格で契約をしているというものがございまして、その際の予定価格が適正な価格なのか

どうかをしっかりと調査するように指摘をしたところであります。
以上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 答弁漏れもありますけれども、再質問で聞きたいと思います。

浪江町の決算の現状認識と今後の課題については、町長が言われた今後の方向としては、持続可能なまちづくりを含めた4つの課題と方向があるので、しっかり取り組んでいきたいということはそのとおりだと思います。

その上で、改めて私、決算の状況を私なりに分析してみたんですよ。非常に厳しいと、やはり。厳しいと言うだけでは駄目だから、財政が厳しいという背景、そういう現状に置かれている理由は何なんだと。その上でどう是正していくのか、国に対して何を求めているのかと、そういうことが大事だということを改めて決算結果を見て認識を強くした次第です。

数字で恐縮ですけれども、細かい数字は言いません。例えば地方交付税については、平成29年が104億6,800万だったんです。それが今年度決算では72億7,200万、いろいろな事業がありますので、その年度によって変わってくることは分かりますけれども、傾向としては、ここ3年の間で地方交付税がざっくり30億減っているわけですね。市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税を含めた地方税はどうかというと、平成29年が7億2,100万だったものが、課税強化等もあって令和元年では8億2,800万になっていると。しかし、いずれにしても、地方交付税が歳入の圧倒的部分を占めていると。しかも、地方交付税がなければ、浪江町の市町村民税や固定資産税や軽自動車税やたばこ税だけでは、今後、運営していけないということは明らかだと思うんです。

いま少し踏み込むと、歳入に占める地方税の割合は、平成29年が1.5%です。元年度決算では2.15%になっていると。歳入に占める地方交付税の割合は、29年度が21.9%であったものが18.8%、去年は26.4%ということで、極めて地方交付税の占める割合が高いということは明らかだと思うんです。

ここから、我々はやはり今後の浪江町の財政を考えた場合に、大幅に減少している、今後も減少するということになれば、地方税の歳入割合をいかに高めていくかと。だから、町で財政計画をつくっていると思うんですけれども、これまでの決算を踏まえて、まちのこし、持続可能なまちづくりのためにも、確固とした地方税の確保がなければやっていけないことは、決算上も明らかだと思うんです。

これは、浪江町だけの課題ではないと思いますけれども、共通する問題であるがゆえに、今後、地方交付税の確保のために、町は県に対してどう迫っていくのかと。これは、本当に町の存続がかかる決定的な問題だと。そういう認識があるかどうかということと、しからば、被災自治体として、財源確保のために具体的にどう迫っていくのかと、その方針について町長の方からお示しいただきたい。

これ、復興・創生期間、復興庁は10年延長すると、復興・創生期間は5年延長するというふうに言っているけれども、財源確保については極めて曖昧なんです。ここはどうしても、我々議会の課題でもあるんだけど、やはり小さな政府の長である町長が、ふんどのひもを締め直して図っていかないと大変なことになると、町の経常経費は増えるばかりだということは明らかだと思うんです。そのことについて、ぜひお答えいただきたいというふうに思います。

それから、デマンドタクシーについては、利用料は取っていないので、ゼロだと。

それから、二本松の復興住宅の巡回バスの見直しについては、費用対効果を見て検討すると。巡回バスの費用対効果って何ですか。避難先の町民の足がなくて困っているのに、費用対効果とは何ですか。こんな切って捨てたような考え方では、避難先の町民、利用している町民は、あるいはそれ以外の町民も、あきれ返るばかりだよ、これ。どういうことですか。

町長、やはり賠償金も打ち切られて、文教・厚生常任委員会で生活保護の受給実態について審査したけれども、平成28年は14件でしたよ。今年度は78件まで増えているの。町民の生活がどうなっているかということなの。端的な指標でしょう。

せめて避難先で大売出しの日に3円でも5円でも安いものを買いたいと。だから、土日、どちらかでもいいからバスを出してくれないかというのは、切実な要望ですよ、これ。決算から出てきた極めて重大な問題です。さっきの生活支援課長の答弁の訂正と、改めて町長として、巡回バスの運行も含めて、避難先町民の要望にどう応えるかということをはっきりお答えいただきたい。

それから、浪江町復興コミュニティについては、主たる事業を委託した場合には該当しないんだと。それは、そういうルールも必要だと思うんだけど、中身としては文字どおり、ここに書いてある復興コミュニティの事業じゃないですか。自分たちがお金を出してやっているんですよ。だから、こういう事態は想像されなかったわけだから、やはり見通しが困難な状態で、町民が自ら立ち上がって何とかしようというときに、僅かでもいいから行政が支援すると

というのがやはり町の立場じゃないですか。見直しされるかどうかお答えください。

それから、情報管理の二重回線については分かりました。マイナンバーカードについて、社会保障関係システム改修とマイナンバーが結びついているのではないかと、これは29ページに出ているんですけれども、このことについてはどうなのか、ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

次、コミュニティ再生事業については分かりました。

それから、応急仮設住宅の問題で、現在、特定延長で残った人が2戸だというお答えがありました。それは分かりましたけれども、44ページに書いてあるように、供与終了、いわゆる打ち切りだね、1,193戸なんですよ、県内・県外合わせると。しかも今年の3月で家賃賠償というふうに言ったほうがいいと思うけれども、家賃支援事業についても打ち切りになっているということで、先ほどの私の質問に答えなかった部分があるんですけども、要するに、大熊、双葉においては特定延長が再延長されていると。同じ帰還困難区域を持つ行政体として、そういう扱いはけしからんと。もう終わったことだということではなくて、公平な行政について、県に求めるべきではないかということを経験していましたが、答弁がありませんでした。どうされるかお答えください。

それから、復興支援事業については、前年同様ということで、財源については復興特別交付税が使われているということで、復興特別交付税というのは、国・県支出にはならないんですか。一旦、町の懐に入れて、懐から出すから一般財源だという扱いでしょうか。そこをもっと財源構成との関係で分かるように表示できないでしょうか。

それから、ガンマカメラ測定、今年度で $7.17\mu\text{Sv/h}$ だと、それは地権者にも通知したということで、フォローアップ除染もするということですが、これは去年の決算だから、フォローアップ除染されたのかどうか、その結果どうなのか。

それから、手元にないのかもしれないけれども、ここにこれだけガンマカメラのことが出ているわけだから、少なくとも、200か所と書いてあるのかな、地目、それから場所、測定値について、我々にも分かるように主要な施策の成果の中で示すべきだと思うし、私の質問には答えていなかったです。全てというつもりはありませんけれども、農地ではどうなんでしょうか、道路ではどうなんでしょうか、山林ではどうなんでしょうか、権現堂は宅地でしょうから分かりましたけれども、それらのフォローアップ事業はどうされるん

ですかということです。

それから、営農再開支援事業について、それぞれの地区で新たな賃貸契約を結ぶとか、作付計画が進んでいるとかということで、ビジョン策定に基づく営農再開事業が一定前進しているということだと思うんです。その上で、決算ですから改めてお聞きしたいんですけども、一定進んだと、その上で営農再開の課題は現在何でしょうか、お答えください。

それから、産業団地整備事業について最後のところでお答えになりましたけれども、全体の雇用は4つの団地で200人から300人という答えでした。いや、本当に浪江町に近隣市町村からの通勤であってもこれだけ雇用創出ができれば、町としてもどれだけ地力がつくか、そういうふうに考えると非常に希望が持てるというか明るい材料だと思うんです。最終的には200人から300人ということで、やっぱり一日も早く、一か月でも早く地元雇用が創出できるような、そういう取組が必要ではないかと。企業誘致、団地造成だけではないけれども、産業団地造成だけでは町民の生活も浪江町の本当の経済の力もつかないということは私が言うまでもないと思うんですよ。そういう意味で、真剣になって雇用創出の結果を出すということが必要だと思うんです。具体的に今年度中にはこれだけの雇用創出の見込みがあるということがあればお示しをいただきたい。

それとの関係で、私はあえて町営住宅の話をここで最初したわけだけれども、現在、町営住宅の場合は応募者がゼロだと。その他についても決して不足はしていないという課長の答弁だけれども、やっぱりこれからまちづくりが進んでいくわけでしょう。先ほど私が言ったのは二本松の会場でだったですよ。町民から、大規模公共事業もいいけれども、やっぱり低家賃で入れる住宅もつくってもらいたいと、町営住宅ということになれば家賃については法定的なものもあるわけだけれども、低家賃の条例等も併せて検討すると。そして、ぜひ町を残すために町はこういう取組をしているんだということを見える形で進める必要があるんじゃないかと。再度お聞きします。低家賃住宅の建設計画を、これ第三次復興計画との関係も出てくるわけだけれども、当然そういう計画は持つべきだというふうに再度お尋ね、お答えください。

それから、監査についてだけれども、入札の結果については競争性を高めることが必要だというふうに感じていると、特別問題があるという認識なのかどうかははっきりと答えがありませんでしたけれども、やっぱり同僚議員ともこの前話したけれども、民間の入札で99.8%なんていうのはあり得ないから。これ、関係課長に聞くと入

札設計の教科書が1つで、お互い持っているからそういう結果が出るんだということを答弁されていますけれども、それぞれの自治体でいかに効率的な公共事業を運営するかと、公平、透明性のある入札を進めるかということに腐心しているわけでしょう。したがって、監査は実態分かっているわけだから、やっぱりきちんと問題提起をすべきではないかというふうに思います。その意味で、再度お尋ねしますけれども、反省点の（１）から（４）の中で、過剰な予算計上は避け、財務関係、法令等の遵守、特に指摘したというふうに書いてありますけれども、財務規律を遵守すると、もちろん、何かこう物差し当てて寸分狂わぬ行政運営ということは、それは人間のやることだから、そこまで求めているわけではないけれども、財務関係法令等の遵守という監査指摘は、私は極めて重大だというふうに思うんです。改めて、財務規律を遵守すべき具体的な問題があったというふうに認識されているのかどうか。この（２）について、単なる言葉の表現なのか、そうではなくて具体事例に対する監査の意見なのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、10時40分まで休憩とします。
（午前10時27分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前10時40分）

○議長（佐々木恵寿君）　答弁。
町長。

○町長（吉田数博君）　それでは、私より今後の財政運営について、おただしにお答えをさせていただきます。

議員ご心配のとおり、まさに財政支援がなければ持続可能まちづくりは困難だと思っております。

そういった中で、私が就任以来、インフラ整備においても上下水道の在り方について非常にこれから2万人を数えた町民が復興計画においては8,000人ということになるわけですから、相当の人口減少が起こると。そういった中で、上水道あるいは農業集落排水あるいは下水道についても今から見直しをして財政が逼迫しないようにというような指示をしたところであります。

そういった中で、現在国勢調査が行われようとしております。そういった中で、今まで人口特例を総務省に認めていただくよう交渉

してまいりましたが、何とかそういうふうに行くのではないかという感触を受けておりますけれども、そういった手法。あるいは、過疎債を使った方法も当然考えなくてはならない状況にあるんだろうと思っておりますが、いずれにしても財政支援は我々が自立できる自治体になるまで継続を求めていくというか、これは国の責務だと考えております。しっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 生活支援バスの関係についてお答え申し上げます。

私のほう、費用対効果ということでお話申し上げましたが、私の言葉が悪かったかもしれませんが、例えば、土日運行をやったとして誰も乗らないあるいは利用される方がごく少数だということでは、やはり町としてはその辺の運行は難しいのかなと考えます。そういったことで費用対効果という意味で申し上げたわけですが、でも、その辺を踏まえまして、今後、避難町民の方の利用等を調査しました上で検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 復興コミュニティ事業についてでございますが、現行ルールでやらせていただきたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

それから、29ページの情報管理費、情報連携対応の部分でマイナンバーとの関連はというご質問でございますが、異なる自治体、それぞれシステムを構築しておりまして、それが同一人物であるという照合をするためにはマイナンバーは利用するということになります。

それから、45ページの浪江町復興支援事業の一般財源、復興特交が一般財源ということなのですが、これは浪江町独自にそう分類しているものではございませんで、財政のそういった分類上全国どこでも一般財源として分類されるものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 応急仮設住宅の供与延長の件ですが、まず大熊、双葉さんの場合は特定延長の再延長ということではなくて、元々の供与期間の延長ということになります。その意味で、浪江町のほうでは供与期間を終了しております。それで、再延長というか特定延長ということで延長をしておりますので、その辺で大熊、双葉との違いはございます。そういった意味で、町としま

しては一旦もう終了しておりますので、今後県のほうに延長、再延長を求めていくという考えはございません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 主要な施策の成果57ページ、ガンマカメラの再質問にお答え申し上げます。

まず、1センチ高になりますが、ガンマカメラ測定によって7.17 μ Sv/hございましたが、環境省のフォローアップ除染を実施しましたところ0.4、毎時0.4 μ Sv/hまで低減いたしております。

また、その施策の成果の書き方についてはちょっと分からない部分もあったということで、次回ある場合には分かるように対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 66ページ、営農再開支援事業についての課題ということでお答えをいたします。

今年度は、先ほどの業務委託に関してですけれども、委託範囲を解除区域全体に広げております。令和元年度に委託した地域においてもフォローアップも含めて実施しておりますが、農地の出し手に対する担い手の不足が明らかであり、引き続き町民の農家の皆様には管理耕作の移行を推奨し、また新規就農者や外部の農業法人の誘致など担い手の確保に力を入れてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 企業誘致の中の雇用創出、今年度になると、この決算を受けて今年度はどうなるのかというご質問だと思いますけれども、まず、先ほど申し上げました夏場にオープンした静光産業、一路において20名近くが雇用創出されました。さらには、今年度中に同じ藤橋団地の中で1社もしくは2社の5人から10人の雇用創出ができると考えております。それから、木材製材拠点棚塩産業団地の中の木材製造の集成材棟が今年度末にほぼ完成し、来年度に向けてまた新たな建物を企業立地補助金で建設しているわけですが、令和3年度になりますとこの木材製造拠点が30人程度がスタートすると思われます。これは今年度ではありませんが、来年度末になると思います。ほかに、先ほど申し上げました産業団地全体で200人から300人が最終的になるという枠のほかに、上ノ原、日立化成跡地におきまして1社創業開始します。そこで10人近く雇用が創出されると思われます。

いずれにしても、こういった雇用の創出はほかのまちづくりの施策と連動してこそ効果が現れるものだと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 低所得者住宅の計画はしないのかというご質問ですが、お答えいたします。

今現在、災害公営住宅としましては、低所得者という形での入居要件は特にございまして、それに特化した住宅という形にもなっておりません。今、この住宅に関しては我々募集しているような状況でございます。まだ全戸埋まっているわけでもございません。

今後の計画としましては、先ほど言いました中心市街地整備事業等、あと特定復興再生拠点整備計画等で調査しておりまして、それがまた公営か民営か、あと対象者等はどのようにするか、生産年齢人口等に特化したもののほうがいいんじゃないかとか、そういった議論も踏まえて総合的に判断してまいりますので、計画に今後反映されるものと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 代表監査委員。

○代表監査委員（根岸弘正君） 監査審査意見書に、入札、随意契約では設計金額の根拠を予算計上段階から明確にし、過剰な予算計上は避け、財政関連法令を遵守した契約に努めることというふうに述べております。これは、予算あるいは予定額等契約額その差にかなりの差があるということで、そのまま不用額にいくとなると大きな不用額が残るというようなことで、これは改めてもらいたいということで述べております。

また、随意契約においての見積徴収、これについてはやはり2社以上複数の業者から見積書を徴収するべきだというようなことでありまして、1社見積り合わせというようなものがありましたので、これらについては複数の業者から見積りを取るようにということで述べております。

以上であります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今後の財政運営の問題では、町長がやっぱり重大問題だという認識を強くされていると、あるいは今日の議論を通じてさらにその認識を深めたというふうに私は理解をしました。

いずれにしても、町長が最後に言ったように、被災自治体が自立できるまで財政支援を国は継続すべきだと、それは国の責任だということについては全くそのとおりだというふうに思います。そこはもう絶対外せないことだというふうに思います。それと同時に、

福島復興特措法の中に明文化するということも求めていく必要があるんじゃないかと、福島復興特措法はまだ生きていますから、法的な担保をやっぱり求めていくと、その立場から町村会でも議論すると、県の町村長会での共通した要望にしていくと、全国の町村会にも求めると、総がかりで国に求めると、絶対後退しないということが大事だと思います。先ほどの町長の答弁で、強い信念を持って取り組むという決意が伝わりましたので、改めての答弁は求めません。ぜひ、次の段階に進めるように頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、巡回バスについては利用調査もするということですが、土曜か日曜いずれか、今は週に3日かな、場合によっては、もちろん調査するのはいいことだと思いますよ。でも、本宮あるいは二本松の復興住宅に入っている人たちは足もないと、タクシー頼むと1,200円だって言うんだよね。だから、やっぱり巡回バスの役割は非常に大きいというふうに思います。ぜひ、見直しできるようにご検討いただきたいと、これは要望にしておきます。

それから、浪江町復興コミュニティについては、現行ルールを崩すつもりはないということですから、ここで議論しても変化がないと、前には進まないというふうに思いますのでこれ以上はやりませんが、時間がたつにつれ様々な住民の創意工夫、それに基づく活動が展開されるんじゃないかと。その場合、やっぱり町が支援していくという姿勢は必要だということを強く求めておきます。ぜひ、今後再検討していただきたいというふうに思います。

それから、社会保障関係のシステム改修とマイナンバーカードは結びつくのかと、マイナンバーについては必要なことだという答弁と同時に、他の町村と、あるいは町村内で同一人物を確認するためにもマイナンバーカードは必要だと。それは1つの利用だと思います。だけれども、個人情報を裸にすると、浪江町ではまだ発生してはいないけれども、マイナンバーカードで様々なやっぱりトラブルが起きているわけですよ。マイナンバーカードが盗まれたり、あるいはマイナンバーカードを別な人に送ったり、文字どおり個人情報の管理上の問題がマイナンバーカードを拡大するにしたがってそういう問題が広がっていくということは明らかだと思うんです。これも、先ほどの答弁から変わらないと思いますけれども、改めてマイナンバーカードの社会保障関連に対する連結、情報の共有化については情報管理という点からも、あるいは個人情報という点からも極めて問題だということを指摘しておきます。答弁は要りません。

それから、応急仮設住宅の問題については、浪江町と大熊、双葉

は違うという答弁だけれども、要するに浪江町の場合は供与期間の終了なんだと、大熊、双葉は特定延長なんだと、したがって県の対応が違っていると、入り口が違えるということだけれども、まさにそこが問題だと私は言っているわけです。分かって答えているのかどうか分からないけれども、供与期間の延長が終了になったということ自体が問題なわけで、これは少なくとも1万6,500人の住基台帳に登録している住民が様々な形で住環境問題を抱えているわけだから、中でも最大の弱者である応急仮設住宅入居者が行政の一方的な打ち切りによって様々な混乱を招いているということを指摘したわけですよ。県にものを言うつもりはないと。やっぱり、これちょっと脱線するけれども、言いたいことを言わないと、言うべきことを言わないということでは、まさに機械的な上からの行政がどんどん強まってくると。それぞれ生活しているというだけで、自分で責任持って頑張っているわけです。その上、今度政治の分野で自助だというふうに言われれば様々な問題が発生してくることは想像に難くないです。したがって、大熊、双葉と少なくとも浪江、ほかの町村も帰還困難区域あるわけだけれども、浪江町における帰還困難区域の住宅供与について不公平があったという認識があるのかないかだけ、これは町長だね、そういう認識があるのかないかだけお尋ねします。お答えください。

それから、ガンマカメラ測定についてはどうもかみ合わないな。今年度について、同じ答弁繰り返しているけれども、少なくとも町民が散在しているわけですよ。200か所でガンマカメラ測定やったというんならば、その中で地目別に、場所別に測定値を示すべきだということです。これは、今準備していないならば後でもいいですから、かみ合った答弁をしてください。質問を理解されたかどうか、その意味でそのことについてどうするのか。

それから、営農再開支援事業の問題では、担い手確保の問題もあるけれども、やっぱり、昨日も別なことで議論しましたけれども、振興作物をどうするかということだと思えます。様々な形で東京農大とか福大とかとの連携を強めつつあります。やっぱり、浪江町の条件に合った振興作物、帰還困難区域も一部解除されるわけで、昨日は水稻のホールクロップどうかという具体提案をしましたけれども、やっぱり研究と調査を続ける必要があると思います。振興作物についてもっと踏み込んだ対策を打っていかないと、営農再開支援事業の予算づけだけでは前進しないというふうに思えます。研究機関や学生との連携、提携を強めるべきだというふうに思いますが、どんなふうに考えるかお答えください。

それから、やっぱり産業団地の雇用創出については、担当課としては頑張っているけれども非常に難しい問題だよね。やっぱり、ちゃんと広報しながら、町民に対しても安心して働ける、そういう場所があるよと、雇用創出頑張っているよと、そういうことを町民に言葉だけじゃなくて、どこで何ぼというぐらい発信できるような、そういう取組が必要だと。そこまで具体化していく必要があるというふうに思います。全体として頑張っているということは分かりましたので、そのことだけ求めて、指摘をしておきます。そのことだけ指摘をしておきます。

それから、低家賃の住宅については、中心市街地の再開発の関係で今後住宅施策の在り方が検討されるという、今後の取組に問題を置き換えた答弁であるけれども、極めて重要な問題だと、5,000人、8,000人のまちづくりをしていくと、あるいは現実に自分のうちが解体されていると、あるいは住めない状態になっているという場合に、そこをどうカバーするかということになれば、やっぱり民間の住宅もいいけれども、行政が先導するということではなければ住宅施策は解決しないということは明らかです。そういう認識の上に立って、町としては今後具体提案をできるようにご検討いただきたいと、これを要望にしておきます。

それから、代表監査に対する質問ですけれども、ここでこれ以上やっても具体的な問題を出さない限り代表監査としては答えられないでしょうから、私も財務規律上これは重大な問題だなという具体案件も承知しております。あえてここでは言いません。だけれども、しっかり監査をして問題を指摘して改善できるようにご努力をいただきたいということを強く要望しておきます。

最後、一、二点挙げましたけれども、以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私に、今住宅支援に当たって不公平さがあったのではないかという認識を問われましたので、そのことについてお答えをいたします。

供与については、恒常的な生活再建をしてもらうことが大事だということに思っております。当町においては、生活環境、復興住宅の整備が整いつつあることから、仮の住まいからの再建を早急に進めていただくことが第一だと思っております。そういった中で、復興庁も状況を踏まえた中での判断をされているものと認識をしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ガンマカメラの関係のご質問にお答え申し上げます。

まず、質問の趣旨、内容としましては、地目等々をしっかりと記載するということでご質問いただきましたが、57ページの施策の成果の中にも町内の宅地において実施したということで記載をさせていただいているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 振興作物の研究の提案をいただきました。震災後、新たにタマネギの生産などに取り組んでいる方もいらっしゃいます。議員おっしゃるとおり、高収益作物を新たに導入していく、この地域に、天候にあったもので営農再開、所得向上に取り組んでいくというのは重要な視点であると思いますので、県の研究機関であったり大学と連携してそういったところを町で確認しながら地域の皆様との話合いの場で取り上げてまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほか、答弁漏れないですか。

それでは、ほかに質問、質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重です。

質問は、主要な施策の成果で質問をいたします。そして、課ごとの質問といたしますので、よろしくお願ひいたします。

農林水産課のほうの主要な施策の中で64ページ、農業委員会の運営というふうなことで1,029万円。東日本大震災あるいは災害で田畑が荒れてしまい再生不可能の田畑もあります。あくまでも再生をさせるというふうなことなのか、あるいは山に戻すのも致し方ないと、そういうふうな、よしとするのか伺います。

それから、同じ64ページの農業振興事業2億7,782万円、新規農業者確保促進事業370万円。促進事業で浪江町に就農された方はどのくらいおられるのか、あるいは今後の見通し、そういうふうなものをお伺ひいたします。

それから67ページ、有害鳥獣被害防止対策事業3,700万円。有害鳥獣捕獲報償費、これは捕獲された方の報酬となるのか、あるいは、例えば農家で捕獲された場合は農家の報酬とはならないのか、お伺ひをいたします。

それから、現在はサルの被害が大変多くなっております。ニホンザルの捕獲頭数はゼロ頭でありまして、サル対策はどのようにしているのかお伺ひをいたします。

次に、70ページ。

多面的機能保全向上活動事業というふうなことで2,424万円。復興組合が何組合あって、現在この多面的機能を利用している組合は何組合があるのか。この事業は非常に、復興していく上で大変いい制度だというふうに思っております。そういうふうな中で、行政区にこの事業を今後増やしていく考えといたしますか方法、そういうふうなものをどういうふうにご考えておられるかお伺いをいたします。

次に、産業振興課のほうで63ページ。

いこいの村なみえ振興事業2,756万円。マイクロバス購入によっていこいの村宿泊の方が増えたのか、それとも飲食店の経営の方々に役に立ったと言われているのか、費用対効果があったかどうかお伺いをいたします。

それから、76ページ。

産業団地整備事業34億1,819万円。木材製品生産拠点整備事業21億1,321万円。今後の予定をお伺いいたします。そして、また木材はどこから調達されるのか、生産を国内産あるいは県内、双葉郡内、そういうふうなものはどこから持ってこられるのかお伺いをいたします。

それから、企画財政のほうでの87ページ。

866万円、浪江町中心市街地における駅周辺の拠点形成に向けた調査事業。既存または新設決定している機能、新たに必要な導入機能の整理、核となるエリアの具体的な基盤整備等の事業化に向けた検討資料を作成したとあるが、具体的には何をすべきというふうになったのか、考え方をお伺いしたいというふうに思います。

それから、住宅水道課のほうで52ページ。

合併浄化槽設置整備事業1,037万円。この中で下水道使用範囲にあるが遠距離のために費用がかさみ取付けできない、そういうふうなところがあるわけですが、その対策はあるのかお伺いをいたします。

それから、最後に62ページ。

水道施設整備事業2億1,034万円。産業団地に対する大変な投資と思いますが、水道会計の負担とならないのかお伺いをいたします。また、北棚塩地区の方々に水圧等に不便は来さないのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えいたします。

まず、田畑が荒れてしまうことに対して最終的には山に帰す農地

もあるのかという質問に対してお答えいたします。

現在、農地に関しましては営農再開支援事業の保全管理であったりとか管理耕作ということで農地の再生に努めているところではございます。また、農業委員会の中で農地パトロールなどを行いまして、荒れている農地に関しましては把握を進めているところでございますが、どうしても条件不利地域の農地に関して、もう樹木が生えているとか、そういった状況も今後想定されますので、所有者の意向も確認しながら営農再開が見込めないというところであれば非農地認定などをしながら、山に帰すという言葉を使うのかどうかあれなんですけれども、そういった判断もあろうかと思います。

続きまして、新規就農者確保の事業でございますけれども、こちらの真ん中の欄です。農業次世代投資資金はお一人、下の新規就農者確保促進事業資金としては3人の方が利用しているということで、令和元年度に関しましては4人の方が新規就農ということで認識しております。今後の見通しでございますけれども、その後も新規就農の相談はいただいております、今の段階で把握しているのは個人で2名、法人で1名というような再開に向けた動きがございますし、あとは新規就農フェアに私ども実際出展いたしまして、そこに来ていただいた方何人かいらっしゃいますので、そういった方に町に来てもらうような活動をしながら新たな新規就農の確保を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、有害鳥獣の報酬が確保した町民にも支払われるかということでございますけれども、こちらの報酬に関しましては有害鳥獣の捕獲隊が捕獲した有害鳥獣に対する報酬でございますので、町民の方への対応ということは、支払いということはありません。やはり、猟友会に所属しており、狩猟免許を持っている方をお願いしているということでございますので、そういうことでございます。ただ、今年度におきましてはアライグマに関してそういった町民の方も参加していただくような仕組みを考えてございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ニホンザルの対策ですけれども、こちら令和元年度の実績としてゼロ頭となっております。平成30年度に関しては7頭の実績はあったんですけれども、なかなかニホンザルの捕獲が進まないという状況がございます。前年度から、今年度も続けておるんですけれども、浪江町と小高区にまたがって行動しているサルの群れが住環境や農作物への被害を最も与えている群れでございますので、復興庁や福島県小高区と連携しながら群れの大規模な個体調整をすることの検討を進めてございます。

主要施策の成果70ページの多面的機能保全向上活動でございます。こちらは、7団体9行政区への補助を実施しております。去年の、令和元年度で申しますと、復興組合に関しては14組合ございましたので、まだまだ半分は取り組んでいない地域がございます。地域の独自の活動に有効に利用していただく資金となりますので、おっしゃるとおりよい制度だと思っております。来年度も各地域での立ち上げに向けて今各地域にその事業内容の説明を進めるように計画してございますので、しっかり地域との、取り組んでいない地域との話し合いを進めて事業化に向けて進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） いこいの村のマイクロバスについてのご質問でございますが、本来、昔のようにいこいの村と目的地、例えば駅往復だけするという方法もあるんですが、その運用経費が経済産業省から出るということがありまして、町の主要部分を巡回しながら回っております。始めた当初、そして昨年度においては1日平均10人弱の、七、八人の利用でございます。ただ、1週間に1回とか、そういうときに団体さんが泊まると、そのときは20人、30人どっと乗って外食に行ったりということもございました。やや低調であるということもありまして、広報に力を入れ、駅前にその中身を貼ったり、今度、道の駅から行くように道の駅も一旦寄るようなコースも加えたところ町内でも、中だけでも使う人もこのごろ出てきたということですので、今後PRを一層強めていこいの村の外食の方、それから町内の方も気軽に、その部分だけ、移動するだけでも使えますよということをPRしていきたいと思っております。

次に、産業団地の今後の予定ですが、藤橋産業団地と北産業団地は完成して、いつでも供用できる状況であります。南産業団地は今第1工区を造成して、今年度の3月もしくは来年度の4月ごろ完成できます。そして、第2工区はその1年後ないしは1年半後、第3工区はそのやっている間に実施設計をして造成を始めていきたいと思っております。木材製造拠点の予定ですが、建物の集成材棟のみにつきましては今年度末に建物だけできるんですが、その周りの外構、これが今年度で完成できないものですから今回継続費に計上させていただき、今年度と来年度で集成材棟の周りを行います。さらに、立地補助金で行う製材棟の部分、これは来年度に建物をつくってまいります。そして、来年度末には全てがスタートできるという目標でやっております。

その木材はどこの木材かと、これは福島県の林業の振興という

ことでやっておりますので、原則として福島県の材木、会津であったり中通りであったり、次第に時がたてばこちら、浜通りのほうも使うときも来るかと思うんですが、今のところはそちらのほうの県産材でやっていくという予定でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 中心市街地の検討において、どのようなことをすべきとなったのかというご質問でございます。

中心市街地、これまで民間をサポートするような様々な支援策を講じてきたわけですが、なかなか復興、復旧が進んでいない状況がございまして、逆に家屋の解体等が進んで寂しい状況となっているところがございました。そうした状況の中で、町が先導して整備するエリアを設ける必要があるのではないかとということが大きく一つ決めたところでございました。その先導整備エリアの中でどのような機能が必要かということも検討しておりまして、町なか居住機能ですとか、それから東西連絡機能、それから商業業務機能、交通の結節点としての機能、そういった機能が必要ではないかというふうに話し合ったところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 52ページ、合併浄化槽設置事業に関連したご質問にお答えいたします。

皆様ご存じのとおり、まずは建物を設置する際にはその区域が下水道区域かそれ以外かということで、設置者が、または業者ですが、役場窓口のほうに確認することとなっております。その際に、まずはその接続区域であった場合は基本的には下水道の接続が基本となっております。その距離が長いまたはレベルが合わない等の支障があります際には、例としてはポンプアップするような事例もあると伺っております。今回、合併浄化槽を入れるといった場合の事例については、ちょっと私今回伺ってはございませんけれども、そのような費用の面で下水道接続がいいのか合併浄化槽がいいのか、そういった面も含めて下水道担当のほうでご相談するような形をしております。

次に、62ページの水道の事業についてでございますが、この事業費につきましては、掲載事業につきましては総額とあと相当額載せておりまして、いずれも事業割合3分の2、再生加速化交付金の対応となっております。3分の1については自主財源でやっておるのでありまして、今回、議員おただしの財源の不足は起こらないのかということでございますが、計画的に今回団地整備、南だけに限

らず棚塩産業団地の整備等に補助金、加速化交付金を財源に整備進めておりまして、そちらのほうの資金計画もきちんとやっております。あと、今回の南産業団地の整備につきましては、苅野取水場、棚塩は苅野系統の水を回すのがメインでございまして、南のほうにつきましては小野田取水からの高区排水系統で排水しておりますので今回減圧分の影響はないと聞いておりますけれども、実際に現況で減圧しているところがあると伺っておりますので、そちらのほうは今度とも対応してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野です。

何点か再質問させていただきます。

農業委員会のこと、64ページで農業委員会のほうのことで質問をさせていただきました。私自身もこの中心の田畑でありますと、やはりよその農家に迷惑かけるのでこれは続けていかななくてはならないというふうに思いますが、そういうふうでないところは、私自身も山に戻すかなというふうな、そういうふうな考えを持っております。そういうふうな中で、実際田に木が生えているというところがあるわけでありまして、どのような手続をすれば戻せるのか、簡単な、そういうふうな手続というふうなものはどういうふうなことなのかお伺いをいたします。

それから、64ページの農業振興事業というふうな中で、3人が新規就農あるいはそのほか4人ですか、そういうふうな方々がおられるというふうなことでありますけれども、よその町村の例を挙げて申し訳ありませんけれども、飯館村では転入者が100人を超えていると。葛尾村で転入者が113人というふうなことでありますけれども、浪江町ではこの町外あるいは県外からの新規就農者はおられないのかお伺いをいたします。また、どのような方法で今後そういうふうな新規農業者を増やしていくのか、そういうふうなことをどういうふうに考えられるのかお伺いをいたします。

それから、サルの子では、今幾世橋の小学校のところにまで来ておりまして、この下のほうに被害が及ぶようになるのはもう時間の問題かなというふうに思っております。それで、アライグマは今度は町民も参加してのそういうふうな駆除を、あるいはこの報償をするというふうなことのようですので、これよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、またちょっと提案ですけれども、この電気柵とかワイヤーメッシュの柵が大変多くなってまいりました。そういうふうな中

で、地域を大きく考えての対策というふうなことはできないのかお伺いをいたします。

それから、40ページの多面的向上活動事業というふうな中で、これ大変いい制度でありますけれども、本来14組合があつて、現在は7団体9行政区が活動しているというふうなことであります。そういうふうな中で、町のほうでもこういうふうなことに力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、76ページの産業団地整備事業というふうなことでは、この材木は県内産を使うんだと。とりあえず双葉郡のはその県中、会津、そういうふうなところで材料を生産をして、そして双葉郡はその後だというふうなことでありますけれども、どちらかといえば双葉郡の材木を優先して使っていただきたいというふうに思いますけれども、何か問題点というふうなものはあるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、農地に関しまして、どういう手続かということでございますけれども、完全な詳細というところはあれなんです、農地の非農地であるという証明を農業委員会を出しまして、そういったところもちまして農地地目の変更をしておくというところがございますが、今手元に詳細な手続というものがございませんので一旦こういった答弁にさせていただきます。

次の、転入者が100人を超えているということで、飯館村に関してということなんですけれども、先行する優良事例ということでございますので、そちらのこういった取組があるかということも今後参考にさせていただきたいと思います。また、現状こちらに、主要な施策の成果で示させていただいた施策で新規就農を獲得しているわけなんですけれども、この現状とか利用のしやすさ、何かもっと支援すれば進むものがあるかというところを研究しまして、新たな取組または県事業などを有効活用できるのであればそういったものを組み合わせて進めていきたいと思います。そして、県外からの参入というのはどれくらいということなんですけれども、去年の状況で申しますと、もともと町内にいた方であったり息子さんが帰ってきてやるというような状況でありますので、純然たる町外からの参入ということはなかなかなかったかなというところがございます。ただ、今年度に関しましては法人が新たに参入するという動きもございますので、今年からはそういった事例も出てくるのかなというふうに

考えてございます。

続きまして、ご提案いただきました電気柵やワイヤーメッシュ、今個別の農地に関して申請いただいて対応している状況でございますけれども、ご提案のとおりもっと広い区画、何人か協働した中で広い区画で防御するということは大変有効であると考えておりますので、現在各地区で実施している集落点検の中でそういった取組もできるかどうか地域の皆様と話し合いを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 林業につきましては、私も詳しいことは分かりませんが、イメージであったり様々な問題を検討し、究極的には双葉郡の材料も使うように努力していくべきもの、それが目的としていくべきものだと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問。

ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、主要な施策の成果で66ページ、67ページ、ちょっと合わせた形で初めに質問させていただきます。

除染後の農地の保全管理ということで、昨年までは結構な形で農地が管理されていたのかなと思います。今年度は若干条件も変わり、保全の管理状況はあまり芳しくなくなっているところも出てきているように個人的に思います。その上で、そこのずっと下のほうに来ると営農再開に向けた復興組合支援というのはどのような支援をされていたのか。また、その下から2つ目の管理耕作するものへの支援というのはどのような支援だったのか、簡単にお伺いします。

それで、次のページの67ページなんですけれども、イノシシ752頭ということで、たくさんのイノシシを捕獲されて成果が出ているのかなとは思いますが、この保全管理事業が今年は若干あったとしても来年とうとうなくなるとこのイノシシがかなり増えるのかなと懸念されます。そこで、先ほどもいろんな形で答弁は聞いているんですけれども、やはり地域の住んでいる方と共有していろんな対策を取らなくてはだめかと思います。町では、口だけではなく、こういう課を、以前に、作ったらどうですかというような私、一般質問でやったんですけれども、検討しますというようなことだけで全然実態に沿っていないのかなと、町の課の行動が。その辺を、この金額と併せて、いやいやこの金額の中ではそういうこともやっていますと。しかも取り組んだ上でのですというのかどうかお伺いします。

また、ニホンザルの0頭ということで、14番議員も言っていましたけれども、これ前回も私ちょっと聞いていて、前は2つの群れがあって、調査中ですよというようなことで、今回も1つの群れを調査をするということで、全然進歩、1年たっても進歩がなかったのか結果が出なかったのかがちょっと分からないですけれども、町のやる気度が見えないんですよ。それで、サルは、今収穫の秋迎えるのと里山から下りてきて農作物をかなり駄目にするというか、勝手に荒らしていく状況が目につくんです。私の近所でも畑があるんですけども、この時期がよく被害になっているんです。町はどういうような、人任せと言ったら失礼なんですけれども、どのようなことをやられているのか。以前の答弁もあるんですけども、今回どういう答弁されるのかどうかちょっと気になるんですけども、そこを。いや、これやっていますよというのであれば、ちょっと実績、町がやっている行動をお願いします。

また、あとは先ほどの14番議員とまたダブるんですけども、70ページの多面的機能の保全の補助活動事業。これ、大変頑張っている地区の方がいて、やってお金ももらえていいのかなと思うんですが、これに参加できない団体というのは実際的に組合というかがうまく活動していない地区なんですよ。それは多分分かっているとは思いますが、そこで、来年あたりから水が田んぼにかけられるような状態が増える地区が増えるんですが、水路、農道、ため池の整備できない地区の方は、二、三人では無理だと思うんですが、逆にこれできないところは町でやっていただけるのかどうかをよく聞かれるんですけども、やれるんですよというのであればそういうことを聞きたいんですが、いやいや町ではそういうところは全然考えていませんと、もう地区の人でやってくださいというような説明なのかどうかを再度お伺いします。

あとは、ため池の工事なんですけれども、ちょっとページ漏れたんですけども、多くのため池の除染工事が完了したということで、大変農業者にしては管理するのに放射能の害もなく安心してできるのかなと思うんですが、その後の管理はこの多面的、すみません、69ページでした。この後の管理、ため池は官地だから町の財産だとは思われるんですけども、この管理が先ほどの多面的でできなかった場合、くどいようなんですけれども、町で管理するのかどうか。浪江町は多くのため池があるので、その辺は、今までは地区の方がやられていたとは思いますが、これからできないところは町で管理していただけるのかどうかを、多面的のお金のやりくりと町の計画等々で合わせた中で質問します。

最後になりますけれども、119ページの診療所の件で津島、浪江合わせてなんですけれどもお伺いします。特に浪江なんですけれども、帰ってきた町民の方が診療時間の見直し等々はないのかと……

○議長（佐々木恵寿君） 山本議員、診療所がまだ入っていないので。

○12番（山本幸一郎君） ごめんなさい。診療所は入っていない、ごめんなさい。では、そこを初めにお伺いします。すみません。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、除染後の農地の保全管理にかかわりまして、復興組合の支援というのはどういうことかということでございます。主要な施策の成果で申しますと、66ページになると思います。

営農再開に向けた復興組合支援ということで6,379万289円ということで、こちらに関しましては14地区で復興組合運営していただいております、そちらの運営経費でございます。会議費であったり交通費であったり、あとコンサルタントへの事務委託費、そういったところがこちらの中身になってございます。

続きまして、管理耕作の中身でございますけれども、管理耕作するものの支援は8団体で18ヘクタールで水稻の栽培を実施していただいておりますので、その管理耕作に対する支援となります。

続きまして、イノシシでございます。保全管理事業がなくなるとイノシシが増えるんじゃないかということでございます。現状でございますけれども、地域の皆様と対策について話し合いはしているところでございますけれども、こちら年間、令和元年度で752頭捕獲隊により捕獲されているというところでございますが、なかなか完全にイノシシ被害がなくなる状況には至っていないというところでございますので、引き続きこういったものは進めてまいりたいと思います。ご質問のものに対しましては、現状はこういった取組でございますので、これ以上の対策、独自の対策というのはなかなかできていないという、やっているとすれば県などの、県が主催する講習会の地区での実施とか、そういったところで地域の皆様にも参加していただいておりますのでございます。

続きまして、ニホンザルでございます。群れ自体は幾つかございまして、先ほどは南相馬市小高区と浪江にまたがる群れがかなり獣害被害を起こしているという調査内容がございますので、そういったものを対応しているところでございます。捕獲実績が0頭ということでございます。町としても捕獲の中でおりなどを設置してやっているとございますけれども、なかなかそこに入らないとい

うところでございます、花火などの追い払いなどは実施しておりますけれども、根本的な対策がなかなか取れていないということでございますので、他自治体事例であったり県と相談しながら有効な対策を検討してまいりたいと考えてございます。先ほどは、そういった作業をお任せということのご質問でしたけれども、そういったことにならないように町としても対策を考えていきたいと思っております。

続きまして、多面的組合が活動していない地区があるのはなかなかそういった対処が取れないことが原因であるということでございます。それに対しては、一応来年に向けて取り組んでみたいという地区も何地区か相談をいただいているところでございますけれども、聞き及ぶところでありますと、お話のとおりなかなかそういう体制をとれないというところも聞いております。今の段階で具体的にこういったことをしますというところは、そこまで検討に至っていないところではございますけれども、現状では地域でなかなか対応し切れないような、泥上げとか、そういったものには町で対応しているというところもございますけれども、全体的に恒常的に、通常からなかなかそういうことは対応できていないというか、町としては対応する体制ができていないということでございますので、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

それから、最後、ため池の工事でございます。ため池、今の段階で4か所完了しまして、もうすぐ2か所完了します。その結果を皆さんや町民にもお示しする予定にしております。その後の管理でございまして、地域で、震災後であれば地域で管理していただいております。先ほどの多面的機能の答弁とも重なるところではございますけれども、町でどのようなことができるか、地域で管理していただけないため池が今後どのような状況になっているかというところが、そういった視点で整理できていないところもあります。ただ、なかなか町で全て管理するというのは体制的には厳しいというのが今の状況ではございますけれども、地域の皆さんと話合っただういった課題、こういったところは町でできるかとか、そういった話合いの中で今後そういったところを把握して対策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、再質問させていただきます。

初めに、66ページの管理耕作する者への支援ということで、8団体、380万円相当のお金が出ています。これ、限度額は1団体幾ら

なのか、また最高もらっている団体は幾らだったのかとお伺いします。

また、ちょっとニホンザルの件なんですけれども、0頭で、捕獲がうまくいっていない事実はよく分かります。ただ、毎回この質問するときだけで、現実的に町が何しているというのを見たことも聞いたこともないんです。先ほどの答弁も県もしくはこういうことを考えています。毎回それだけで、これから多くの就農者を望む浪江町にとって、このイノシシとサルはかなりの打撃になると考えています。多分課長もそう考えているのかなと、町長もそれは認識しているのかなと思うんですが、なかなか難しい案件だとは思いますが、これをちょっともう少し力を入れて、あえてまた昔の一般質問に戻るんですが、専属の課を農林水産課の中に置くべきだということと言ったとき、そのときは、そのときの町長は前向きに考えてやりたいと言ってはいましたが、今の状況には至っていないなと思います。再度、くどいようなんですが、この状況を見てどのように思うのか。また、いや今年度は対応していますよと言えるのかどうか。お金と頭数の関係でお伺いします。

また、先ほどのため池の件であったんですけれども、せっかくこれだけのお金をかけてきれいにさせていただいて、万が一、鳥獣害対策が余りにもひどくて、作ってもこのような浪江の地区だと放射能の風評被害もある、また鳥獣害対策でやる気が出ないとため池の整備どころではないと思われるんですけれども、やっぱりそういう全体的なことを考えれば、初めのうちは町で管理していかないと数年ですぐ繁茂してすごい状況になるのは目に見えていると思われるんですが、やはり住んでいる方が少ない浪江町にとって、こういうようなみんなが使うと言ったらあれなんです、ため池等々、もしくはそういうところの管理は町が初めのうち先頭に立ってやらないといけないと思うんですが、再度これからの管理体制をどうするかお伺いします。先ほどの、その次の多面的機能向上のときとこれダブるんですけれども、こちらのほうでは少し検討できないところは泥上げ等々しますとか、こう言ってくれるんですが、やっぱりそれと同じような条件に値するのかなと思われるんですが、再度質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、管理耕作をする者への支援の中身の中で一番大きい金額でございます。中身といたしましては、北幾世橋地区で6.28ヘクター

ル水稻を作付実施しておりまして、131万8,800円の実績でございます。あとは、限度額でございますけれども、これは営農再開をして、自作地ではなく、なかなか避難先から帰ってこられない方の農地の管理ということでございますので、そちらの面積が広く取り組んでいただければいただくほどそれは対象になっていきます。

それから、イノシシとサルの特任係ということでもありますけれども、ここで私即答はできないですけれども、体制の強化は必要であるとは、係りの人員なのかということで、そういう課題はあると認識してございます。それから、サル対策でございますけれども、実際、現状去年と明確に違う対応ができている状況にはなってございませんので、今いただいた質問に対応できるよう効果のある防除対策を考えていきたいと思っております。

それから、ため池の管理でございます。いただいたご質問は理解いたしました。なかなか、やはり管理が維持できないため池もあるということでございますので、農業施設で町が対応して、地域でなかなか対応できないもの、大きいものは対応している面もございまして、今実施するということまでではお答えできませんけれども、大きな課題として認識させていただいて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、1時30分まで昼食休憩とします。
（午後　0時01分）

○議長（佐々木恵寿君）　それでは、再開します。
（午後　1時30分）

○議長（佐々木恵寿君）　ほかに質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君）　9番です。

まず、今回の決算で投資的経費が、主要な施策のほうで言うと9ページ。125億、約130億ということで、構成比が34.6%と。これ、実は私の所属する産業・建設常任委員会のほうのほぼ所管でありまして、掘り下げていろいろ3日間ハードに委員会をやりました。

しかし、残念ながら今日、事件の訂正が2件、主要な施策の訂正も、これ6件、合わせて8件ですが、所管する課の訂正でありますから、委員会では議論をしまして敬意を表したわけですが、しっかり緊張感を持って今後、事業もしくは業務の遂行に当たっていただ

きたいとそうに思います。

それを申し上げて、ちょっと具体的にそれでは質問します。

まず、決算書46ページ、歳入のほうの町税ですね。町税に関しては、監査委員の意見書にもありましたが、収納率98.8%、前年比0.1ポイント増加ということで努力は見られたのかなというふうに思います。

他方、滞納繰越分についての収納率は40.1%で、個人町民税の滞納繰越分として収入未済額115万5,751円と載っておりますが、5年時効というのもございますから、遡って年度別にこの未済額、滞納繰越分の年度別の明細が分かれば教えていただきたいと思います。

併せてこの不納欠損額についての説明6万2,000円の、約6万3,000円ですか、その説明を求めたいと思います。

あとは、主要な施策で何点か質問したいと思います。

まずは、主要な施策の37ページ、私の所管、委員会の所管する外で質問しますと介護福祉課のほうになりますけれども、緊急通報システム事業についてお伺いします。これは独り暮らしの高齢者などに対しての緊急センター等の通報の事業でありまして、平成30年度、55件と。この決算によりますと88件と。携帯電話のほうが33件増えております。この増えた理由についてどのような分析をされているのか、お伺いします。さらに、独り暮らしの高齢者の実態について、それと照合すれば分析は可能かなと思いますので、教えていただきたいと思います。さらに、緊急センターに通報があった件数は何件かということも教えていただきたいと思います。

今、孤独死、今年もありましたから、孤独死の関係からも防ぐためにもしっかり強化しなければならない事業だと思っておりますから、分析と今後についてお伺いします。

それと、87ページ、中心市街地の駅周辺の拠点形成に向けた調査事業ということで、午前中の質疑にもありましたが、検討資料の作成について先導整備をしなくてはならないと、町なかの居住とか商業とか東西通路などについて検討資料を作成したものだと思います。その内容についてもう少し肉づけをしていただきたいと思います。

さらに、今年度、一団地事業は着手されましたが、この調査をどうその一団地事業に生かすのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと2点ほど。93ページ、これは総務課所管で非常備消防事業で、これも午前中ありましたよね。この文中、下から2段目、さらになんですけども、林野火災の対策としてジェットシューターやどうのこうのと、購入したとなっております。今回、今回じゃない、

令和元年度は山林火災はこれを使つての消火活動はなかったと思いますが、この購入後の訓練ですね、訓練はどうであったかということをお伺いします。

最後に、97ページ、海外学習事業で、ちょっとこれは素朴な疑問で、児童生徒の海外学習事業だということで、内訳が児童3名、生徒1名の児童生徒が4名、それに関わる引率者が6名となっています。普通に考えれば児童生徒よりも引率者が多いということで、先生方の海外研修かなんても取られますんで、この引率した先生の役割についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 決算書45ページの町税の関係についてお答え申し上げます。

まず、個人町民税、滞納繰越分の収入未済の年度別の件数内訳というご質問でございますが、まず平成30年度が9件、平成29年度、1件、平成28年度が2件、平成27年度が2件、平成26年度が1件が内訳となります。

次に、不納欠損、個人町民税で6万……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○住民課長（中野隆幸君） 額につきましては、決算書の収入未済額の115万5,751円、それが収入未済額となります。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午後 1時39分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時41分）

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 大変申し訳ありません。今ちょっと集計、手持ちでございませんので、件数でお答えいたしたいと思います。

それでは、次に不納欠損6万2,972円でございますが、これは1件ございました。不納欠損とした理由としましては、地方税法第18条、消滅時効によるものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 緊急通報の件についてお答えします。

緊急通報につきましては、独り暮らしの高齢者のほかに老老世帯、あと日中に高齢者のみになる世帯についても設置をさせていただ

ております。そういうことから、設置台数のほうが増えていると認識してございます。

続きまして、緊急通報のあった件数につきましては、2件ほどございました。そのときに、一応救急車のほうを配置し、無事病院のほうに搬送されました。

続きまして、高齢者の生活の状況、医療介護の状況により訪問回数のほうについては3段階に分けて訪問活動を行っております。具体的に一番多い回数ですと週2回、あとは週1回、月1回と3段階に分けて訪問してございます。引き続き、訪問活動には力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 中心市街地の検討内容についてもう少し肉づけをということでございましたので、もう少しご説明させていただきたいと思います。

中心市街地につきましては、最初は東西自由通路をつくれないうことで財源交渉を進めた経過がございましたが、これが非常に厳しい状況でございまして、なかなか認められなかったという経過がまず前段としてございました。そうした状況の中で、中心市街地の状況もだんだん非常に解体が進んだりして、寂しい状況が進んでまいりました。

町として、そのアンケート調査などもやってございます。土地、民有地でございますので、所有者が活用するのが基本となりますので、こういった活用を考えているのかというようなアンケートもしたところでございますが、自分で使って何かをするというようなお答えは非常に少なかったという経過がございました。

それから、企業アンケート、東京のほうの企業になりますが、浪江に来て企業立地するような意向がないかどうか、企業アンケートなども行いました。この回答ならというようなところには、職員が東京に出張したりして、直接会って話をヒアリングしてきいたりもいたしましたが、浪江の中心市街地に進出したいというような企業はないという状況でございました。

それから、産業振興課のほうで様々な光熱水費補助など、様々な従来の事業者への支援などを行ってきたところでございますが、なかなか昔のにぎわいを取り戻すというようなところには至っていないという状況でございました。

そうした中心市街地の状況とはまた別の課題でございますが、新たな課題が発生してきておりました。それが、住宅の課題でござい

ました。住宅につきましては、当初は作業員の方々のアパートに住まわれて、アパートが不足しているというような、当初はそういう状況でございました。通勤族の方もアパートがなかなか見つけれないというような状況でございましたが、後半になってまいりますと、さらにそれに拍車がかかりますというか、企業誘致などが実現してまいりましたが、その誘致した企業の社員の方がなかなか住む場所がなくて、せっかく企業誘致に成功しても浪江町に住んでももらえない状況になるのではないかという懸念も発生してきたというそういった住宅を取り巻く状況も発生してきたところでございます。

そうした状況を踏まえまして、町としてまず中心市街地の顔となる駅前周辺エリアについて先導整備エリアとして町で整備するエリアを設けていくべきではないかとさせていただきまして、さらに先ほど申し上げた住宅の問題などについて郊外型のニュータウンを造るのではなくて、中心市街地のほうで何とか検討していくことはできないかということで、居住機能の検討をここでするべきではないか。それから、東西自由通路も駅の東西を結ぶ重要なものであるということで、それについてもこの検討材料としていこうではないか。従来からある商業の機能ももちろん検討しつつ、駅がありますので、駅から降りた人が違う交通手段に乗り換える交流の機能、そういった4つの機能についてもこのまちづくりの中で検討していくべきではないかというふうにさせていただいたところでございました。

一団地事業との関連でございますが、一団地事業の計画策定費、これによりましてこの調査によりまして計画策定費のほうが認められまして、今年度、その費用でまちづくりについて検討していくということになってございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 消防団の訓練の件でございますが、消防団の訓練につきましては、今現在、合同によります訓練を行っております。その中で、実際に小型動力ポンプによります放水なども行いながら訓練を行っているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 主要な施策の成果97ページ、海外学習事業の引率の件でございます。引率のそれぞれの役割ということでございますけれども、前段で参加者、児童生徒3名、1名ということで全4名の内訳でございますけれども、なみえ創成小・中学校から3名と、それから二本松の津島小学校から1名というような形での参加となりました。

そういった中で、引率の内訳でございますけれども、代表といたしまして創成小学校のほうから校長が、この海外学習の代表といたしまして1名、それから2人目が二本松の浪江小学校のほうから生徒指導という役割で教頭が1名、それからそれぞれの学校からその距離の、移動距離が長いということやその負担が一定程度予想されるということから、養護教諭がそれぞれの学校から1名ずつ参加しております。それと初めての海外学習ということがございまして、浪江町でお願いしておりますALTのほうがなみえ創成小・中学校のALTが1名参加しております。

最後にですけれども、今回の事業に関しましては学校事業というわけでございますので、その町の事業ということで町のほうから1名参加しているところでございます。いわゆる行程の調整といったところで参加しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ただいま発言の中で浪江小学校と申ししたところが、津島小学校の誤りでございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） まず、町民税の不納欠損については1件があって、これは時効の分だということで、先ほど年度別に教えてくださいといった理由は、やはり5年時効はないようにということで、収納努力してくれと。意見、監査のほうの、監査委員の意見書にも税負担の公平性が求められると、収入未済額の発生防止、早期対応策を講じ、徴収不能とならないように取り組んでいただきたい旨の掲載もありますので、私からもそういう観点で質問しましたので、今、急な質問で額が把握していないということですが、こういう額も把握の上、しっかり取り組んでいただきたいと思います。これも要望です。

次に、緊急通報システムについては、2件の通報があつて救急車が出動して対応したと。また、訪問もしているということで、孤独死を防ぐような高齢者等も独り暮らしが多いということですから、それも要望になりますがしっかり取り組んでいただきたいと思います。

中心市街地関係で、一団地事業が今年度から着手されて、そういう調査の基に生かしていきたいということですが、14日の委員会で現地調査を行いました。棚塩産業団地です。棚塩産業団地を見ると、

F H 2 R、水素製造があつて、ロボテスの滑走路、管理棟があつて、今、木材製造の急ピッチで建屋が建っておりまして、非常にあそこに行くとも町が復興しているなというような、目に見えた形の復興が見えますが、反面、駅周辺を中心とした中心市街地、これ実際動いていないというふうに私は思っております。特に調査、この決算の調査の前に中心市街地の再生実施計画もあったわけですから、ぜひ目に見える形で事業に取り組んでいただきたいと思いますし、定住・移住促進の観点からも中心市街地が寂れていては、なかなかその事業も成功しないと思っておりますので、この辺は町長から決意をもう一度伺いしたいと思っております。

消防団の関係でいいますと、その林野火災対策としてジェットシューターや特別な林野対策の消防備品というんですかね、そういうのを購入したということで、その購入後の訓練は合同訓練を実施した際にやったということで理解してよろしいのか、購入後のその消防機材というんですかね、そういうのはしっかり訓練はしていますかというような質問ですので、いま一度お願いします。

最後に、海外学習に関しては、これは前、議会で私、申し上げましたが、遠くのオーストラリアだけではなくて、行程上、時間の負担、生徒の軽減をするのであればグアム・サイパンなんかも適地ではないかということで申し上げましたが、この行程調整で町職員1人と、あとALT2人などなど引率の役割等については理解できましたが、そもそもが児童生徒のための事業だと思っておりますので、児童生徒が参加できるような環境をつくって、海外学習を実行していただきたいと思いますと思いますが、その辺は教育長に答弁を求めて、私の再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

町長。

○町長（吉田数博君） それでは、ただいまおただしの中心市街地の再生についてでございますが、先ほど馬場議員にもお答えしましたように、大きな課題の一つだと認識しております。

そういった中で、駅前には町の顔の整備ということでございますので、また一方でインフラ整備については2万人のまちづくりということで整備を進めてまいりました。そういった中で、先ほどもご質問いただきました住宅整備についても、町なかに住んでいただきたいという思いでいる部分がございますので、しっかりとこの町の顔を整備してまいりたい。それは大きな課題だと認識しております。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 再度、消防団の訓練でございますが、現在、

まだ消防ポンプによる放水というか、そういった操作の訓練にとどまっております。林野火災という意味では、広域圏では常備消防のほうで郡内合同訓練等も行っておりまして、町からも数名参加しております。そういった意味では、今後、室原、末森等の帰還困難区域も解除になって、森林火災等の危険というか、そういう可能性もあると思いますので、林野火災についても合同訓練の中に徐々に取り入れながら対応していきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 海外学習についてでございますけれども、確かに児童生徒が主役ですので、参加しやすいようそのような場所も含め設計等を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 質問させていただきます。

この事業で、ここに今年度と前年度の患者数の人数が載っています。それで、多くの町民の皆様というか、浪江に帰還された方によく聞かれるんですけども、診療所は1つしかないんですけども、土曜日もしくは日曜日やれとまでは言い難いんですが、土曜日半日やっていただけないかとか、あと診療時間を3時半ではなくて4時まで受付してくれないかとか、そういうような要望がございます。多分そういう要望は、担当課の方も分かっているかと思うんですが、以前の木村先生のときはそうだったと思うんですが、改めて今回代わられた先生になられて、何かそういうような前向きな対応のお話は先生にされたかどうか、初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 診療時間の延長については、先生ともご相談はしております。先生の意見としては、診療時間を延ばした場合、それが際限なく続く。そうすると、診療時間も当然長くなってきて、例えば応援の医師についても帰りが遅くなったりする可能性があります。また、例えば現在でも3時半に受け付けして、点滴等の処置をした場合、診察終了は5時近くになります。そこでまた4時に受付をしますと、またそれ以上5時半とか、場合によっては6時まで診療時間が延びてしまうことも懸念されます。

また、土日の診察でございますが、現在、契約では平日のみの勤務となっておりますので、ちょっと土日の診察は難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 難しいのが分かって質問させてはもらっています。これも前、一般質問でやらせていただいたんですけども、課長は淡々と答弁されましたが、医師の先生に聞いたときは、それほど頼まれていなかったというようなことで、どこまで課長のお話なのかもちょっと疑問点もあるんですけども、やはり万が一、月木とか、たとえ週に2回は長いとか、何かそういうような前向きなお話等々はないのかなと。また、毎回点滴やっている患者さんがいるとも思われないんで、そういうときはしょうがないのかなと思ってそのときは残業とかしていただく方針とかもあっていいのかなと。

そこで、ちょっと質問したいんですが、契約の時間帯というのは、私もよく昔は診療所でお世話になっていたんですけども、夕方頃になると先生いないんだけれども、通常5時まで待機しているのかとよく聞かれます。その辺はどういうような町と先生との契約はどうなられているのか、再度お聞きいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 契約は9時から17時までとなっております、先生には17時までいてもらっております。

契約で9時から17時となっておりますので、そこを延ばすのはちょっと難しいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 何でか課長が勝手にそういうのを今答弁していますけれども、私はそのとき4時までの受付とかの変更等々も考えられないのかと言ったんで、そういうような受診できるような患者もいらっしゃるかとは思いますが、そういうような課長

の判断ではなくて、そういうお話を医者先生としていただけないかと言っているんですけれども、課長に聞いているんじゃないですよ。そういうお話をしていただけないかと言っているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 今後、所長と相談してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 下水道事業も大変苦勞なさっているというふうに思います。端的にお尋ねしますけれども、令和元年度の下水道の収入事業は震災前、平成22年と比べた場合どの程度なのかということについてお尋ねをいたします。

なお、具体的には接続戸数、それから下水道の使用料収入についてお尋ねをしたいというふうに思っています。

それから、今後の下水道事業の経営の問題ですけれども、元年度の東電賠償5,200万、前年度は6,790万ですから6,800万ということで、東電賠償も決算前年対比で等々減っていると。したがって、減っていることについてどういう理由で減額になっているのかと。

それから、今後の経営見通しと東電賠償の見通しについてどうなっているかということについてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） まず1点目の平成22年度収入については、ちょっと資料持ち合わせないので、今調べさせていただきます。

戸数と言っていました、私の手元にあるのが平成30年度と令和元年度の下水道の使用料の調定の件数の累計で申し上げます。平成30年度の調定累計の件数は3,916件で、令和元年度の決算の調定累計の件数が7,230件と約倍になっていることから121ページの決算で増減率102.7%の増となっていることと私は考えております。

賠償につきましては、前年度、平成30年の収入が5,810万、すみません、これ雑入入っていますんで、ほかのものも入っていますので、平成30年度の賠償収入は5,810万908円で、令和元年度の賠償は

5,207万7,142円です。令和元年度分は、平成30年度分につきましては、その前年度、平成29年3月分1か月分も含まれています。平成元年度分の収入と平成30年度分の収入の差については、単純に使用料の増によるものだと考えております。

最後に見通しですけれども、こうやって私もやってきますと、実際に東電賠償がなければ、実際に事業運営はできないということで、今後も東電賠償につきましてはきちんと算定して求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 接続戸数については分かりました。

なお、使用料収入についてはもし分かったらばお答えいただきたいというふうに思います。

今、回復の状況については計算をすれば分かるわけですが、担当課としてどういうふうに把握しているかということも大事ですので、改めて回復の割合についてお尋ねをしたいと思います。

それから下水道事業の今後の経営と東電賠償との関係だけでも、決算上も明らかなように東電賠償がなければ継続すら困難になってくるとことは私も分かります。担当課長としてもそういう認識だということで分かりましたけれども、今後も継続できるように交渉するということですが、交渉はこれ1年ごとなわけでしょう。その際に、接続戸数は相当回復しているけれども、これだって平成22年対比でどうなのかということも今お答えにはなっていませんけれども、基礎になるのはそこだと思ふんですね。もちろん単年度の事業収入との関係で東電と交渉するということも大事だと思いますけれども、基本的な問題を押さえた上で東電と引き続き交渉するということが大事だと思います。課長のお考えをお聞きしたいと。

その上で、東電賠償の金額についてお答えがありました。元年度の賠償金は5,200万、今度の決算書に出ていますけれども、前年度の賠償金については5,810万プラス1か月分だと。5,800万を10万で割るのか、前年度分をその12で割って1か月分出すのか分かりませんが、もともとには去年の決算書はないのかな。前年度の東電賠償は6,790万7,000円というふうに私は調査したんですが、これは何かと混ざっているんですか。ちょっと課長の答弁と去年の決算書の数字が合致しませんので、整理してもらいたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 初めの質問にありました平成22年度の
使用料及び手数料の収入金額を申し上げます。1億3,494万6,991円
でありました。

初めに、最後の平成30年の賠償金につきましてですけれども……
〔何事か呼ぶ者あり〕

○住宅水道課長（木村順一君） はい、接続戸数につきましては、把握
しておりません。なぜかといいますと、接続戸数だと、公共桝の個
数になりまして、そこから各アパートが10戸ありましても公共桝は
1つなので、戸数的には1つと考えられますので、実際には比較で
は調定累計のほうが、増減が分かるような形で調定件数で私も説明
するようにしています。

平成30年度の賠償金の諸収入につきましては、平成29年分と平成
28年度分の3月分、要するに平成29年3月の1か月分が含まれた金
額となっていまして、純然たる1年間、平成29年度分の賠償金額は
5,810万908円となっています。1か月分の908万7,003円が合わされ
てこの6,700万の金額になっています。

先ほどの繰り返しになりますけれども、先ほど言った22年度の使
用料には、まずもって満たない収入分、要するに1億円近くあるわ
けで、この分につきましては、引き続き賠償を求める、または基金
の取崩し、一般会計の繰入れ等で今しのいでいる状況なものですか
ら、賠償のほう頑張っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 東電との交渉の件だけでも、私が言っている、
それでも一部答えたことにはなるんですけれども、基本となるべき
交渉の基本となるべきデータは、やっぱり平成22年度の事業収入だ
と。それから、接続戸数についても、これは事業体からしてそこを
外して実態を把握するというわけにはいかないわけだから、平成22
年度の使用料収入あるいは接続戸数それとの関係で、じゃ、本年度
は幾らの減収になっているんだと。

もちろん公共事業ですから、東電から金来ないからということで、
元栓を閉めるわけにはいかない。それはそのとおりだ。そのとおり
だけれども、そうならないように、東電とやっぱりしっかり交渉す
べきだと。

これまでの延長で賠償も継続できるということならば、私も安心
できるわけだけれども、東電自体が非常にその賠償に厳しくなって
きているわけだから、根拠のあるデータで迫っていくと。先ほどの
地方交付税の問題と同じですよ。そういう立場、そういう基本的な

スタンスで東電と交渉していくということを確認できますか。心配ないですか。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 課としては、今議員言われましたように、東電との交渉において基準年度使用料等収入という形の部分については、先ほどご説明した平成22年度の使用料が基準となっていて、そこに基礎額、固定費等から減収率等を掛け合ましての数値をはじき出して賠償額となっていますけれども、その分でまだ認められていない部分も多々あるという認識でございますので、今後とも引き続き丁寧に交渉してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 決算不認定の討論をさせていただきたいと思い

ます。

大きくは一般会計の中身と、それから浪江町国保診療所の工事請負費等の問題について述べて、不認定の理由にしたいというふうに思います。

まず、一般会計の問題ですけれども、町民の置かれている現状は、なりわいと生活は元に戻っていないと、それはもう町のいろんなデータからも明らかになっていると思います。

町民の暮らしぶりという点では、平成28年度の生活保護は14件、今年度途中で78件、考えられないような増加をぶりです。それだけ置かれている町民の生活が厳しいと。しかしながら、町は住民税の課税強化に踏み切ったと。去年までは決算前年度までは400万までは免税と。それが300万に免税基準を引き下げたという問題もあります。

もっと町民の暮らしぶりについて町のデータに基づいて示せば、町内での事業再開では、直近の全員協議会のデータでも再開届を出した者は167件にすぎないと。準備中のもの11件入れても180に満たないと。いかに事業再開が困難な状態に置かれているかと。

それから、いろんな角度から農業再開について問題になります。これも直近の全員協議会で担当課から出されたデータですけれども、水稻の栽培面積は今年度で約90町歩です。今、元年度決算を審査しているわけですから、失礼、そうですね、はい。27町歩にしかすぎないと。町の耕作面積については、いろんなデータがありますけれども、水田面積についていえば1,600ヘクタールでしかない。仮に今年度の直近の作付面積と比べても5.6%しか再開していない。だから、固定資産はあるけれども、避難は解除されたけれども、農業資産として活用できる状態でないと。

しかし、固定資産税も課税強化されていると。住民税も課税強化されていると。これが実態だと。

だから、町民のなりわいと生活再建を応援するという方向ではなくて、逆にやっぱり足を引っ張っているということが言えるのではないかというふうに思います。

2つ目には、先ほども決算審査で議論になりましたけれども、応急仮設住宅の打切りです。極めて重大です。しかも、帰還困難区域においては、双葉、大熊と極めて不平等な取扱いを受けていると。これに対して末端町村として県に一言あってしかるべきだという再三の質疑に対しても、そうはしないという態度です。町民がかわいそうだという問題ですよ。応急仮設住宅打切りでは、先ほども述べましたけれども1,281戸のうち1,193戸が打切りになっていると。その

上、今年の4月からは家賃支援事業が打切りになっていると。これは復興公営住宅に入っている世帯家族からすれば、文字通り暮らしが脅かされているという問題が明らかだと思うんです。

それから、3点目としては、請戸小学校、旧東中学校、現在の創成小・中学校を除いて避難解除区域の小学校、中学校は全て解体されると。これも議案上程のときに、私は3つの理由を挙げて反対討論しました。

結果、最近になって県内外に住む町民から何らかの形で残してもらえないかと議会に対しても請願をしたいと、そういう悲痛な叫びさえ聞こえてきている。震災で、もちろん町の財政厳しいというのは明らかですけども、震災で何もかにも失った町民にしてみれば、せめて思い出の学校を何らかの形で残す。私は全部というふうには言っていませんよ。コロナ禍の状況で、避難場所として利用することも可能でしょう。石井悠子議員がこの前の議会で一般質問したように、資料館として利用することも可能でしょう。もっともっと町民の声を聴くべきだと。被災自治体だからこそ町民の財産として、町民と共に残して、それを生かしていくと、そういう立場がはなから欠如していたということは明らかではないでしょうか。

さらに、我々の暮らしぶりとの関係でいえば、経済の底をぶち抜く消費税の増税はやるべきでない、怨嗟の声が上がりながらも強行された結果、浪江町としてもいろんな会計に消費税8%から10%で添加せざるを得ない、負担せざるを得ない、そういう極めて大きな政治的な流れの中で元年度の決算を迎えたということです。

それから、2つ目の浪江町国民健康保険診療所の問題で、所管ですから私は触れませんでしたけれども、決算書の207ページに工事請負費として防犯カメラ設置工事83万3,800円、医師住宅エアコン設置工事で99万2,000円。防犯カメラ設置については、外回りで不振な行動があつて、郵便箱が壊されたとかという問題があつて、外側にも防犯カメラを設置したことは承知しています。それは必要でしょう。

しかし、診療所内の最初は事務所に付けるという計画だった。それはいろいろ委員会審議の中で議論した結果、通路に設置されました。診療所の通路に防犯カメラが必要な理由はあるんですか。全く職員も患者も信頼していない。別な言い方をすれば浪費ですよ。こういうことはやるべきでない。働く人同士の不信感を増幅させるだけだ。

さらに、町営住宅エアコン設置工事99万2,000円。聞くとところによると、元役場職員の所有物件なそうです。医師住宅としてそこを

借り上げて、不動産会社を通じて賃貸契約を結んだ。町は、その住宅を借上げしているというか、賃貸契約を結んでいます。誰の物件ですか。必要最小限の保障は必要でしょう。エアコンだけで99万2,000円、どれほど大きな設備なのか分かりませんが、設備の機能よりも、先ほど代表監査委員に質問したように、町の財務規律においてどんな理由があろうとも、町の財産でない者に対して修繕費やエアコン設置代を負担するという理由はない。

委員会審議の中でも、そのことを担当課長に話したところ、本来は所有者負担すべきだという素直な答弁が返ってきております。100万、150万だからという意味ではない。財務規律に照らして、そういう物件の扱いが認められるんですか。元をたどれば、元役場職員の物件だというんじゃないですか。ある町民は言っているそうですよ。私も貸家持っている。そうだったら、私の物件を貸すからそういうふうに直してもらいたい、こういう意見です。

町民の信頼を傷つけるような財務規律を踏み出す財政執行はあってはならない、厳しく指摘をして、決算不認定の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、認定第2号 浪江町水道事業会計決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第104号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号 浪江町議会議員及び浪江町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第105号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 議案第105号について、ちょっとご質問させていただきます。

この町長等の給料の支給に関する条例の一部改正についてなんですがこの理由とすると、一括受電システムの工事の変更の責任、けじめをつけるということで町長、副町長お二人の給与の減額が上程

されているというふうに私は思っています。

変更せざる要因であります、主任技術者の専任が必要であると。それが準備ができていないために、工事の変更をしたということがあります。この主任技術者というのは、今、国のほうでもちょっといろいろやっているところでございますが、今、既得権益の打破、規制緩和、これの一番の基であります財団法人がこれの主任資格者の資格を出すと。それによっていろんな工事ができるようになるというようなシステムでありまして、こういったことがその主任資格者が必要だというのが設計の段階で分かるのか、それとも入札の段階で分かるのか、工事の許認可をする段階で分かるのか、この辺のところは全く不明確でありまして、当然のことながら町発注の町が、その部分の指摘を受けない限り分からないシステムであるというふうに私は思っています。

電気の保安上から、安全保安協会からのこれ指導があつて、初めて分かったという事実があります。聞くとところによると既に現場サイドのほうには指示及び今後の対策が指示をされているんだというふうにお聞きしております。

私はこういった責任の取り方ということではありませんが、町執行部とすれば今後の対策を取るということが一番の解決方法だと思って私はいます。

それで、主任技術者を今後採用して、当然これ国の規制緩和、既得権益の動向にもよりますが、割と今みたいに難しいシステムでなくなる可能性も存分に含んでいると思います。

ですんで、こういった形のけじめを取るのではなくて、そういった次の段階、これ一括受電システムなんで、町の将来を考えれば相当なランニングコストの削減になるかとも思います。そういったことを進めることがこれから町に与えられた責任というんですか、けじめになるかと思うんで、こういったことではなくて、そういった方向でやっていただけるようなことは考えられないのか、ちょっとご質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

確かにそういったことはあろうかと思えます。

ただ、今回については法令等への認識不足、それに伴ってこの事案が対応が遅れたということで工事の変更が生じました。これは非常に責任のあるものと考えたところであります。

今回の事業等の発生が起きないようにすることが責任の取りようだというおただしも、それは当然そういうこともあるんだろうと思

いますが、町政執行に当たっての基本的な考え方といいますか、それはやはり信頼だと思います。そういった中で、対町民、あるいは対議会との関係において最も大切にしなければならないものと認識をしております。

そういった中から町政執行に当たっては、瑕疵が生じた場合は原因をきちんと究明をし、責任の所在を明らかにすることが信頼関係を継続していくことと認識をしておりますので、そういったことから責任の所在を明らかにするという立場から本案を提出させていただきました。どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、町長のお言葉を聞いたんですが、いろんな意味で今、今回の予算執行額も380億を越えていると。そういった中で、震災前の70億、80億の予算執行とは全く今違っている状況でありまして、今後5年間ですね、復興・創生期間がまた新たに始まると。その中でいろんなことが出てくるはずなんですよ。それも初体験のことがどんどん出てくるんですよ。それに躊躇することなく復興に進めていただくためには、こういったことが起きたときに、じゃ、町長の給料を削減するというか、ちょっと申し訳ないですけども、ダウンさせると、副町長の給料をダウンさせると。そういったことが先例になってしまったとしたら、まずいろんな意味でそういったことが起きてくるんだろうというふうに私は思っています。

そんなことよりも、やはり前のめりにいろんな施策を進めながら、町の復興を1日も早くやる。残された期間は今までは10年間だったんですけれども、プラス5年間なったわけですよ。そういった執行する町の執行部がこういうことでは、要するに前に進むときになかなか躊躇するようなことがずっと起きてくるという先例になる、私はそれが一番心配しているんで、やはりここは考えを改めていただきまして、やはり何か起きた場合には、その後の対策をきっちり取る、そして解決をしていく、そして一つ一つの施策を進めていくという方向でやっていただきたいと思いますというふうに思います。お答えがあれば。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのおたかしですが、確かに予算は非常に膨大で復興に進む、前に向かって進むということは当然であります。

そういった中で、いろんな課題が見たときには対策を取っていくのが基本だと、これが当然であります。

ただ、今回においての先例になるのではないかということも確か

にあらうかと思いますが、それはケース・バイ・ケースで、その対応を図っていくというのが当然だと思っております。

そういった中で、今回の案件につきましては、やはり責任の所在をしっかりと明らかにしていくということが、まずこのことが大切。やっぱり行政執行に当たってはそれが明らかでないと、なかなか前に進まない部分も逆に出してしまうのではないかという思いもいたしますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 先ほどの令和元年度決算認定の中では所管でございましたので、質問しませんでしたけれども、この案件のキーになったのは、先ほど10番議員がおっしゃったとおり、一括受電関連の不手際から起きたものかなと思います。我々の委員会といたしましても、その審議の中で大分話をさせていただきました。この関連で処分された業者はあるのかというふうな話を尋ねますと、業者に対しては処分はなかったというふうな話でございます。

私はそれでいいのかなということを感じます。そして、また私は何らかの処分をする、あるいは制裁的なペナルティーを科すべきかと思いますが、町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ただいまにつきましては、業者への処分についてということではよろしいかと思うんですが、その対応につきましては、あくまで町が設計の段階で当然確認をしなきゃいけない部分であったということを踏まえまして、今回につきましては、業者へのいわゆる処分等につきましては行わないということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この問題が出たときに、私もなぜこういう問題が発生したのかと、設計、入札、契約、工事発注、工事着工までしている。これは法令違反の案件であり、重大な問題だと。執行者は責任を取るべきだということを申し上げました。その考えは今でも変わりありません。

ただ、町長も副町長も、本件については重大な問題であり、重大な責任を痛感しているという認識を示しましたけれども、お聞きしたいのは本議案の提案理由のところに、令和2年10月に支給される

ということで、10月の月額給与から町長は100分の20、副町長は100分の10という提案でありますけれども、重大案件だと、それはそういう仕組みになっているということは知らなかったというそういう過誤というかそれはあるにしても、公共事業の設計、入札、発注、契約の段階において誰も分からなかったと。そうしたら、初めてのことだから分からなかったという弁解は、あるいはあるのかもしれませんが。

しかし、公共工事において一括受電工事で、電気技術者主任といったかな、その人がいなければ一括受電工事ができないということは法令上明らかなわけだから、公共体が法令に違反して、公共工事を進めた場合、問題が明らかになれば一定の結果責任を取るというのは、私は社会常識ではないのかというふうに思います。

その立場から1か月分減給するという、その根拠は何なんでしょう。1か月分にしたという根拠はどういう理由なんでしょう。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 私のほうから答弁をさせていただきますが、基準については特にございません。強いて申し上げれば、いわゆるこれまでの事例等、他の事例等を参考に決定をしたというところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 特別根拠はないと。議会に対して町民に対してこうこうこういう訳だからこうしたという理由もないというお答えでした。ああ、そうかなというふうに考えましたけれども。

ただ、幅広く考えれば、これまでの事例を一つの参考にしたという参考でした。じゃ、これまでの事例でどういう事例を参考にされたんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） どの事例をとということで、今お答えする用意はございません。これまでもそう同様の事案が全国なり県内であった。それを参考にしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 1点だけお願いします。

今、公共事業がいろんな意味で多発しております。その中で業者が知らなかったということで、今後、このような事態も起きないとも限りません。その上で、以上鑑みまして今後も同様な事態が起こった場合、やはり何かしらの対応が必要になるのではないかと思います。

われます。その辺で、今後も同様な事例が起きた場合には、やっぱり減給とかそういう方向で考えるのか、その辺の今後、もしこういう場合が起きた場合の同様な対応をするのか否か、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのおただしにお答えをいたします。

今後同様な事案が当然発生する可能性は、ゼロではありません。先ほども申し上げましたように、ケース・バイ・ケースだと思います。そういった中で、懲罰といいますか、そういう案件を恐れてこのような事業を遅らせるということはあってはなりませんし、そういったことはありません。

ただ、あくまでも先ほどから申し上げているように、対町民との信頼関係をいかに継続していくかということが一つの課題だと思います。そういったことから、今回においてはこういう提案をさせていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 一応町長の説明ではありますがけれども、私個人としては、やはりこれから公共事業が多発する中で、同じような対応がこれからのないとも限りませんので、ぜひやはりここは私の希望でありますけれども、こういう案件はぜひ撤回していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質問ありませんか。

暫時休議します。

（午後 2時55分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） ただいまの発言の訂正をお願いいたします。

ただいま私が、議案の上程に対して撤回をしていただきたいたいということを申し上げましたけれども、要するに議案の上程になっているものに対して可否の判断すべきものと思います。私の勉強不足で大変申し訳ございませんでした。発言を訂正して、撤回をいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ただいま、3番、高野武君から会議規則第64

条の規定により、発言の取消しの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） この案件については所管外と言えども所管外ではございますが、所管委員会の一人として申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、まちづくり整備課の中の一括受電発注工事の不手際起因があると思います。先日の委員会審査の中でも議論になりました。説明を聞きますと、責任は、私の考えですが、先ほど認定されました昨年度決算報告にも記載されています一括受電システム設計業務、委託業者及び施工業者は、専門職として事前に発注側に報告及び指摘をするべきだと思います。先ほどの質疑の中で、町当局も知らなかった、担当課も知らなかった、あるいは業者が知らなかったというふうな話でなくて、業者はこれ分かっているかならなければならないと思っております。

町は、関係課職員に対し処分をしたようですが、幾ら担当課であっても詳しい専門的なことまでは分からないため、高額金額を払いながら、お支払いしながら設計業務委託をしているわけでございます。もちろん、監督、最高責任者は町長であり、副町長でもありますが、私は最高責任者としてただ放置したわけではなく、担当課職員を厳重注意処分をされていると聞いております。それが、まさに監督、最高責任者のあるべき姿かなと思っております。

また、今回、議案第105号として責任を取りたいとのことですが、これもまた監督、最高責任者としての責任を重く受け止めているからこそ出ている状態かなと思っております。そういう意味で、責任を取ったと私は認識をしております。上程した自体を責任を取ったと認識しております。

よって、この案件については、反対の意思を持って反対討論とさせていただきます。

なお、今後はこのようなことのないよう、担当課と設計業務社、施工業者に対し重々注意喚起を指示し、最高監督責任者として執行

していくよう指摘をして終わらせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 賛成討論をさせていただきます。

常々申し上げておりますけれども、人は過ちを犯すもの、犯すかもしれない。

ただ、犯したときにどう結果責任を取るかだということは、私が指摘するまでもないことだと思います。だからこそ、町長、副町長の1か月分、いや100分の20、100分の10減額という議案を上程されたものと私は理解をします。別な言い方をすると、せめてそういう結果責任を取るというのは、町民から見ても、我々議会議員からしても、余りにも当然のことではないかというふうに思います。

その理由としては、確かに委託、設計委託、発注の段階、あるいはその設計、その納入に当たって業者も分からなかったと。その設計に基づいて施工もしたと。施工業者も分からなかったと。それは、施工業者は設計に基づいて施工するというのは当然であります。

ただ、我々議会の立場からすれば、必要な電気技術者の配置、専任もないまま議案上程したということは、紛れもなく法令違反であるということです。これは提案者として冷静にその責を負うべきだと。

2つ目には、そういう瑕疵のある契約案件を察知できなかったと、認識できなかったという理由で、議案として提案したということは、議案そのものの要件がくみていないにも関わらず、議案を上程したということは議会に対する責任である。議会に対する責任であるということは、町民に対する責任にでもある。契約案件として、今後諮る事案自体を招かないように、招かないために、提案者として最低限の責任を取るというのを至極当然だと思います。

繰り返しますけれども、議案として提案そのものが不完全であったものを提案し、我々もそれを可決したと。提案自体に重大な瑕疵のある案件であるがゆえに、提出者である町長がしかるべき責任を負うのは、私は何ら問題ないと。それこそ町長が常々言っている町民との信頼関係においても、せめてもの提案者の責を負うという態度は、必ず信頼をもって理解されるものというふうに考えます。

したがって、本議案については、私は当然だという立場から賛成の討論をいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第105号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

ここで3時30分まで休憩します。

（午後 3時13分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時30分）

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第106号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 不均一課税の問題で1点だけお尋ねしたいと思います。

今回の条例改正は、令和3年3月31日まで延長するというふうになっています。それで、資料の資料1、第5条に、不均一課税の減免割合について書かれてありますが、ここに該当する事業所、そして減免が適用された場合、それぞれ減免額は幾らになるのかということをお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、該当事業者につきましては、現在ございません。よって、減免額については、額がはじけないような状況になります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

失礼、再質問。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 調査不足なんですけれども、A3の資料が添付されております。適用区域のところに北産業団地、南産業団地、棚塩産業団地等適用地区が書かれておりますけれども、ここには既に進出している企業もあるわけですが、適用区域であっても現存して

いる事業体の対象はないという理解でよろしいですか。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

資料の5ページに、今回表をつけさせていただいておりますが、今回の改正をお願いしておりますのは、上から2段目、3段目、こちらの改正をお願いしているものでございます。その中で適用区分、区域ですかね、失礼しました、適用区域、議員おただしのとおり町内全域、それから下のほうの別の条例になりますが、産業団地が該当するものもでございます。今回の条例上程させていただきましたものについては、今どなたもございませんが、ただほかの産業団地、既に稼働しているところもでございます。そちらにつきましては、現在、別の条例の部分で福島再生特別措置法による課税免除、こちらのほうで対応させていただいておるところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第106号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第107号 浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第107号 浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第108号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第108号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第109号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第109号 浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第110号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第110号 浪江町営住宅等条例の一部改正について採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第111号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第111号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第112号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第112号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第113号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（酒田橋））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第113号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（酒田橋））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第114号 工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その1）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第114号 工事請負契約の締結について（丈六公園整備工事 その1）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第115号 委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 契約変更の案件であります。変更によって1億8,000万、1億8,300万ほどですけれども減額になります。

ただ、減額だからそれでよしという案件でもないなというふうに思います。

1 つは、まず変更、資料 1 の 2 に変更内容が出ておりますけれども、項目ごとの金額をご説明いただきたいというふうに思います。

それから、工事費として未買収地の伐採、あるいはそれに伴う盛土工事が中止になったということでありましてけれども、そもそも契約が難航していた案件だと。それなのに、町としては希望的観測でこの未買収地も含めて議案上程したわけですがけれども、町は構想の段階でこれは調印難しいなという判断はできなかったんですか。契約して、買収できなかった場合には変更すればいいというその安易さがあつたのではないかと。やるとすれば逆にそれを除いておいて、もし交渉成立ということであれば増額変更するという方法もあつたのではないかと。このところ非常に判断が甘い、希望的観測で議案上程をすると、そういう安易さがあるやに私は受け取っているわけですがけれども、何とかかなりそうだったんですか、これ。

やっぱり相手のあることなんだから、仮契約もできないのにそれを含めて計画を組むと、議案上程をすると、そういうことはちょっと議会を軽く見ているんじゃないかというふうに思うんですが、経過も含めていかがですか、ご説明ください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、1 番目の項目ごとの金額をお知らせいたします。100万円以下は切り捨てますけれども、1 つ目の理由が8,000万円、2 つ目が1,000万円、3 つ目が1,200万円、4 つ目が8,000万円、1 億8,000万が合計となります。

次に、未買収地について含めた理由でございますが、当該委託契約は設計・施工一体方式で2年後のオリンピックに水素を持っていくという状況の中、それまで完成、オリンピックに水素を運ぶという後ろが決まっている中で、取り急ぎ設計を進めながら工事を行ったわけですが、当然、契約当初の平成30年10月現在においては全力を尽くし、ほかのところの用地交渉をしましたけれども、未買収地も2人の方が残った状態でスタートいたしましたけれども、その中で未買収地の用地交渉も踏まえて、それは進めながら何とかその期間で用地交渉を終わらせ、打開させ、工事を発注するというつもりでやっておりましたので、設計にそれらの面積も反映させ、工事を行うということを最初設計で行う契約をしたものであります。

確かに、甘かったと言えれば甘かったのですが、それらの土地も今現在も用地交渉をし続け、そこも取得するよう努力しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 仮契約は結ばれたんですか、その2人の方と。

それから、現在も交渉中だということですが、見通しがあって続行しているのか、そうではなくて未練があって続行しているということなのか。続行しているとすれば、その部分を除いて、今回議案上程をするというのも、これまた一貫性がないんですよ。尻が決まっているから、前の段階では2年前には急いでやったということですが、状況は改善されていないわけでしょう。1回変更して、さらにまた変更ということもあり得るということですか。事業計画全体が尻が決まっていると言うのであれば、エンドレスみたいなことはやれるんですかね。言っていることとやっていることが一貫性がない、整合性がない。

課長が最後に言われたように、継続して交渉していると言うのであれば、何もこれ変更する必要はないでしょう。あえて変更議案を提出したという理由は何ですか、それでは。それで相手が納得するのかい。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、未同意者の状況についてご説明いたします。

1人は、東北電力と既に仮契約を結んでおりまして、お金ももらっているわけですが、ただこの工事に対して着手するためには農地なものですから、その方の同意が、工事着手の同意が要るものですから、その方は同意を出してくれないという方が1人。

もう一人の方は、原発用地交渉の間ずっとその土地は判こを押してくれなかったという方でございますので、ちょっとそれぞれの方、状況は少し違っております。

今回変更した理由は、まず一旦9月30日でこのURとの契約が切れますので、この部分では一旦終了し、また新たに用地交渉が成立すればその部分を工事するということになります。

ただ、それでやってお金は無駄になるのかということですが、このままずるずるとこの契約をその土地を買えないために続けていきますことによっても、そのお金がかかってきますものですから、この部分では一旦区切りをつけて、また用地交渉が成立した段階でその部分の整地を行うということは考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第115号 委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第116号 工事請負契約の変更について（国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第116号 工事請負契約の変更について（国道114号公共下水道管渠移設工事（第2工区））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

◎議案第117号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第117号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 変更理由についてなんですが、天候不良により予定の進捗ができなかったと。提案理由の説明のときに、車両の重量で路盤の安定を考えていたけれども、天候不良によりそれができなかったと。様々な土木工事を発注していますけれども、長雨が続いたということはほかの事業でも共通しているわけですよ。ただ、変更の理由に車の重量で、車両重量で路盤安定を図ろうと思ったけれども、繰り返しになるけれども天候不良でそれができなかった。

これも取ってつけたような変更理由、土木屋さんだったら視野に入れてというか、想定内でしょう。私は素人だから逆に正直に考えたんだけど、事業者の都合で工期内完成が難しくなったんじゃないですか。雨降ったから遅れたなんて、そんな子供だましみたいなそんな理由はちょっとね、町ももっとやっぱりはっきりしないと。いいようにこれやられてしまうんじゃないかなという、そういう素人ながらも不安を持ったんですけれども、それはあくまでも素人の考えだということになるんですか。それとも、本事業そのものが遅れたがためにこういう世間では納得できないような理由をもって工期変更したということなのか、どうなのか。その辺はちゃんと調査していますか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） まず、今議員、車両の重量でとお話しありましたが、盛った土の重量で沈下させるというような工事でございます。まず、そこを1点ご理解ください。

余盛といいまして、路体のほうが落ち着くまで、現場については先日の上程の際もご説明しましたが、請戸の水田の中に新しく道路を新設するところでございます。こちらについては、1日5センチメートルの盛土を重ねて行って、それで土の沈下によりまして路体を安定させるというような工法になります。その土を運ぶ際に、現場は当然舗装でもありませんし、砂利でもありません。土の上をダンプカーとか重機が行くものですから、そこへ一旦雨が降ってしまいますと、水を含んでしまいますと、前回の盛土した部分に重ねるというのがなかなか難しいということで、湿った場合には、雨等で水を含んだ場合には、1日、2日空けないと中に入れないというような事情がありまして、今回の想定 of 盛土量が工程どおりにできなかったというようなことで工期の延長をお願いしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第117号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路盛土工事（4工区））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

◎議案第118号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第118号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） これも素人感覚でお尋ねしますけれども、変更理由、例えば舗装工の説明欄を見て不自然だなというふうに思ったんですけれども、舗装の材料、碎石を再生材を使う計画だったけれども、新材にしたらば、これは重さじゃなくて平方メートルなんだね、これ、舗装工。工事の面積ということだから、これでいいのかな。

だけれども、そうだとするとまたこれ疑問が出てくるわけ。再生材じゃなくて新材を使うことによって舗装工事の表面積が増えるという。素人目では、何だか説明がつかないような変更の理由なんだけれども、ちょっと納得できるように説明してください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、ご説明をいたします。

まず、舗装工につきましては、まず面積は面積でというようなことでご理解いただきと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 舗装の面積については、面積が単純に変更になるということでご理解をいただきたいと思います。

それで、理由書の書き方について工夫が足りなかったのかと思うんですが、舗装についてはアスファルト舗装のアスファルト、その下に上層路盤と、あとその下にまた下層路盤と3層構造に基本的になります。その中で碎石につきましては、下層路盤の部分、3層構造の一番下の部分についての使用する材料が再生材を予定しておったんですけれども、ここにもありますが需要が多く調達が困難なため、新材にするためにこちらは変更が生じたというようなことになります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 確認しますけれども、再生材が新材になったから舗装面積が増えたということではない。その上と下の行は、事業内容が全く別だ、関係ないということですね。そうだとすれば、答弁要りませんけれども、誤解のないように分かりやすく整理してください。答弁要りません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第118号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第119号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第119号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後 4時08分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和 2 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和 2 年 9 月 1 7 日（木曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 2 0 号 | 令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 | 議案第 1 2 1 号 | 令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 | 議案第 1 2 2 号 | 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議案第 1 2 3 号 | 令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 5 | 議案第 1 2 4 号 | 令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第 1 2 5 号 | 令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 議案第 1 2 6 号 | 令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 同意第 1 号 | 津島財産区管理会委員の選任について |
| 日程第 9 | 同意第 2 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 1 0 | 同意第 3 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 1 1 | 報告第 5 号 | 浪江町一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第 1 2 | 報告第 6 号 | 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について |
| 日程第 1 3 | 報告第 7 号 | 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について |
| 日程第 1 4 | 発議第 7 号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案） |
| 日程第 1 5 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について | |

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副町	小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
吉 田 厚 志 君
書 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 査 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第120号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第120号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） おはようございます。

一般会計補正予算（第4号）について、何点かお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、コロナ対策で地方創生臨時交付金2億8,917万4,000円、12ページ、コロナの問題では、文教・厚生常任委員会所管でもあるんですけれども、一般会計補正予算臨時交付金という角度からお尋ねをしたいと思っております。

コロナ対策については、全員協議会で第2次補正分を活用した事業計画で、12項目の事業名を挙げて説明をいただきました。その上で、一つは、ふるさと産品の事業が計画されております。これについて、どういう産品をお送りするのかお尋ねをしたいと思っております。

それから、ページでいうと21ページ、21ページに備品購入、観光費で非接触型サーマルカメラ備品購入104万5,000円の予算が計上されております。これは、道の駅なみえで使うという説明もありましたけれども、これはイベント活用ということでの事業計画だということですが、この非接触型サーマルカメラというのは、いわゆる今役場庁舎で使っているああいう検温器なのか、そうではなくて非接触だからサーモグラフィーという機器なのか、そのところをまず確認をしておきます。

それから、23ページで防災対策事業費1,835万4,000円の補正、委託料の説明欄にハザードマップ策定業務委託料ということなどいろいろありますけれども、このハザードマップ策定についてお尋ねし

ます。

予算案説明のときもあったと思いますが、県の浸水区域見直しの方針に沿ってハザードマップを見直しするという説明もありましたけれども、それは当然必要なことだというふうに思います。

その上でなんですけれども、今後の避難対策として、3密対策、これ一般質問でもやりましたけれども、コロナあるいはインフルエンザ同時流行ということで、取りわけ3密対策に配慮をする必要があると。避難所設置についても、大幅に見直しする必要があるというふうに、私は思っております。

今回のハザードマップ策定において、感染症対策等そういう問題も想定した上で、ハザードマップを策定するという考え方があるのかどうか。ハザードマップ作成の基本的な考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

17ページの住民基本台帳、これは目1委託料977万4,000円、社会保障・税番号システム改修業務委託料、この委託事業の中身について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、20ページ、上水道事業に7,000万の補正増の予算が計上されております。ボーリング工事の800万、これはどういう事業なのか。どういう事業なのかというのは、いわゆる一般家庭に対する地下水ボーリングということも考えられるし、そうではなくて公共事業に伴うボーリング工事ということも考えられる。したがって、どういうものなのか。

それから、負担金補助金6,234万2,000円、これはボーリング工事に関する負担金補助金ということなのか、それとも全く切り離された予算措置なのかどうかと。

それから、同じく20ページ、款6目5津島活性化センター、これは一般質問あるいは予算提案のときも説明がありましたけれども、津島の復興拠点避難解除に向けた津島活性化の今後の利活用について、設計委託をするという説明はありましたけれども、その委託の内容どういうものなのかと。

それから、年度内着工ということで設計委託をしているのか。いわゆる年度内に着工に間に合うような形での設計委託なのかということについて、まず1回目お尋ねをします。

よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ふるさと産品事業の産品はどのようなものかというご質問でございました。

まず、ふるさと産品事業の概要について申し上げたいと思います

が、ふるさと産品そのものをお送りするわけではなく、町民の給付型の事業として、その購入するポイントといいますか、1万円相当の購入するような仕組みをつくって、それぞれ選んでいただくということを考えております。

目的としましては、給付型でございますので、まず町民の生活支援ということが一つございます。その上で、浪江町固有の状況としまして、皆さん避難先に避難しているという状況がございます。そうしますと、通常の自治体ですと10万円給付を行えば、そのうちの何割かは地元の事業者還元されるということになるかと思いますが、浪江町の場合はそうはなりませんので、いくらかでも浪江町の事業者還元されるようにということで、ふるさと産品を取り扱っているふるさと納税のホームページがございますので、そのホームページの品物を選んでいただくという仕組みを使いたいと考えたものでございます。そうしますと、それが浪江町の事業者にも還元されるものと考えてのものでございます。

また、それによりまして、ふるさと納税のサイトの充実も図ればというところは、考えているところでございます。

金額としましては、先ほど申し上げましたように、1人1万円相当と考えております。先ほど申し上げましたように、産品なんですけど、そのふるさと納税のサイトに掲載されている産品をカタログ化してお送りして、それを申し込んでいただいて、そこから先はもうふるさと納税の返礼品の仕組みがございますので、その仕組みを活用して、皆さんのほうに発送されるところまでは、その仕組みを活用していきたいと考えてございます。

現状、そのふるさと納税のサイトのほうの産品まだまだ充実させたいと思っております、その出品の働きかけなども行って充実させた上で、事業を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ページ21ページの非接触型サーマルカメラはどんなものかということでございますが、今後浪江町に多くの方がおいでになる場面も出てきますので、接触しないでカメラの前を通った人、この人が、例えば設定できるんですけども、37度とか37.5度とか、設定した温度より多い場合にはアラームが鳴ったり、あとはマスクしていないときはマスクしていませんとか、そういうような中身のアラームが鳴ったりするカメラ、このシステムでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、23ページ、防災対策費にありま

すハザードマップ策定業務についてお答え申し上げます。

現在のハザードマップにつきましては、昨年度津波の想定域が見直しされたということで、新たに策定をしてお配りしてございます。今回また新たに、県のほうから今度洪水の浸水想定域、これが想定し得る最大域ということで、2日間で700ミリを超えるというような想定域が発表されました。そのために、ハザードマップについては既に策定済みでございますので、今回はその別冊といいますか、1枚刷りで浸水想定区域が分かるようなものを策定しまして、お配りしたいと考えております。

それから、避難所の見直しについては、津波で見直した際には、津波浸水想定域に入る避難所を削除するというような見直しを行っております。

それから、今後、今各地区に整備を予定しております防災コミュニティセンター等も今度避難所として指定する予定でございますので、今年度あるいは来年度にかけて、そういった施設整備に合わせて避難所の見直しも進めていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 補正予算17ページ、社会保障・税番号制度システム改修業務委託の内容ということでお答え申し上げます。

まず、現在海外に転出した時点でマイナンバーカードというのは、失効となるような状況となっております。これを今回のシステムを整備することによりまして、国外転出者によるマイナンバーカード及び公的個人認証の海外継続利用を可能とするための改修です。

それから、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステムの整備に係る委託となります。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） ページ20ページ、目1上水道費の補正額7,041万6,000円の内訳でございます。

節14工事請負費807万4,000円につきましては、施策の成果の61ページの上の段に報告、前年度からの引き続き事業で、浪江町飲料水等安全確保支援事業ということで、井戸工事のボーリング工事分でございます。

その下、上水道事業補助金となっております、6,234万2,000円につきましては、今回この後出てきます水道の補正分の一般会計からの補助金分でございます。

内容につきましては、配水設備の改良工事費分でございます。

以上です。

すみません、それに追加して、それと高料金対策分でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） つしま活性化センターについてお答えいたします。

現在、つしま活性化センターは、一部スクリーニング場として利用しておりますが、復興拠点の活用に向けるため、施設全体について調査を実施し、復旧に向けた事業費を算出し、国との財源協議を行います。

また、来年度の工事発注に向けた設計資料を作成するものです。委託業務は、早期に発注し、年度内に完成する予定です。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問、16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 上水道関係については、了解をしました。

それでは、まずコロナ対策ですけれども、この一覧表の見出しに臨時交付金第2次交付分という説明があります。今後インフルエンザと同時流行すると、それによって各市町村でもコロナ、インフルエンザ感染対策を強化せざるを得ない、そういう状況も十分考えられます。そうした場合、要望に沿って第3次ということも、当然国も考えるだろうし、浪江町としても考えていかなければならないのではないかというふうに思います。

その上でなんですけれども、ふるさと産品については、分かりましたけれども、ほかの町村はほかの町村の事情があると思うんですけども調べましたら、川内では3万円の商品券を交付するというところで、それぞれの自治体で独自の取組が行われているわけけれども、今回浪江のふるさと産品支援事業をやってみて、非常に評判がいいという場合には、ふるさと産品支援事業の追加ということも検討すべきではないかというふうに思いますが、そのことについて現時点でどんなふうに考えているかということです。

それと、検温器について、サーモグラフィーだという説明がありましたけれども、実は所管の文教でも、庁舎入り口で個人個人検温していると。これは、あらゆる意味で改善する必要があるのではないかと、サーモグラフィーの導入を考えてはどうかという議論をしました。

担当課長としては、サーモグラフィーであっても人の配置は必要だと。したがって、役場庁舎入り口でやっている個人個人の検温方式は、今後も継続するというお考えでした。担当は、健康保険課長ということかもしれませんが、コロナ対策という総合的、全般的な立場からこの問題を考えた場合に、実は改めてサーモグラフィーでも職員のはりつけが必要だと。だから、庁舎入り口でそれを

活用しても、何ら改善効果はないということでした。

考えてみれば、コロナの問題は、同じく人を配置するからという単純なレベルで判断できるものではないと。何を言いたいかというと、皆さん経験して分かると思うんだけど、入って来るとちょっと佐藤議員悪いんだけど、こうやってこれ、距離があって40センチぐらい、人との距離、場合によってはもっと接近する。あるいは、この前実際そういう現場に遭遇したんだけど、知っている人が入って来たと。そうすると、当然町民だから、役場職員としても親切丁寧な対応をしなければならないということで、そこでやっぱり会話になっているわけだね。マスクはしているけれども、そういう状況があると。

これも何を言いたいかというと、現状では3密は避けられないと。これで検温するということ自体は、大変重要だし、必要なことなんだけど、作業自体、今のスタイル自体、安全とはいえないというふうに思うんです。

もし、同じく人の配置ということであるならば、現在は正職員あるいは役場職員が、時間単位で交代でやっているわけんだけど、仮にサーモグラフィーを置いた場合、それは当局のほうで考えればいいと思うんだけど、任用職員を配置して、午前、午後ぐらいで監視システムに変えていくと。

不特定多数の人が来るわけだから、これはやっているほうも、検温しているほうも、検温されるほうも、非常に心配だと。そういう現状を考えれば、今の検温、役場庁舎正面の検温システムは、この臨時交付金を使って、サーモグラフィーを購入すると。

今回の第2次補正は、これ補正予算もう既に計上されていますから、今回は間に合わないかもしれないけれども、それこそ町長の専決で緊急対策可能な対策事業ではないかというふうに思います。

制度の問題と、それからそういう対策の見直しについて、最初担当課長のほうからお答えいただいて、町長がどういうふうに考えるか。現状継続ということなのか、そうではなくて何のために検温しているかということを考えた場合、同じく人を配置しているから、それは今のままでいいと、そういう単純な考えでは、コロナ対策という点から極めて不完全だと、不十分だと、見直すべきだというふうに思いますけれども、臨時交付金の今後の活用の問題も含めてどういうふうに考えるかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、ついでに、ついでにというか、コロナ支援対策事業で、西課長はご存じだと思うんですけど、福島県独自の支援事業として、医療診療機関で患者が減少したと。その患者減少に対する損

失補填策を支援しているんです。1人当たり1万3,500円、これも県から副町長来ているということではないけれども、やっぱり浪江町では診療所2つ持っているわけですから、こういう県の支援策も大いに活用すべきではないかと。これを検討しているかどうかお尋ねをしたいと思います。

住民基本台帳の社会保障・税番号制度システム改修で、課長の話は分かったというか、言っていることは分かりましたけれども、個人認証について、さらに踏み込んで、戸籍についてもマイナンバーで処理できるという説明でした。これは新しい事業と、新しいシステムということなのかどうかということと、それから、既に住基台帳というか、住民基本登録については、システム化されていると思うんだけど、あえて戸籍までマイナンバーのシステムに入れ込むという意図は何なんでしょうか。いま一度お尋ねしたいと思います。

それから、つしま活性化センターの設計委託事業についてですけども、設計委託そのものは年度内に完成して、新年度着工したいという答弁がありました。そこは分かりました。その上でなんだけども、その設計委託の基本的な事項、耐震強度が入っているかどうか分からないけれども、建築物としての機能診断もするということだと思いますけれども、しかし、設計委託をするからには、こういうことについて調査してくださいよと、その上で設計してくださいよということだと思うんですよ。だから、いまして設計委託の内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。

これも何を聞きたいかということ、一般質問でもやりましたけれども、やっぱり地域住民、避難解除になれば一定程度帰還する、あるいはそういう施設での交流が非常に増えていくということが考えられます。したがって、ただ現在の施設の強度調査だけでは、どうしようもなく、誰もいないあの津島地区に交流拠点として活用できる、そういう設計委託になっているかどうかということを私は確認したいんです。いまして内容の説明を求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ふるさと産品事業につきましてですが、これは浪江町オリジナルの事業でございまして、事例が存在するわけではございませんで、現在この実現に向けて様々な努力を重ねているときでございまして、まだ将来の強化というところまでは、現段階では検討していないところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 本庁舎での玄関の検温の件でございますが、まず実際3密というのは、密閉・密集・密接、これで3密でございます。あそこの検温の状況の中で3密にはなってございません。

まず、一番検温を行う目的としては、役場庁舎内に感染が疑われる人を入れない、そのために37度という体温設定をして、それで現在も行っております。このことによりまして、今まで職員にも感染はありません。

また、そういった意味で、まだかなり安全な体制でやっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時36分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時38分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほど県事業で、患者減少による、いわゆる補償、補填の部分でございますが、大変申し訳ございませんが、私のほうで今勉強不足でございます。そちらのほうの今手元に資料がございません。その辺に関しましては、どういう内容かというのを精査させていただいて、もし町のほうで対応が可能なものであれば、積極的に県のほうに申請なりをしていきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

17ページの社会保障・税番号制度システム改修業務委託の関するご質問にお答えしますが、まず、現在議員おっしゃるとおり、住基システムのほうにはマイナンバーひもづけされてございます。

今回の委託につきましては、本籍地がある、いわゆる戸籍のセットになりますが、戸籍の附票というものがございます。若干ご説明いたしますと、本籍地の市町村において、戸籍の原本と一緒に保管している書類、その戸籍がつくられてからの住所が記録されたものが附票となりますが、この附票に性別、生年月日、住民票コード、これを追加、いわゆるひもづけするということの業務の委託となります。

[何事か呼ぶ者あり]

○住民課長（中野隆幸君） 失礼しました。

性別、生年月日、住民票コード、いわゆるマイナンバー12桁の番号になります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 委託設計内容についてお答えいたします。

つしま活性化センターは、新しい耐震基準に基づいて建設されたものですので、耐震性能は満たしているとは考えておりますけれども、長期にメンテナンスできていない状況もございますので、ひび割れがないか構造の調査も実施いたします。

また、屋根を含めた内外部の仕上げについても調査を行います。主に長期に使っていないことによる影響というのは、電気設備であったり、機械設備、例えば暖冷房設備、給排水設備ということになりますので、そういったことを詳細に調査し、しっかり復旧していきたいと考えております。

もともと津島地区において交流機能担っていた施設でありますので、しっかり復旧に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問です。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 順序逆になりますけれども、つしま活性化センターの建物の健全性を調査すると、必要があれば電気設備等も含めて復旧するということでした。

そこで、2点またお尋ねしたいと思います。

給排水の現状について調査をするということですが、ご存じのとおり、水源が乏しいんですよ。現在は、東電の人たちがあそこを使っているわけですが、内閣府の指示でということでしょうけれども、利用者そのものは少ないです。これが一定程度、今度は一般町民あるいは通過している人も利用するということになるわけでしょうから、水の確保、これが非常に大きな問題だというふうに思います。給排水の調査ということだけではなくて、水源確保について、ある意味では余裕のある水源を確保すべきだと、その調査を十分やるべきだと、これについてどういうふうに考えるか。

それから、交流について、避難自治体でいろんな交流施設を造っております、飯館にしろ、川内にしろ。やっぱり物産も兼ねた、物産展示も兼ねたそういう交流、あるいはできれば友人、知人が集まってお茶を飲める、交流できる、本来ならば宿泊と、飯館では宿泊

機能まで備えているわけですがけれども、そういう機能を備えた改修をすべきでないかと。だから、単なる現状診断ではなくて、将来の利活用を考えた、そういう設計委託にしてもらいたいと。どのように考えているかお答えいただきたいと思います。

それから、あと住民票、住民基本台帳のシステム一体化の件ですがけれども、今の答弁を聞いて、そこまでやっぱり個人情報データ化されるのかというふうに逆に心配になりました。そうは言われていましたけれども、戸籍の附票に基づいて、性別、生年月日、住民票まで、言ってみれば、オンライン化するというか、システム化すると。

これは、やっぱり個人情報の保護という点からも、浪江町だけでそのシステムを改修するというわけにはいかないかもしれないけれども、今回の社会保障・税番号制度システム改修事業の中身そのものが、さらに個人情報漏えいという点で、問題の要素が膨らんだと、満載になったと。私は、あるべき個人情報の管理からいって、何もかも自動化すればいいというものではないと思いますけれども、そうすることによる利便性はどこにあるのかお聞きしたいと思います。

最後、コロナの問題で、関連して大きく2つについて。

まず、役場庁舎サーモグラフィー、3密でないと、それは私が3密と言ったことは、それは3密にはなっていないわけだから誤解を与えたかもしれない、その点では訂正をします。だけれども、そういう問題でない。コロナ対策というのは、いかに感染者を防ぐかと、お互いに安全な生活環境を確保するかということでしょう。それを、総称する意味で、総称って分かるよな、3密というふうに言ったのであって、あそこが3密になっているというふうに取り上げたとすれば、私の発言が不十分だったので訂正しますがけれども、言わんとしていることはそういうことです。

その上で、今のやり方で安全だということでしょう、これ。いやそれは、そういうふうに行っているところもあるかもしれないけれども、現に浪江町でも感染者が発生しているし、確認されているし、これからインフルエンザの同時流行、これが非常に心配されているわけでしょう。これは、町長、町民の健康を守ると、そのための安全策として、今のやり方は改善すべきではないかということを、先ほど町長に答弁を求めましたがけれども、答えはありません。

結論から言うと、今のシステムは安全ではないと、不特定多数の人が絶えず往来しているわけだから。現に接近をして話をしている、そういう現状はみんな分かっているわけでしょう。何となく検温し

てもらおうと安心はできます。しかし、お互いにやっぱりもっと安全であるべきだと思うんですよ。今のやり方が安全だという担当課長の認識は、極めて私は軽率だというふうに考えざるを得ません。

そうだったらば、なぜ道の駅でそういうふうにやらないんですか。やっぱりサーモグラフィーで、マスクも確認できる、あるいは熱も確認できる、そういう自動システムがやっぱり、不特定多数の人が来るからそういう機械を設備したわけでしょう。

後退するのではなくて改善する。このコロナ感染対策で、現状に甘んじていては、町民の命と健康なんか守れませんよ。町長、これはやっぱり内部で十分検討して、もっと安全策、今考えられることは、サーモグラフィーだけでも、そういう設備をすべきじゃないかと。

ついでに言うと、お昼休みも含めて、30分とか1時間交代なんだね。総務課長は、当番に立ったことあるかどうか分からないけれども、有能な町の幹部職員が、あそこで検温しているわけですよ。これ自体、効率的な行政運営という点からいえば、いち早く改善すべきだ、これは。いち早く改善すべき。それでなくても仕事が山とあって、様々な手違い、間違い起きているわけだから、人も足りない、時間も足りない、そういう実態にあることは、様々な角度から決算審査でも議論したとおりです。私は、見直しが必要だと思いますけれども、町長、どう改善されますかお答えください。

それから、あとコロナ支援事業について、県の患者減少に伴う損失補填については、ぜひこれ、私診療所に行って患者減っていますか、いやご覧のとおりがらがらだという話だから、データとして私持っていないけれども、この間の減少ということなので、ぜひ活用すべきではないかというふうに思います。

それから、ふるさと産品については、さっきの話を聞いていて、カタログ送るというから、それを見て町民は申込みすることができるのかなというふうに思いましたけれども、ただ、カタログは送ってもらえるけれども、町のホームページを通じて注文するんでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 違うの。さっきの課長答弁は、これメモしたんだけど、ふるさと納税のホームページにアップすると、そこを通じて注文すると。なお、町民にはカタログを送りますという説明だと思って、それで全ての町民が、特にお年寄りが安心して利用できるシステムなのかなというふうに考えたんですけども、いまだ一度申し訳ないけれども、その仕組みについてお答えいただければと

いうふうに思います。

それから、たくさんの、町民だからこれ住基台帳に登録されている人ということだね。震災当時の町民ではないよね。その上で、たくさんの注文があると思います。それから、課長も期待しているように、ふるさと納税につながればなど、そういうこともこの事業が発展的に進化することを私も期待しますが、商品の委託先、何があるのか私分かりませんが、かなりの量と品数だと思うんですよ。だから、商品の委託先について、どんなふうに検討されているのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時55分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時57分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、まず私からコロナ感染症対策の検温システムの、役場における検温システムについてのおただしにお答えをいたします。

確かに議員おただしの件は理解をいたしますが、ただ、6か月にわたった検温の今の状況が、しっかりと滞りなく推移をしております。そういった中で、今急に必要なのかということは、その6か月間における検証も必要だと思います。そういった中で、財源を含めたものがどうなるかということで、今後検討する必要があると思います。

当然ながら、町民の安全を守るということは、職員の安全も守るわけですから必要な部分でありますけれども、ただ、今までやっていた中では、近隣町村では浪江と大熊だけということで、コロナに対する意識は高いと思っておりますので、先ほど健康保険課長が答弁をいたしました件について、軽率とご指摘をいただきましたが、それは当たらないのではないかと考えております。

また、現在の検温についてでございますが、職員が当たっているわけですが、職員に代えて現在委託先を探している状況でございます。なお、例えば議員おただしのように、検温システムにサーマルカメラを導入したとしても、これは対応者が1人必ず必要なわけですから、しっかりと対応が必要な点からすれば、委託も必要なのか

と思います。

ただ、先ほどもお答えしましたように、議員が心配されている件については、十分理解をしておりますので、しっかりと前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） つしま活性化センターについてお答えいたします。

水源についてのご懸念ということで、まずご質問いただきました。

水源につきましては、先行して調査を行っており、確保できる結果となっておりますが、井戸の能力に対し、施設の使用水量、そういったところを調査事業の中でも確認してまいりたいと思います。

続きまして、交流機能、物産展示等のご提案をいただきました。今後、帰還住民の利便性を高める新たな機能につきましては、関係課により横断的な検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 予算書、17ページ、社会保障・税番号制度システム改修業務委託の利便性というご質問でございましたが、まず、この改修を行うことによりまして、最初にお答えしましたとおり、海外転出者によるマイナンバーカードの利用が、まず可能となります。

次に、各種社会保障手続で、マイナンバー制度を利用して戸籍謄抄本の提出の省略をすることができるようになります。

次に、戸籍の届出や戸籍謄抄本の取得も便利になりまして、戸籍の届出における戸籍謄抄本の提出の不要化、それから本籍地でないと今取れませんけれども、本籍地以外の市町村での戸籍謄抄本の発行が可能となります。

なお、マイナンバー法の改正、それから戸籍法の改正が、令和元年5月24日に改正されまして、公布の日から5年以内にこれらの今申し上げたものができるようになるという形で進んでまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ふるさと産品事業について、説明不十分で申し訳ございませんでした。

カタログを送って、そこから選んで返送してもらうところは、紙ベースで考えてございました。申し訳ございませんでした。

それから、対象者でございますが、基本的に10万円の給付と同じ対象者にしたいと考えてございます。今回、新しく生まれた方も対

象にするという構成になってございますので、そこも合わせていきたいと考えているところでございます。

それから、委託先でございますが、ふるさと産品を出品される事業者さんと役場が直接やるのではなくて、何十箇所とも委託契約を結ぶわけではなくて、そういったものを一括して取り扱ってもらえるような事業者さん、ふるさと産品の追加登録ですとか、それから町民への資料の送付、カタログの送付ですとか、それから受発注、それから事業者さんへの代金の支払い、問合せ対応、そういったものを一括して対応していただける民間事業者さんに委託したいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では初めに、ページが7ページ、繰越明許費についてお伺いします。

社会福祉費と児童福祉費の事業につきましての繰越明許についてお伺いします。

工事がもう入札をした、私の情報によれば、工事不落により3月までやれる業者さんがいなくてというようなことを聞きました。それに当たって、この工事はいつ発注して、いつまで終わらせる予定で繰越ししたのか、初めにお伺いします。

次に、21ページ、先ほど馬場さんの質問にもあったんですけれども、款7商工費、3の観光費、備品購入費の非接触型サーマルカメラ、台数と使われる場所は、どこに、どういうふうな形で使われるのか、もう少し詳しくお伺いします。

そして、そのこのところの14番の工事請負費で、精米機器施設設置工事で1,540万円、偶然私多くの方に精米機器入れてくれないかと、町の町民説明会でも言われていたので、どのぐらいかかるかちょっとこれを見て試算しました。試算したんじゃないくて、業者から見積り取らせていただきました。ちょっと莫大な経費の差がありまして、これ車のカタログと同じく精米機いくら、付属品いくらと、設置費は場所により若干異なります等々書いてありましたが、私の取った見積りの倍近くの工事費になっています。これはどのような案件で見積り取られて、このような金額になったのか。

あと、その下の備品購入費、施設内設備で細いものはいいんですけれども、今になってそれほど施設内の備品の追加購入が発生した理由、そして主だったものは何なのかを質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 7ページ、繰越明許費、児童福祉費の入札

の関係についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、本年度入札を行いまして、本年度内の工事を履行することが困難ということでの繰越明許となります。現段階では、その工期等について整理をして、少なくとも本年度内に発注できるような形で進められるよう検討しているところでございます。

入札の結果から、少なくとも今年度内に工期が完了することはないということで、明許させていただいておりますので、この検討結果によって、来年度のどこまでの範囲で工期を設けるかというのが今後決定していくことになると思っております。現段階では、はっきりしたことは申し上げられませんが、次年度まで工期はかかっていくというような形でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午前 10 時 07 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 10 時 09 分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、サーマルカメラどこで使うのかということですが、今後イベント等で人が多く浪江町においでになりますので、イベントなどを開催するときに使いたいと思っております。台数は1台でございます。

次に、精米機でございますが、酒蔵での酒を造るための精米機でございますので、通常の精米機より割高になった精米機でございます。

次に、備品購入でございますが、前回議会に提出させていただきましたのは、お酒を造る際の備品関係ですが、今回は今建設中の地場産品販売施設の中にありますその他の棚であったり、テーブルであったり、食洗機であったり、作業台、調理台といった大堀相馬焼と共通の全体の建物の中で使う備品でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問、12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 7番の繰越明許について、もう一度再質問させていただきます。

以前に発注して3月までの工期で、実際業者さんができないとい

うことで不調になったと。初めに発注するに当たって、工事の予定は以前にはどのぐらいかかるんだというようなのは、設計屋さんに聞くとあらかじめ分かるのかと思うんですが、初めに入札やってからその3月中にできると思われたのかどうかお伺いします。

また、このような今の質問した結果の答弁ですと、来年のいつになるかは調整中とこう言われても、この予定なくて繰越しになっているちょっと意味が、そうすると私には納得いかないんですけれども、何月頃発注予定で、何月頃までにはできるというような事前に調査して繰越しはするのかなど。ただ、3月には間に合わないから繰越しだというのはよく分かるんですが、ちょっと計画性があまりにもないように思われますので、もう一度質問させていただきます。

あと、先ほどの、次に21ページで、サーマルカメラ、イベント用で1台、サーマルカメラはこれから必要なのかなと私自身思います。そこで、1台ではなくて、イベント等々というのはかなりの密になるのかなと思われるんですが、1台にした理由もしくは2台とか検討しなかったのかどうかお伺いします。

また、交流・情報発信拠点では、今使われているかとは思いますが、追加で違う施設に入れるような計画、多分館が違うので入って来る人の、人の流れも変わってくるかとは思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 大変失礼いたしました。

まず、この後ですけれども、不調に終わったということで、一度財源の関係で国の繰越しの承認を受ける予定となっております。その後、改めて入札というような形を取るようになっておりますけれども、おおむね早ければ11月とかの段階で入札が行えればと考えております。

こういったところから、今のところの想定といたしますと、これが早ければ、この入札の11月の入札の形でいきますと、早ければ次年度の10月とか11月ぐらいの予定で完了するような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） このカメラは高額でございますので、最初に2台も3台も買うというよりも、やはり1台買って状況を見てからでございますが、まず1台を、入り口を1つにし、その入り口で1台でやるように工夫してまいります。

ただ、やっていくうちにどうしても少ないなという状況になれば、

追加購入も必要かとは思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、再々質問させていただきます。

先ほどの馬場議員の意見と少し似ているような質問になって申し訳ないんですけども、このサーマルカメラが万が一本議会で可決されて通って購入になれば、イベントがないときには、このカメラが何か空いているのかなと個人的に思われます、これイベントにしか使わないみたいな答弁だったので。

そこで、町長に提案なんですけれども、このカメラもし実用性とか、使い勝手のよさを入り口で空いているところに活用してみたら、もう少し職員も楽になるのかなと思われるんですが、空いているとき使われますかね。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

先ほど馬場議員からも、その必要性は十分認識をしておりますが、そういった中で、本当に道の駅で当面使わないでイベント開催のみに使うとすれば、その運用については、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 復興関連の補正で、必要な予算計上がされているということは、私も今の予算質疑を通じて理解をしています。

しかし、17ページの住民基本台帳のマイナンバーシステムの問題で明らかになったように、もうどんどんこれ個人情報システム化されると。利便性は分かるけれども、一方では、個人情報の保護ということも非常に大事な問題だと。こういう時代だからこそ、やっぱり個人情報保護の対策を強化しなければ、それがあらゆる情報がシステム化されていると。今のところないのは、これ預金口座だけです。ここまで来れば、もうワンタッチで預貯金の口座のシステム化、金融機関との一体化は、どこでやるかは私は分かりませんが、そういうシステム化は可能だと。

したがって、際限なく個人情報が裸になり、スピード化時代、IT化時代において、防衛化時代において、情報の漏えい、個人情報の漏えいという点からいえば、もっともっとやっぱり国民的な議論

が必要だと。

しかし、それが国で法律をつくって、いついつまでにやりなさい
ということを末端に押しつけてくるというやり方は、市民民主主義
という点からいえば、大きな問題があるということを指摘をして、
反対討論にさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第120号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第
4号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

◎議案第121号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第121号 令和2年度浪江町
国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第121号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第122号 令和2年度浪江町
国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題
とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第122号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第123号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第123号 令和2年度浪江町
公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第123号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算（第2号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第124号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第124号 令和2年度浪江町
介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第124号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第125号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第125号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第125号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第126号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第126号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第126号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、同意第1号 津島財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第1号 津島財産区管理会委員の選任についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、半谷正夫君の退場を求めます。

〔5番 半谷正夫君退席〕

○議長（佐々木恵寿君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。
半谷正夫君の入場を許可します。

〔5番 半谷正夫君復席〕

◎同意第3号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第3号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時45分まで休憩します。

（午前10時29分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時45分）

◎報告第5号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、報告第5号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

◎報告第6号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、報告第6号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

◎報告第7号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、報告第7号 一般社団法人まちづ

くりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、お伺いします。

8 ページ、経常収益で、補助金等収入で3,518万4,345円とあります。この収入の中で、浪江町の一般財源で支出しているやつはいくらあるか。

それに伴いまして、次のページの繰越利益、当期純利益の金額が2,376万6,568円となっています。これを見て、くどいようですが、町の一般財源でいくらの補助をしているかお願いします。

また、補助金収入の下のこの寄附金で48万円、それでこれ雑収入27万相当あります。これ雑収入はどんな利益が生じたのか、この辺を合わせてお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午前10時48分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時53分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ただいまのご質問、3,500万の補助金収入、これは中小企業機構からにぎわい補助金1,000万、町の補助金2,000万、そのほか町から出しています光熱水費補助、食材費補助等を足しまして518万4,000円、合計3,518万4,345円となっております。

次に、雑収入27万7,762円でございますが、これは一旦国税繰戻し金還付金や東京海上保障損害分保険金などの預り金、そういったものの一時入っておりますので、その分などを合計してこの3月31日現在で27万となっております。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業振興課長（清水 中君） 次に、全体的に2,376万6,568円の純利益となっておりますけれども、これは補助金をプラスし、それぞれの分野の売上高、そして売上損益、販売管理費などを引きますと、それぞれの分野でプラスになった分、マイナスになった分がございますけれども、それを足すことによって、最終的に2,300万の黒と

なったわけでございますので、全体的な経理の中でこうなったわけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 再度お伺いいたします。

先ほどの補助金収入等の中で、2,000万円という町のお金が入っていると、それは以前に分かっていたんですが、私ちょっと聞いたのは、一般財源からはいくらかと聞いたので、2,000万円全部が一般財源だったのかなと、ちょっとということでこれ再度確かめます。

そこで、寄附金ちょっと言われていなかったんですけども、寄附金もちょっと改めて先ほどの漏れ。

それと、全体的に申しますと、純利益2,300万あったといっても、全体的に3,000万円が補助金等々というか、そういう収入なもので、結果的には赤字なのかなと普通には思います。

そこで、毎回お尋ねしているんですが、通常見込額は、普通の民間だと借入金に当たるんですけども、町ですと自分で出資していた会社にお金を補助金で充てて運営している状況で、以前マリンパークもそのような状況だったんですけども、こういうときの明細は純利益でいいのかなと本当に思われるんですけども、その辺の町の感覚とっていいか、営業状況とっていいかは失礼なんです、副町長にその辺はこれでいいのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。

寄附金の中身は、例えばダンスパーティーやったとき、その団体から3万円寄附金受けたとか、スーパーのイベントの際に、そのスーパーの会社から寄附金を受けたとか、そういったものの積み重ねで受取寄附金の48万となるわけございまして、それから先ほどの2,000万の補助金は、やはり一般財源、それから光熱費補助や食材費補助等については、今回は復興・復旧基金から充てている。中小企業機構のほうは国から、国といいますかそちらから来ているという中身でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

まちづくりなみえの経営状況についてどのように町として捉えているのかというおたまだと思いますが、決算書そのものについては、会計士が入って基準にのっとってやっているということでございます。

ただ、一方で様々な事業をしていく中で、いわゆる純利益を計上して、内部留保をつくっていくというのが大事なものだと考えてい

ます。それぞれの事業の中で赤字のものもある、一方で収益を上げているものがある。具体的に申し上げますと、イベント事業であったり、いわゆる視察・研修等での対応については、収益を上げている、一方、カフェ事業については、赤字を計上しているという状況でございます。

当然ながら、赤字事業については、適切な見直しをしていただき、企業体、団体として適切な経営をしていただくということが、大事だというふうに考えておりますので、出資している町といたしましては、引き続き適切な経営に努めていただくよう指導等をしていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の副町長の答弁で質問させていただきます。

補助金等収入をもともと当てにしてやるような感じの事業形態になっているかと思われます。そこで、昨年度は2,000万円の税金からまちづくり会社にいっています。通常ですと、貸付金とかそういうような形で民間だとやられるんですけども、一般社団法人のまちづくり会社では、町の補助で大変な事業をやっているといつか、頼んでやっているんで、こういうような金額が、町の支出でこちらの入金になっているのかなと、収入になっているかと思われます。

それで、今年度も800万円という金額を計上されていたと思われますが、この純利益で2,300万円あって、今年度にも予算取りでは800万円まちづくり会社にいっています。その辺の予算取りは予算取りなんでしょうけれども、その辺を町としては、このまちづくり会社に支出する、まちづくり会社は補助金収入になっていますけれども、その辺の兼ね合いといっているのか、そのバランスは最終的に誰がどう決めて、この金額に去年はなった、今年度はなった経過をお伺いしたいと思ひます。

また、その上で、赤字があまりにも出た場合には、補填額が大きくなるかを心配して、このような質問をしているんですが、いくらになったら、もうかるのにはいくらでも結構だと思うんですが、万が一今年度等々だとコロナ、いろんな状況で多分運営もなかなか難しくなるのかなと予想される中で、町はいくらまでなら出資、出資といったらあれですけども、補助金で面倒を見られるのかを金額と合わせて答弁願ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） この決算書の中で、補助金収入を当てにし過ぎるのではないかというご指摘かと思ひますが、まちづくりなみえの

位置づけといたしますか、それにつきましては、こういった避難を余儀なくされて、再生復興に向けて動いている中で、シルバー人材センターの役割、あるいは研修をされる方々の受入れ等、なかなか町でできない部分を担っていただいております。

そういった中で、今回新たに道の駅の運営ということで、非常に先が見えない、そういった状況がままあることは、議員も承知だと思います。そういった中で、補助金の金額のありようについては、適宜見直しをいたしますけれども、今小林副町長が言ったように、赤字の部分あるいは黒字の部分もちろんございますので、やはり今までの流れといたしますか、まちづくりとは会社が違いますけれども、マリンパークあるいはいこいの村等につきましても、それぞれの役割があって、その補助金の出しようについては、いろいろ議論をしてきた経緯がございます。

そういったことも踏まえて、しっかりと自立できるように、適切に指導をしながら、やっぱり町と一緒に進んでいく、いかざるを得ない状況にございますので、その辺は議会とも様々な協議をしながら進めてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 損益計算書を見る限り、町からの補助がないと運営は厳しいという分析はできると思います。ざっと見たところですけれども、売上高などなど経常収益が1億5,800万、裏の事業費、事業関連費等が1億2,800万ということですから、町の補填がなければなかなか運営は厳しいということが、数字的には見て取れるというふうに思います。

何点かお尋ねしたいと思うんですが、先ほどの山本議員の質問に対する答弁で、3,500万の内訳として中小企業の何たらかんたらで2,000万、町から2,000万。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 1,000万か、失礼しました。中小企業何たらと言ったんですけども、それは1,000万。

これは、継続的に収入確保見通しがあるのかどうかというのが、第1点。

それから、第2点としては、細いことだからここでやっている必要もないんですけども、例えばさっきの説明で、受取寄附金の中身としては、イベントなどのときにいただいた寄附金、あるいはいろんなカンパ、普通はそういうのは雑収入なんだけども、どういう

基準で振り分けしているか分からないけれども、受取寄附金、カンパの場合寄附なのかといえば、税理士が入った会計処理からいけば本来は雑収入じゃないのかなというふうに思いました。これは質問ではありません。

それから、ちょっと気になったのは、支払利息というのが、支払利息ありましたよね、財務費用、支払利息が9万8,595円、左のバランスシート見ると借入金はないんですね。流動負債で何項目かあるけれども、このどの部分に支払利息が関係してくるのかなということが一つです。

それから、あと今年の売上げは1億2,200万です。調査不足ですが、前年比で売上げの増減はどうなっているのか。

それから、決算年度が3月31日ですが、コロナの影響はどの程度あったのかなと。なぜそれを聞くかというと、一般財団法人といえども、持続化給付金の給付の対象になると思うんですが、その件については、どんなふうに検討されたのか。

それから、支払給与との関係で、支払給与の5,400万、これももしコロナによる事業縮小等で、休暇があった場合には雇用調整給付金の申請も可能だと。その手続はどうされたのかということですね。

それから、9ページ、支払報酬約1,000万、課長の説明のときには税理士などに対する支払報酬だと。スパッと聞きます。税理士にいくらなんですか、年間。991万7,000円の大きな部分で結構ですから、支払先、支払額、もし税理士だけにこんなに払っているとは思えないんですが、支払報酬で経営改善できるとすれば、売上げ等の現状からいえば、見直したほうがいいのかな、見直しできるのではないかなというふうに思います。

以上、気がついたところお尋ねしました。お答えいただければというふうに。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午前11時13分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前11時19分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、補助金の中の中小企業基盤機構にぎわい補助金1,000万でございしますが、これはその都度大きなイベントがあるときに請求できる補助金でございしますので、毎回該当になるかどうかは分からないんですが、そういった状況になれば、随時申請していくということになると思います。

支払利息9万8,595円は、一時的に借入れし、そしてその全額を返しましてので、その分の利息でございします。

次に、売上げ、前年は1億1,500万8,000円でございしますので、今年は1億2,200万ですので、少し上がっているというような状況です。

次に、コロナの影響、持続化給付金、支払給与の雇用調整助成金、本格的にコロナの影響が出てきましたのが4月以降でございしますので、今年度そういった状況を踏まえて、給付の検討入っておりますが、道の駅の開業でかなり忙しかったので、今回落ち着いてきましたので、こういったことも取り組んでまいります。

次に、支払報酬990万のうち税理士に払っておりますのは、年間で96万、ほかかなり多いんですけれども、これはイベントをやったときに、それぞれの出演者に2万円ずつ払ったり、多い方ではサンドウィッチマンなどは高いです、ただそれはちょっとここでは金額差し控えますが、あとそういったその出演者、イベントの出演者のもろもろのかなりの数ございまして、そういった方の積み上げで残りの800万ぐらいになっております。

以上、6点の質問に一旦お答えいたしました。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 分かりました。再質問ありません。

発言の訂正をお認めいただきたいと思います。

私、一般財団法人というふうに申し上げましたけれども、一般社団法人でございしますので、そのように訂正をお認めいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保

を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の半谷正夫君から提案理由の説明を求めます。

半谷正夫君、登壇でお願いします。

〔5番 半谷正夫君登壇〕

○5番（半谷正夫君） ただいま事務局長朗読のとおりであります。

議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、去る９月８日の定例会開会以来、慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申し上げました全ての議案についてご承認をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

提出議案につきましては、訂正請求をさせていただくなど、大変ご迷惑をおかけいたしました。今後は提案前の事前確認を強化し、再発防止に努めてまいります。

また、定例会冒頭の一般質問におきましては、移住・定住施策に関するご意見、ご提言を多数いただきました。この課題につきましては、持続可能なまちづくりを実現するため、非常に重要な課題の一つとされています。国際研究拠点の誘致や中心市街地の再生など、いただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の施策立案に十分生かしてまいりたいと思います。引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

さて、ご承認いただきました議案第120号　一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業として創設いたしました新生児特別定額給付金事業や、ひとり親家庭等特別給付金、浪江町ふるさと産品事業など、非常に重要な予算であります。町民の皆様が安心して生活できるよう、事業者の皆様が安心して事業継続できますよう、速やかに事業に着手し、既に着手している事業と合わせて、町民生活の支援、事業所支援に取り組んでまいります。

また、議案第110号　浪江町営住宅等条例の一部改正につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、請戸住宅団地の完成に伴う改正であり、９年半の長きにわたりお待ちをいただいた請戸地区の町民の皆様にとって、待望の住宅であります。今月末には、鍵の引渡し式、10月１日より供用開始となります。町内での穏やかな生活を一日も早く取り戻していただきたいと考えております。

さらに、議案第114号　工事請負契約の締結につきましては、いよいよ丈六公園の復旧整備に着手いたします。丈六公園は、震災前花見の名所として、幼稚園や小学校の春の遠足で訪れる場所であり、多くの町民の憩いの場所でありました。再び町民が集い、かつての

憩いの場としての機能が取り戻せるよう、しっかりと工事を進めてまいります。

結びになりますが、昼夜の寒暖差が厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただき、今後の町の復興、町民福祉の向上のため、より一層のご活躍をご祈念申し上げて、閉会の挨拶といたします。

大変お世話さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和２年浪江町議会９月定例会を閉会します。

（午前１１時３５分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署 名 議 員 松 田 孝 司

署 名 議 員 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 泉 田 重 章